

第4章 来日外国人非行少年等の特性と非行の背景

第1節 調査の実施概要

1 調査の目的

本調査は、少年院に在院している来日外国人少年等の特性と非行の背景を明らかにするとともに、少年院における矯正教育の状況と（仮）退院後の出入国管理の実情等について把握することを目的とする。

2 調査対象

調査の対象とした者は、平成22年6月1日から11月30日の間に全国の少年院に在院し、又は新たに収容された、①外国籍を有する少年（特別永住者を除く。）³⁰、②日本国籍を有していても、日本語が不自由であるなどして日本人少年と異なる配慮を必要とする少年である。日本国籍者を含めたのは、元々来日外国人であった少年が帰化して日本国籍を取得した者がおり、こうした少年は日本国籍を有してはいるものの、日本語能力や文化・習慣の違いなどの点で非行の背景や処遇の在り方が日本人とは異なる可能性があるからである。なお、永住許可を取得済みの少年も調査対象とした。

また、少年院の処遇課程の種類との関係では、G2の少年に限定せず、G1、V2、E1、SE、SGなど、全ての処遇課程の上記少年を対象とした³¹。これは、近年、特別永住者でない外国人少年でもG2以外の処遇課程に分類されることがあるからである。

3 調査方法

調査方法は、少年院に在院中の来日外国人少年等に対する「在院時調査」と、当該少年が少年院から出院した後に行う「出院時調査」の2部から成る。本第1報告が扱う在院時調査は、巻末資料の在院時調査票を全国52庁全ての少年院に配布し、①調査開始時点（平成22年6月1日）で在院し、②調査終了時点（22年11月30日）までに新たに入院した来日外国人少年等について、少年院の教官が同調査票に記入する方式で行った。また、第2報

30 特別永住者を除いた理由は、日本に長期間定住している者が大半であり、生活実態において外国人特有の問題が発生することが少ないと思われるためである。

31 各処遇課程の対象者は次のとおりである。G2…外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者、G1…著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者、V2…職業能力開発促進法等に定める職業訓練（10か月未満）の履修を必要とする者又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者、E1…義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したもの、SE…義務教育課程の履修を必要とする者又は高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者、SG…社会生活に適應するための能力を向上させ、生活設計を具体化させるための指導を必要とする者

告で扱う出院時調査は、出院時調査票を在院時調査票と同時に配布しておき、在院時調査の対象となった少年が（仮）退院した際（調査終了時点（23年11月30日）で出院していない者を除く。）、少年院の教官が記入する方式で行った。

また、外国人少年を比較的多く収容している多摩少年院、久里浜少年院、瀬戸少年院及び横浜少年鑑別所において聞き取り調査を実施し、併せて入国管理局及び東京入国管理局横浜支局においても聞き取りを行った。

4 分析対象

上記の調査方法により計104人分の在院時調査票を回収したが、このうち1人については特別永住者であり、調査対象外の少年であったことから、これを除く103人を分析対象とした（以下「調査対象者」という。）。

また、少年矯正統計調査要領に基づく入所（院）者調査票からデータを得られる項目については、平成22年の少年院入院者（矯正統計年報における「少年院新収容者」）のうち日本国籍を有する少年3,524人（以下「日本人入院者」という。）との比較を行った。さらに、単年度で、しかも期間を半年間に限定した本調査による調査対象者の特殊性等の影響を確認するため、18年から22年の5年間に少年院に新たに入院した外国人少年のうち韓国・朝鮮籍の者を除いた409人（以下「参考外国人少年」という。）を参考値として計上した。なお、韓国・朝鮮籍の者を除いた理由は、少年院入院者では同国籍の者は特別永住者であることが多く、調査対象者の条件により近づけるためである。ただし、調査対象者を日本人あるいは参考外国人少年と比較する場合においては、次の諸要素に起因するずれや誤差が想定され得るため、その影響に留意する必要がある。

① 調査対象者については、上記半年間の新収容者及び在院者を抽出しており、それぞれ平成22年の新収容者、18年から22年までの新収容者を対象とする日本人入院者、参考外国人少年とは、抽出に係る時期、期間及び対象にずれがある（特に、参考外国人少年については、5年間遡るため、経済状況など時代背景の違いによる影響も十分に想定され得る。）。

② 参考外国人少年では、特別永住者でない韓国・朝鮮籍の者が除外される一方、同国籍以外の特別永住者が含まれるなど、国籍ないし在留資格の面で調査対象者との間で若干のずれがある。

③ 今回の調査では、少年矯正統計調査要領に基づく入所（院）者調査票での調査と異なり、上記のとおり少年院の教官が記入する方式によりデータを収集しているため、入院後に新たに判明した事実に基づき記入される場合があるほか、家庭の経済状況や不良集団への帰属等、評価的要素を含む項目については、若干のずれが想定され得る。

なお、図表において、各群の人員の実数を示すときは、(N=〇)と記している。

5 分析内容

本第1報告では、まず調査対象者の非行歴や非行の内容を明らかにした上で、日本での在留がその非行にどのような影響を与えているかを、在留状況、非行動機、就学、就労、保護者の状況、不良集団への関係といった観点から分析を加える³²。

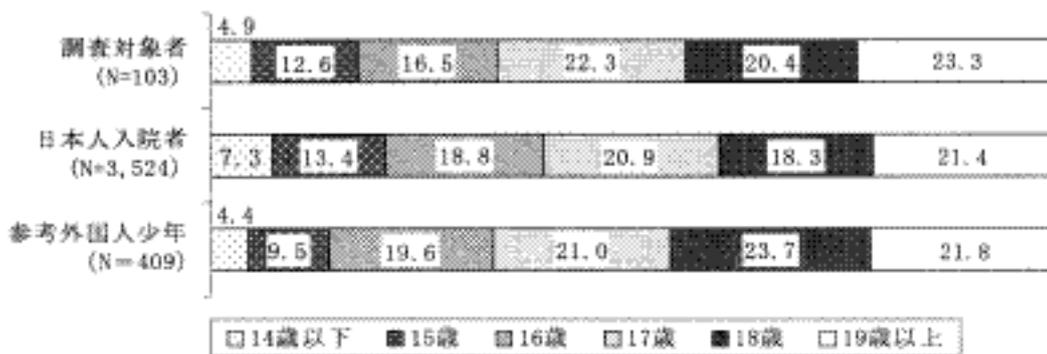
第2節 基本属性

1 性別・年齢

調査対象者103人の性別は、男子が94人（91.3%）、女子が9人（8.7%）である。

入院時の年齢は、4-2-1図のとおりである。平均年齢は17.1歳であり、17歳から19歳までの者が全体の66.0%を占める。

4-2-1図 入院時年齢



調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(5)=1.676, n.s.$]
 日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(5)=14.503, p<.05$]

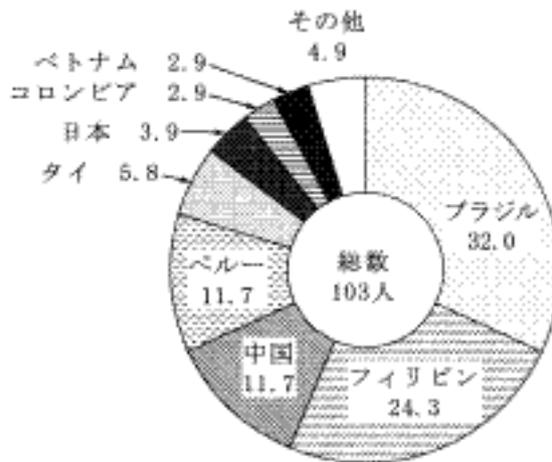
注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 国籍等

国籍等は、4-2-2図のとおりである。ブラジルが32.0%で最も多く、これにフィリピン24.3%、中国及びペルーが共に11.7%と次ぐ。日本国籍を取得した者も4人（3.9%）いる。

32 χ^2 検定における期待度数が5未満の項目が全体の20%以下で、かつ、期待度数の最小値が1以上である場合は、同検定を実施し、有意差が見られた場合には、さらに、残差分析を実施している。

4-2-2図 国籍等



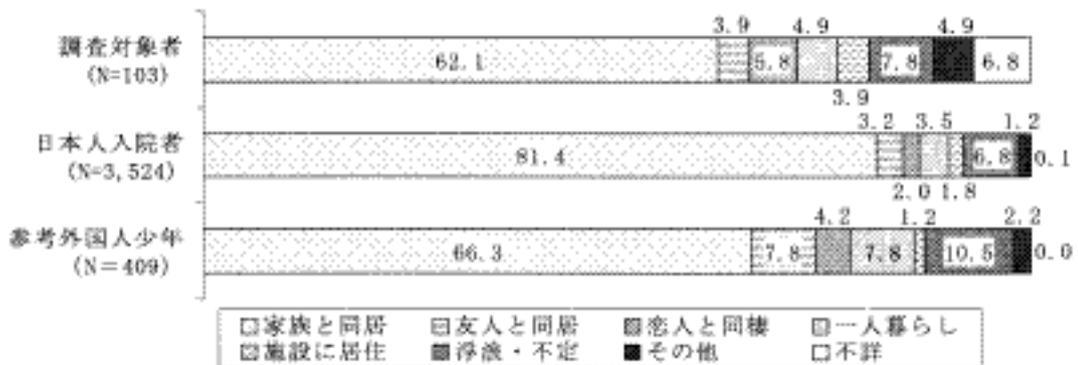
注 1 法務総合研究所の調査による。

注 2 その他は、トルコ、イラン、ボリビア、アメリカ、コンゴが各1名である。

3 居住状況

非行時の居住状況は、4-2-3図のとおりである。非行時の居住状況について、不詳の者を除外した上、「家族と同居」、「その他（友人と同居、恋人と同棲、一人暮らし、施設に居住、浮浪・不定、その他）」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られた ($\chi^2(1) = 13.365$ $p < .001$)。調査対象者で家族と同居の者の構成比は、62.1%と、日本人入院者の81.4%と比べて顕著に低い。

4-2-3図 居住状況

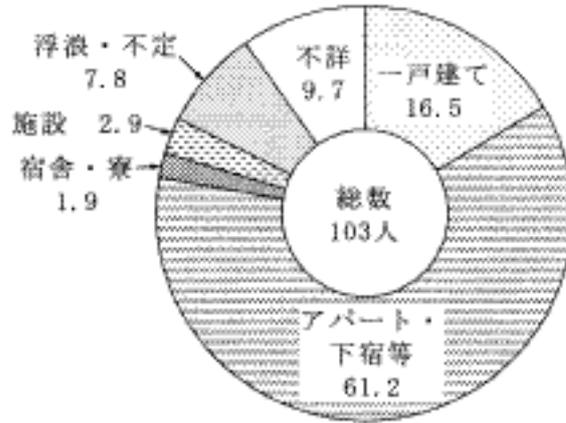


注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

4 居住形態

非行時の居住形態は、4-2-4図のとおりである。アパート・下宿・間借りの者が61.2%を占めている。

4-2-4図 居住形態

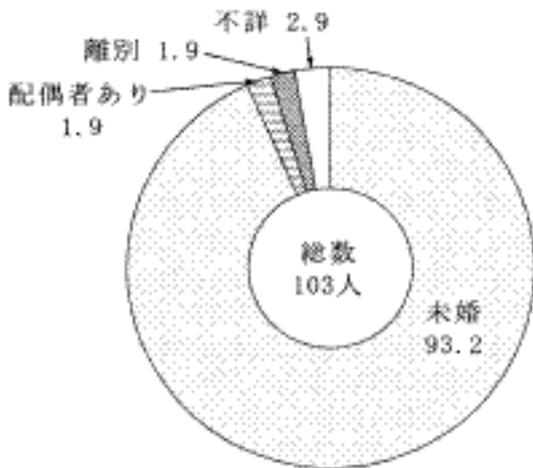


注 法務総合研究所の調査による。

5 婚姻歴・子の有無

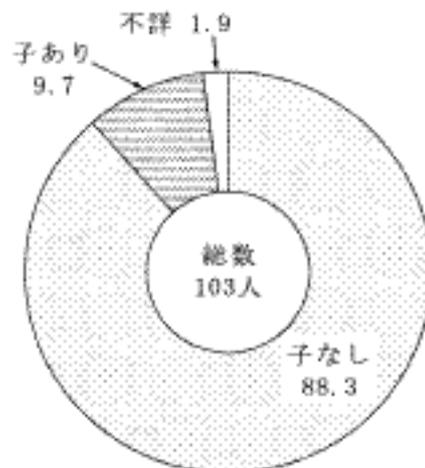
婚姻歴は、4-2-5-1図のとおりである。未婚の者が93.2%と大半を占めるが、配偶者ありの者も1.9%、離別の者も1.9%いる。なお、子がいる者は、9.7%見られた(4-2-5-2図)。

4-2-5-1図 婚姻歴



注 法務総合研究所の調査による。

4-2-5-2図 子の有無

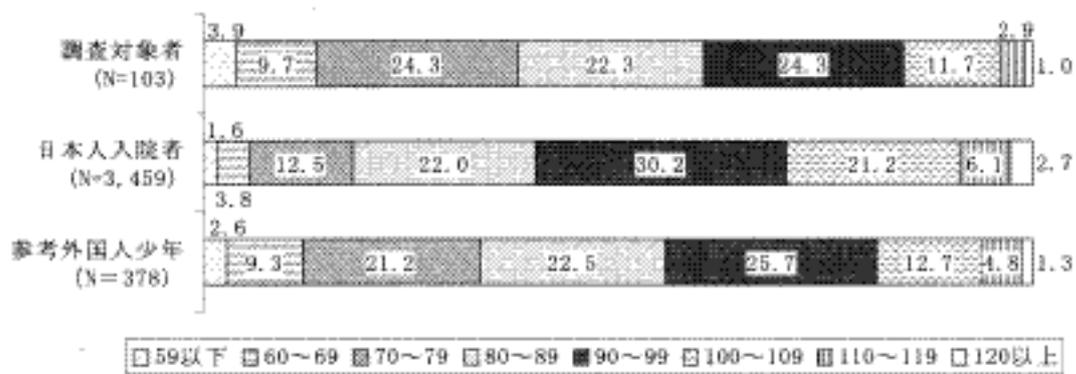


注 法務総合研究所の調査による。

6 知能指数

知能指数は、4-2-6図のとおりである。調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ、調査対象者の方が知能指数「60～79」の割合が明らかに高く、「100～109」が低い。知能指数が90未満の者の構成比は、日本人入院者が39.9%であるのに対し、調査対象者では60.2%（参考外国人少年は55.6%）である。なお、言語に依存する知能検査もあるため、外国人である調査対象者の場合、実際より知能指数の値が若干低く出ている可能性はある。

4-2-6図 知能指数



調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(7)=31.192, p<.001$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(7)=62.842, p<.001$]

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 不詳は除く。

7 精神障害の有無

精神障害の有無は、4-2-7図のとおりである。精神障害のある者は、調査対象者で5.8%、日本人入院者で9.2%である。

4-2-7図 精神障害の有無



調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(1)=1.365, n.s.$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(1)=10.559, p<.01$]

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

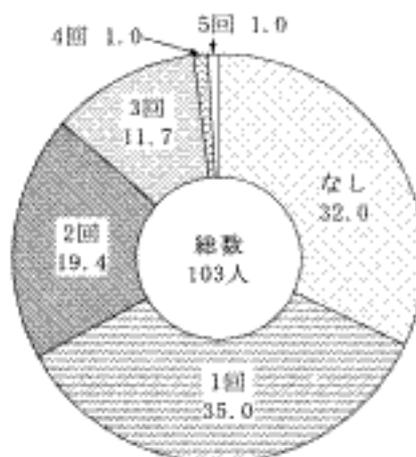
2 不詳は除く。

第3節 非行歴

1 家庭裁判所処分歴

家庭裁判所による保護処分及び審判不開始・不処分（以下この節、第5節及び第5章において「処分」という。）歴は、4-3-1-1図のとおりである。調査対象者の68.0%に処分歴があり、処分歴が2回の者は19.4%、3回以上の者も13.6%に及んでいる。

4-3-1-1図 家庭裁判所処分歴

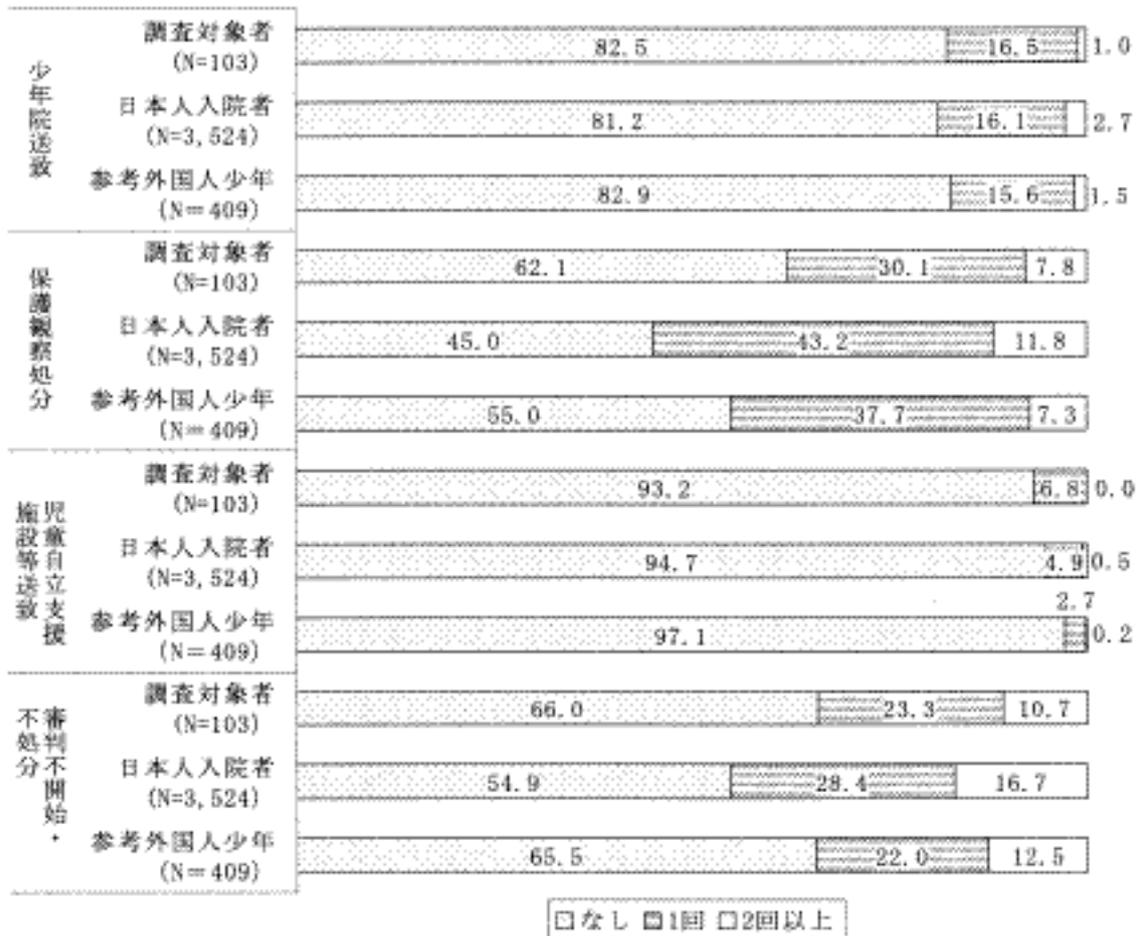


注1 法務総合研究所の調査による。

2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。

少年院送致歴，児童自立支援施設等（児童自立支援施設及び児童養護施設をいう。以下この節において同じ。）送致歴及び審判不開始・不処分歴では，調査対象者と日本人入院者との間に有意差は見られなかったが，保護観察処分歴については，有意差があり，調査対象者では保護観察処分歴がない者の割合（62.1%）が顕著に高い。また，少年院送致歴，保護観察処分歴がある者の構成比は，それぞれ調査対象者では17.5%，37.9%，日本人入院者では18.8%，55.0%である（4-3-1-2図）。ただし，調査対象者の場合，日本での在留期間が短い者も含まれているため，処分歴についての日本人少年との比較だけで調査対象者の方が非行性が進んでいないとまではいえない。

4-3-1-2図 家庭裁判所処分歴（比較）



少年院送致

調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(2)=1.157, n.s.$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(2)=2.315, n.s.$]

保護観察処分

調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(2)=11.857, p<.01$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(2)=17.061, p<.001$]

児童自立支援施設等送致

調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(2)=1.251, n.s.$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(2)=4.294, n.s.$]

審判不開始等

調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(2)=5.367, n.s.$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(2)=16.881, p<.001$]

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

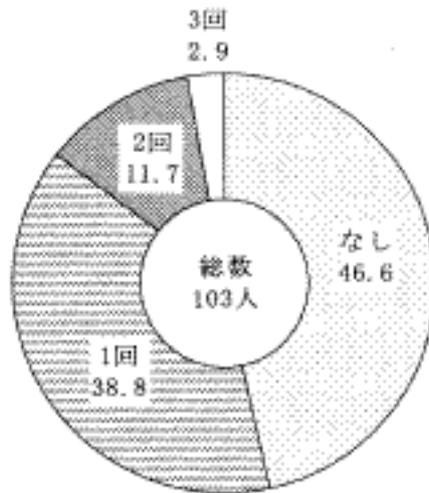
2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。

3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

2 保護処分歴

保護処分歴を見ると、4-3-2図のとおりである。保護処分歴が1回の者が38.8%、2回が11.7%、3回が2.9%となっており、上記のとおり少年院送致歴がある者は17.5%に及んでいる。

4-3-2図 保護処分歴



注 法務総合研究所の調査による。

3 刑事処分歴

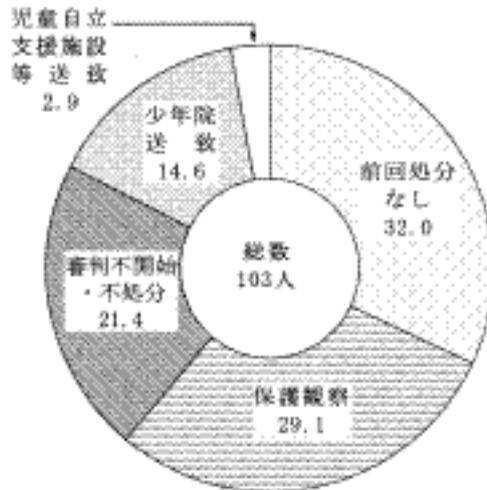
刑事処分歴のある者は1人もいなかった。

4 前回処分の内容

今回少年院へ入院することとなった処分（本件処分）の一つ前の家庭裁判所の処分（前回処分）の有無・内容について見たものが、4-3-4-1図である。前回処分のない者、すなわち処分歴のない者は3分の1弱にすぎず、3分の2以上の者に処分歴がある。前回処分の内容は、保護観察処分が29.1%、審判不開始・不処分が21.4%、少年院送致が14.6%、児童自立支援施設等送致が2.9%となっている。

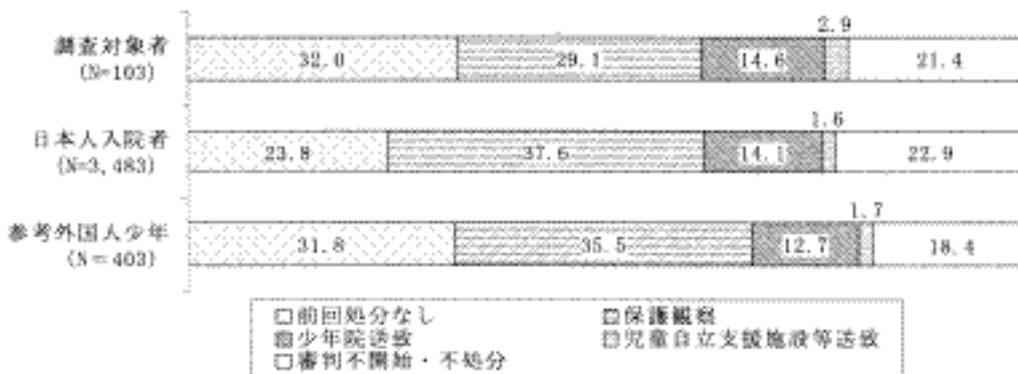
前回処分のない者の構成比は、調査対象者が32.0%に対し、日本人入院者は23.8%であるが、少年院送致歴のある者は、日本人入院者の14.1%に対し、調査対象者は14.6%となっている（4-3-4-2図）。

4-3-4-1図 前回処分の内訳



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

4-3-4-2図 前回処分の内訳（比較）



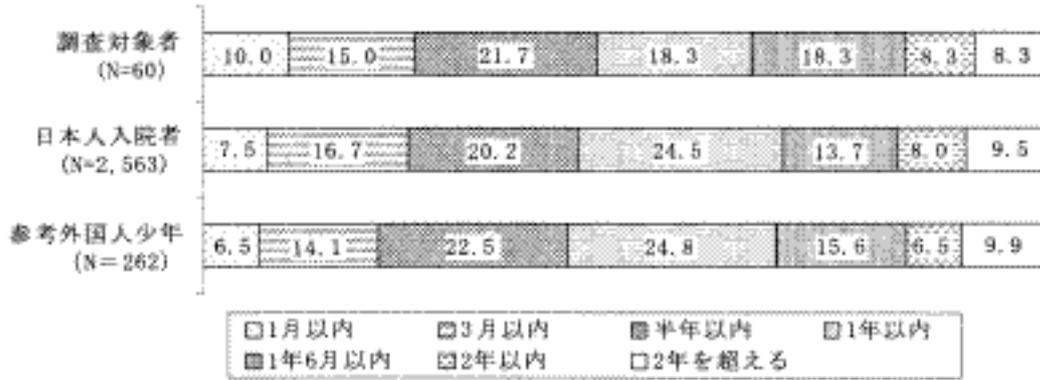
調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(4)=8.418, n.s.$]
 日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(4)=13.821, p<.01$]

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法統計部の資料による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

5 再非行期間

調査対象者のうち、前回処分がある者について、前回処分後、再非行が可能となる日（少年院送致の場合は仮退院日など施設からの退所日）から本件非行日までの期間（再非行期間）を見たものが、4-3-5-1図である。再非行期間が1月以内の者の構成比が10.0%、3月以内が15.0%、半年以内が21.7%となっている。再非行期間の平均日数は331.4日であり、半年以内で再非行に至っている者が46.7%、1年以内では65.0%に及んでいる（4-3-5-2図）。

4-3-5-1図 再非行期間（比較）

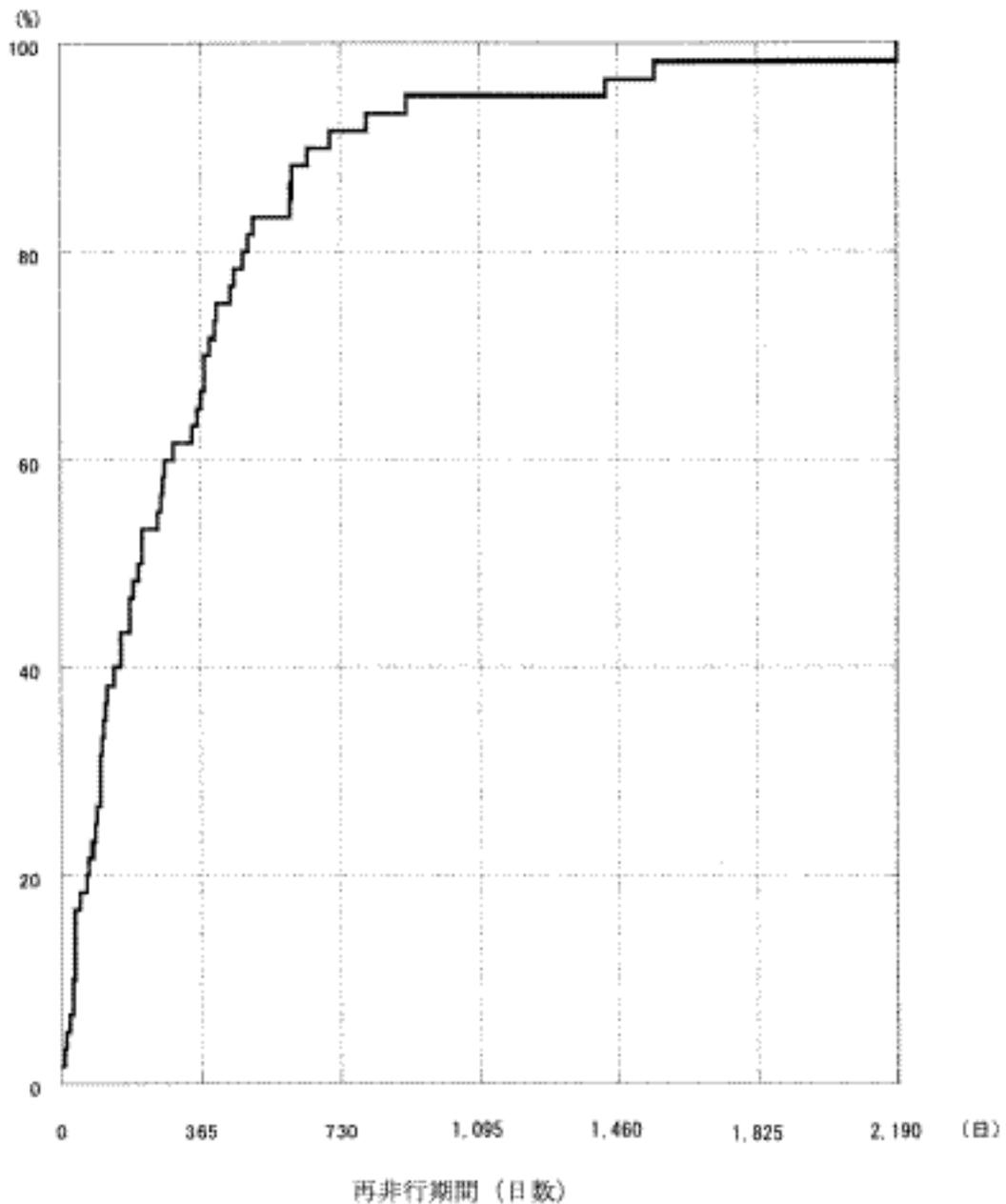


調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(6)=3.581, n.s.$]

日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(6)=3.335, n.s.$]

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 施設在所中の非行は除く。

4-3-5-2図 再非行期間

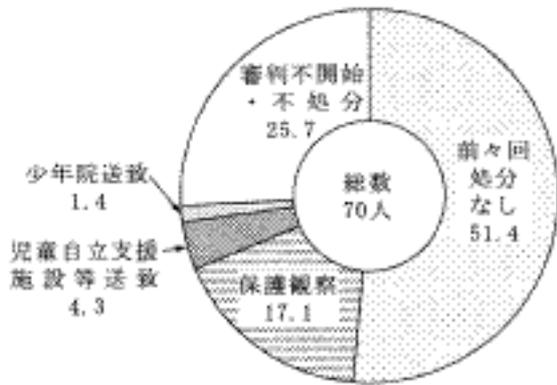


注 法務総合研究所の調査による。

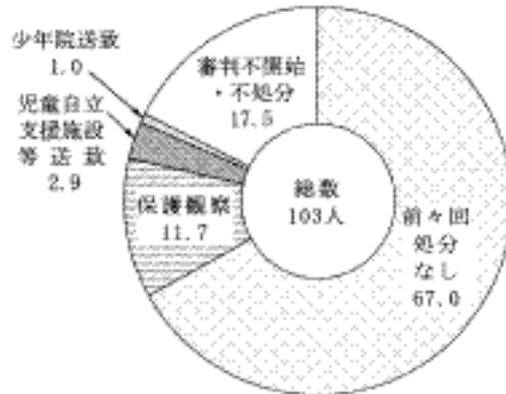
6 前々回処分の内容

前回処分がある者のうち、更に一つ前の処分、即ち今回少年院へ入院することとなった本件処分の2回前の家庭裁判所の処分（前々回処分）の有無・内容について見たものが、4-3-6-1図である。前回処分のある者のうち、前々回処分のない者の構成比は51.4%であるが、審判不開始・不処分歴のある者が25.7%、保護観察処分歴のある者が17.1%となっている。なお、4-3-6-2図は、全調査対象者について、前々回処分の有無・内容を見たものである。

4-3-6-1図 前々回処分



4-3-6-2図 前々回処分（全員）

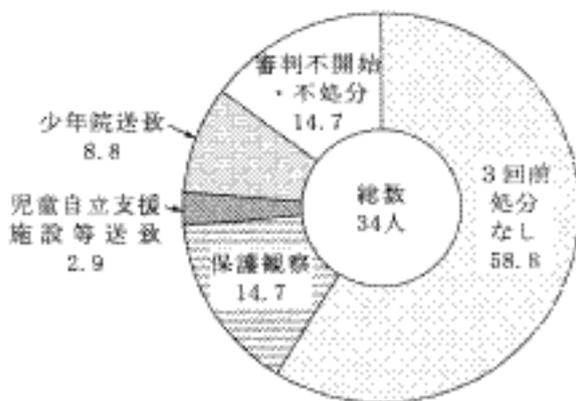


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

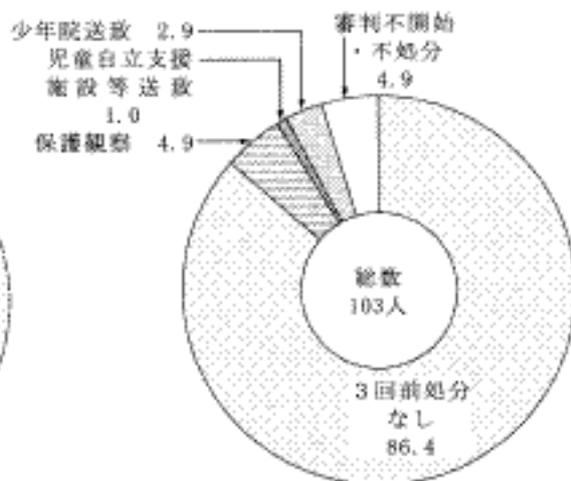
7 3回前の処分の内容

前々回処分がある者のうち、前々回処分の一つ前の処分、即ち今回少年院へ入院することとなった本件処分の3回前の家庭裁判所の処分（3回前処分）の有無・内容について見たものが、4-3-7-1図である。前々回処分がある者のうち、3回前処分歴がない者は58.8%であり、審判不開始・不処分歴と保護観察処分歴がある者がそれぞれ14.7%ずつおり、少年院送致歴がある者も8.8%いる。なお、4-3-7-2図は、全調査対象者について、3回前処分の有無・内容を見たものある。

4-3-7-1図 3回前の処分



4-3-7-2図 3回前の処分（全員）

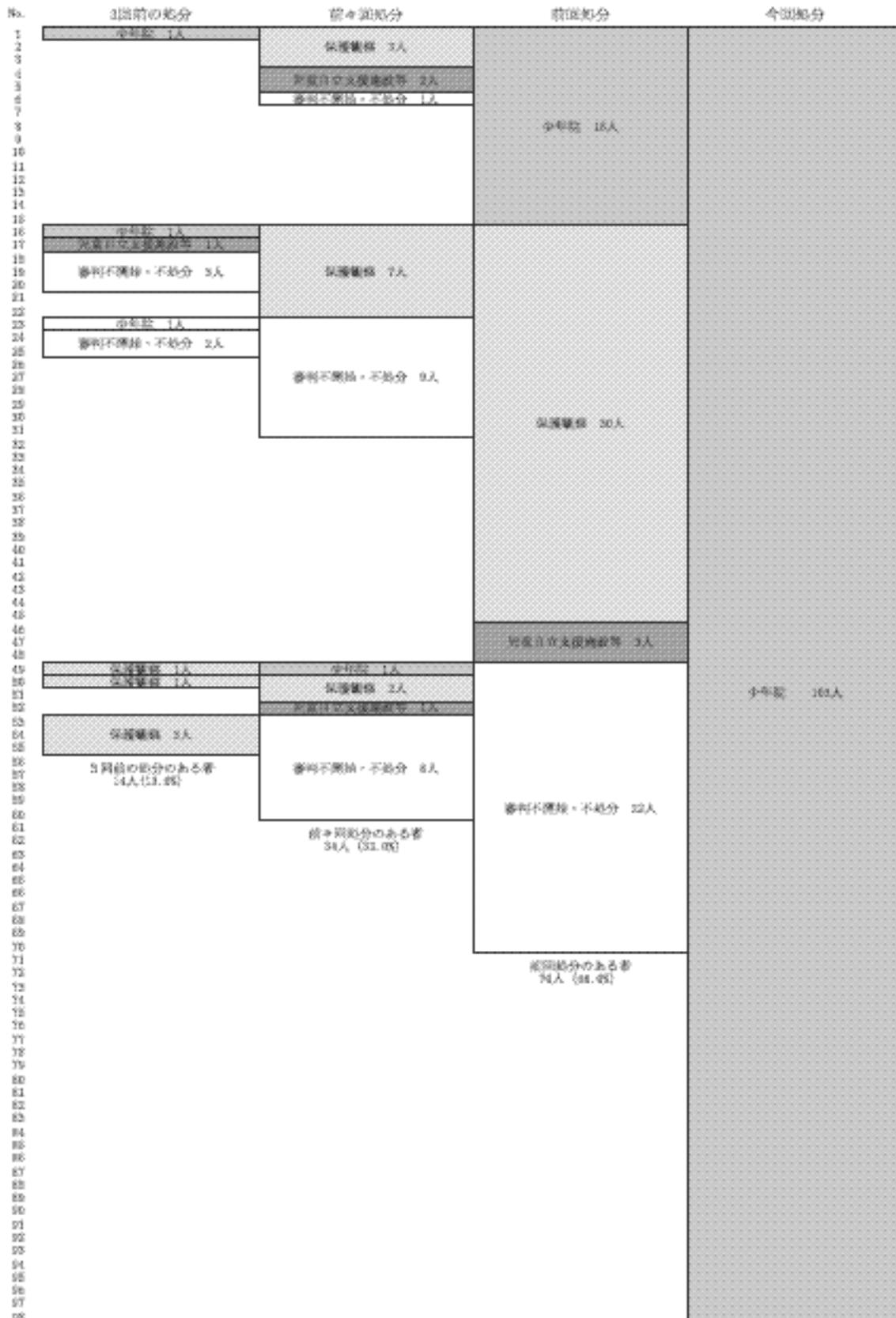


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

8 時系列で見た処分歴

家庭裁判所の処分歴を時系列で見たものが、4-3-8図である。縦軸の番号が一人一人の調査対象者を表し、横軸が3回前処分の内容から今回の少年院送致処分までの処分歴を表している。例えば、縦軸の番号がNo.1の者は、少年院送致→保護観察→少年院送致→少年院送致という処分歴を有することになる。

4-3-8図 時系列で見た処分歴



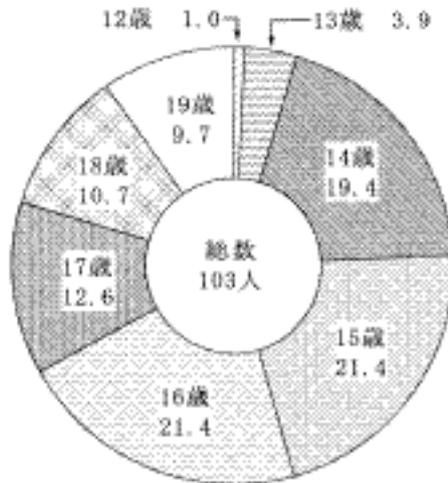
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分」は、保護処分及び審判不開始・不処分をいう。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設及び児童養護施設送致をいう。

9 初回非行時年齢

調査対象者に何歳頃から非行が見られたのかについては、来日時期や在留期間との関係を見る上でも重要であるが、初めて非行を行った時期を特定することは困難であるため、代わりに初めて家庭裁判所に送致され、処分を受けた時点での年齢をもって擬似的な初回非行時年齢とすることが考えられる。ただし、今回の調査では、調査対象者の家庭裁判所処分歴のうち今回の少年院送致決定から見て前々回の処分決定日までの調査にとどまるため、初回非行時年齢を正確に把握することはできない。しかし、3回前処分歴でさえ86.4%の少年が有していないことから、3回以上の処分歴がある者については、前々回の処分決定日をおよその初回処分時とみなすこととして、その時点での年齢分布を見たものが、4-3-9図である。最低年齢が12歳8か月、最高年齢が19歳10か月で、平均年齢が16.4歳である。

なお、家庭裁判所処分歴が3回以上ある少年も僅かながらいることから、実際の初回処分時年齢はこの値より僅かながら低いと考えられるが、以下、この値を初回非行時年齢として扱うこととする。

4-3-9図 初回非行時年齢



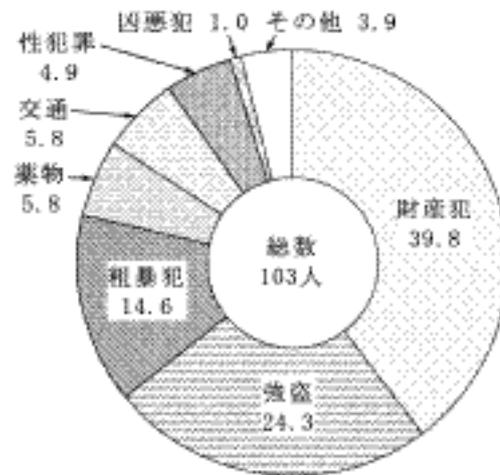
注 法務総合研究所の調査による。

第4節 非行内容

1 主たる非行名

主たる非行名は、4-4-1-1図のとおりである。調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られた。強盗（強盗致死傷を含み、強盗強姦（致死傷）を含まない。）は、日本人入院者では全体の4.8%であるのに対し、調査対象者では24.3%（参考外国人少年は17.8%）を占めており、圧倒的に高い（4-4-1-2図）。

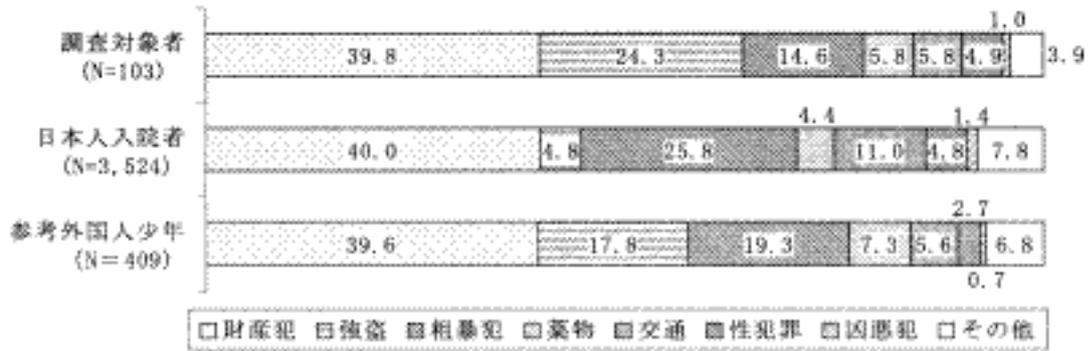
4-4-1-1図 主たる非行名



| 類型 | 非行名 | 調査対象者 | 日本人入院者 | 参考外国人少年 |
|-----|----------------|-------|--------|---------|
| 凶悪犯 | 殺人 | 1 | 12 | 2 |
| | 傷害致死 | - | 10 | 1 |
| | 放火 | - | 29 | - |
| 財産犯 | 窃盗 | 39 | 1,329 | 159 |
| | 詐欺 | 1 | 58 | 2 |
| | 横領・背任 | 1 | 12 | 1 |
| | 盗品譲受け等 | - | 11 | - |
| 強盗 | 強盗 | 8 | 67 | 35 |
| | 強盗致死傷 | 17 | 103 | 38 |
| 租暴犯 | 傷害 | 12 | 657 | 56 |
| | 暴行 | - | 39 | 3 |
| | 脅迫 | - | 4 | - |
| | 恐喝 | 3 | 183 | 16 |
| | 公務執行妨害 | - | 20 | 1 |
| | 暴力行為等処罰法 | - | 7 | 3 |
| 薬物 | 覚せい剤取締法 | 5 | 114 | 24 |
| | 毒劇法 | 1 | 34 | 4 |
| | 麻薬取締法 | - | 6 | 2 |
| 交通 | 危険運転致死傷 | - | 11 | - |
| | 自動車運転過失致死傷 | 1 | 53 | 2 |
| | 道路交通法 | 5 | 322 | 21 |
| 性犯罪 | 強姦・同致死傷 | 3 | 63 | 9 |
| | 強姦わいせつ・同致死傷 | 1 | 102 | 1 |
| | 強姦強姦・同致死傷 | 1 | 3 | 1 |
| その他 | 住居侵入 | 1 | 33 | 1 |
| | 通貨偽造 | - | 4 | - |
| | 文書偽造等 | - | 4 | - |
| | 偽証・虚偽告訴 | - | 1 | 1 |
| | わいせつ・わいせつ文書頒布等 | - | 5 | 1 |
| | 犯人隠匿等 | - | 2 | 1 |
| | 業務上過失致死傷 | - | - | 1 |
| | その他刑法犯 | 1 | 45 | 6 |
| | 軽犯罪法 | - | 2 | - |
| | 銃刀法 | - | 5 | 1 |
| | 売春防止法 | - | 3 | - |
| | 児童福祉法 | 1 | 13 | 1 |
| | 職業安定法 | - | 1 | - |
| | その他特別法犯 | - | 62 | 5 |
| | く犯 | 1 | 95 | 10 |
| 総数 | | 103 | 3,524 | 409 |

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 強盗が多いため、独立して計上してある。また、強盗強姦・同致死傷は、性犯罪に計上した。

4-4-1-2図 主たる非行名（比較）



調査対象者×日本人在院者 [$\chi^2(7)=80.452, p<.001$]

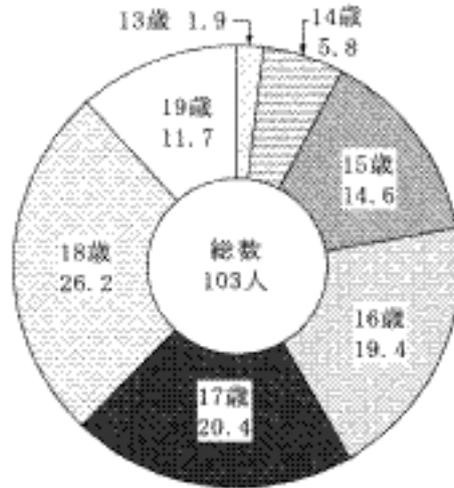
日本人在院者×参考外国人少年 [$\chi^2(7)=128.971, p<.001$]

- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 強盗は、強盗及び強盗致死傷である。

2 非行時年齢

本件非行日における年齢は、4-4-2図である。最低年齢が13歳6か月，最高年齢が19歳9か月で，平均年齢が17.3歳である。

4-4-2図 非行時年齢



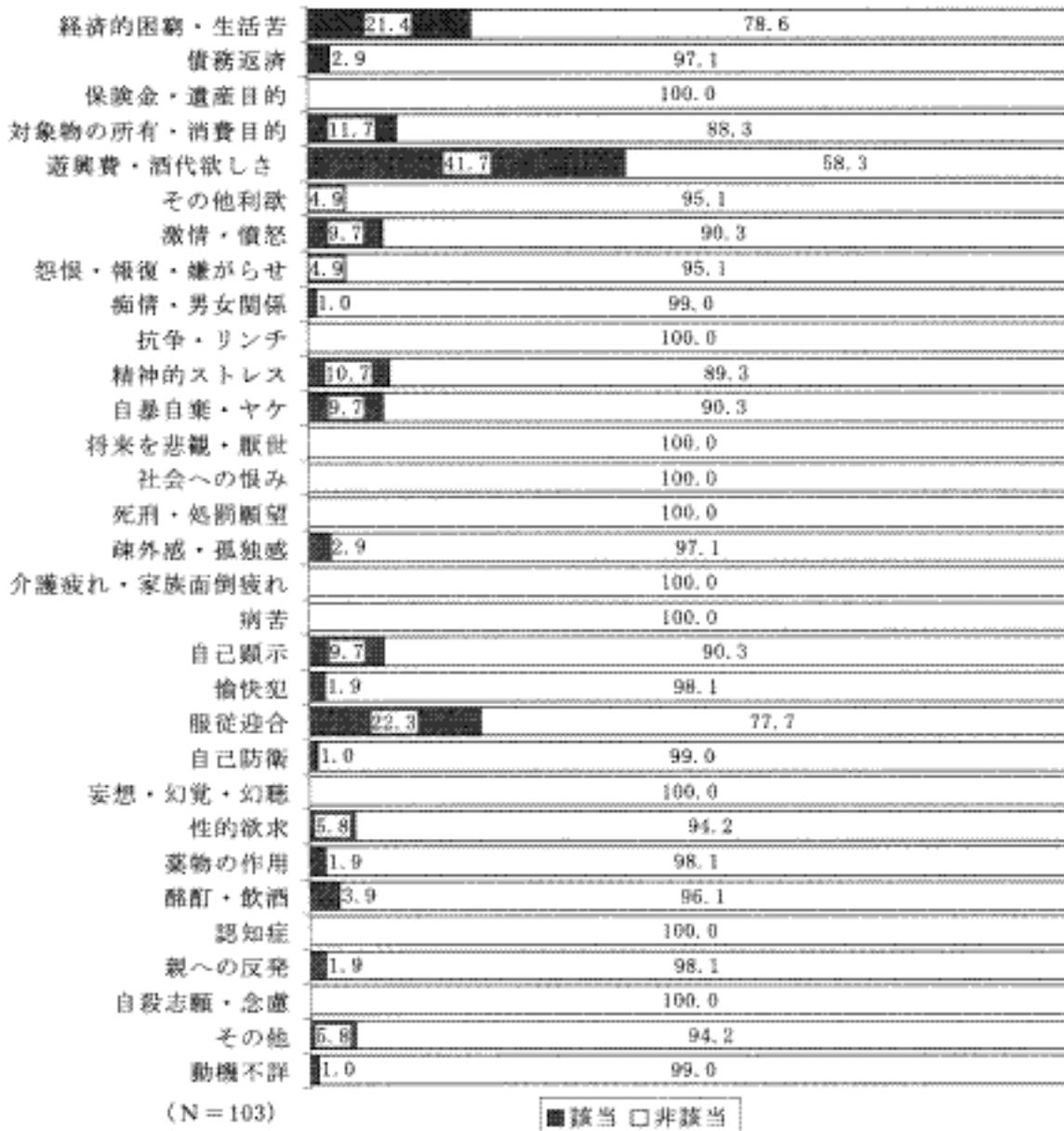
注 法務総合研究所の調査による。

3 直接的な非行動機

(1) 全体

犯行に至った直接的な動機（複数回答）は、4-4-3-1図のとおりである。財産犯に見られる利欲や経済的困窮といった動機を除くと、服従迎合が23人（22.3%）に見られるのが特徴的であり、また、精神的ストレスや自暴自棄など精神的疲労による者がそれぞれ10.7%と9.7%、激情・憤怒が9.7%見られた。

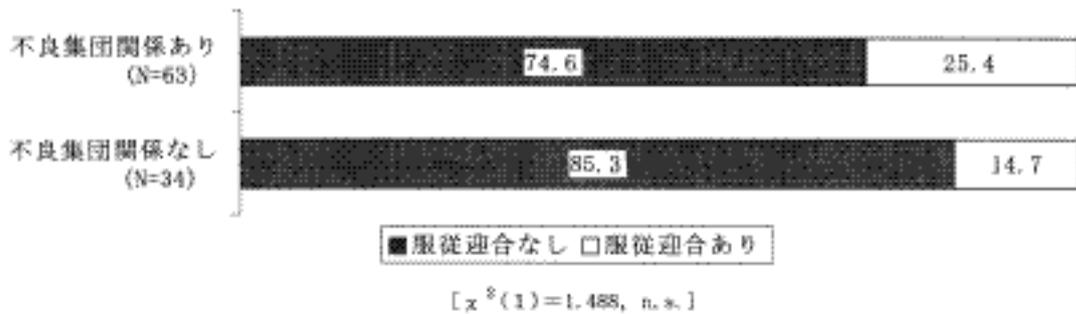
4-4-3-1図 非行動機



注 法務総合研究所の調査による。

不良集団への帰属との関係では、その有無と非行動機としての服従迎合の有無に有意な差はなかった（4-4-3-2図）。

4-4-3-2図 非行動機としての服従迎合と不良集団関係

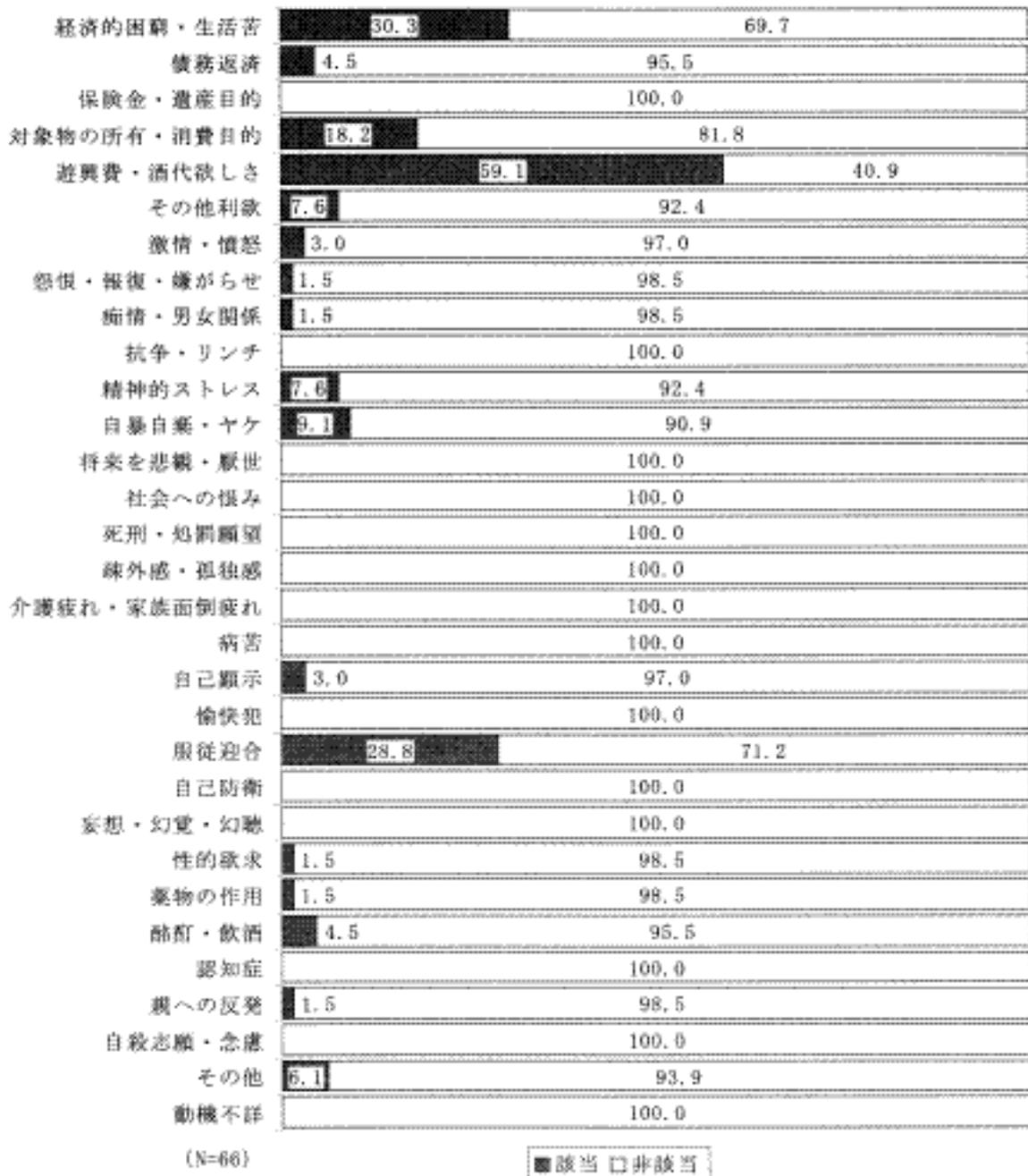


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不良集団への帰属が不詳のものを除く。

(2) 財産犯・強盗の非行動機

非行動機は非行名（罪種）によって異なるため、主たる非行名が財産犯・強盗の者（66人）について非行動機（複数回答）を見たものが、4-4-3-3図である。遊興費・酒代欲しさ（59.1%）や対象物の所有・消費目的（18.2%）といった利欲目的の比率が高くなっているが、経済的困窮・生活苦からの犯行も30.3%に及んでいる。

4-4-3-3図 財産犯・強盗の非行動機



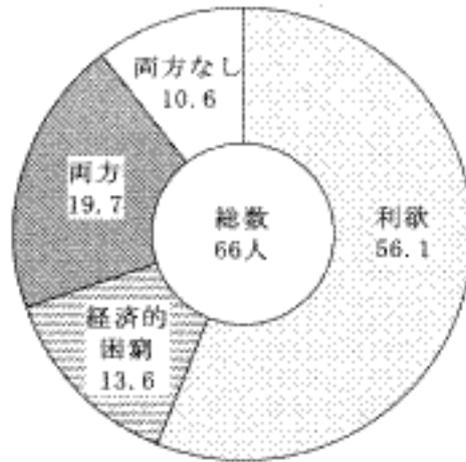
注 法務総合研究所の調査による。

さらに、経済的困窮・生活苦、債務返済に該当する者を「経済的困窮」に、保険金・遺産目的、対象物の所有・消費目的、遊興費・酒代欲しさ、その他の利欲に該当する者を「利欲」に、大項目としてまとめ、それぞれの大項目に該当する者の構成比を見ると、4-4-3-4図のとおりである。66人中、37人（56.1%）が利欲だけの者、9人（13.6%）が経済的困窮だけの者となっており、13人（19.7%）が利欲と経済的困窮の両方を動機と

する者であった。

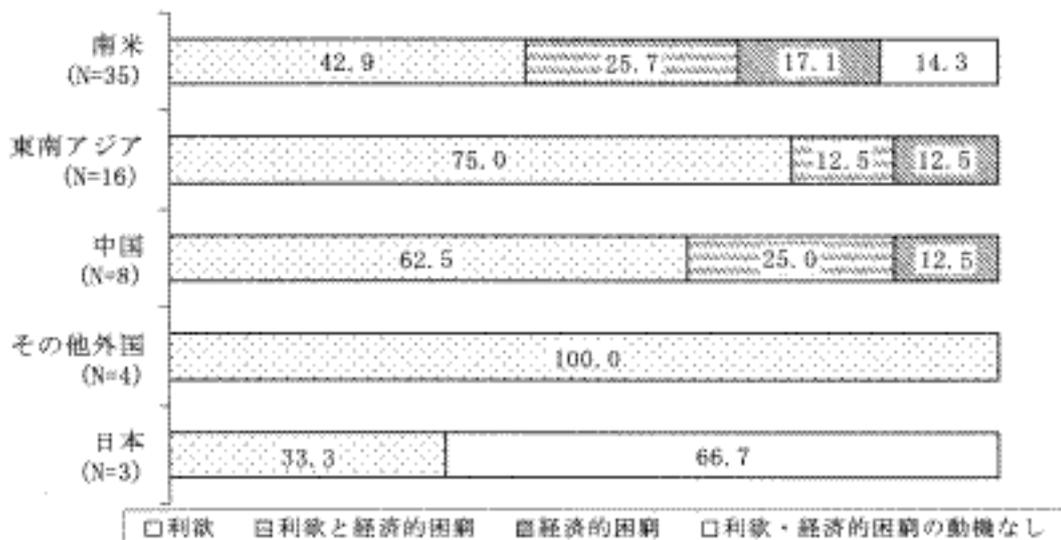
利欲と経済的困窮の有無を出身地域別にまとめて見ると、4-4-3-5図のとおりである。東南アジア（フィリピン、ベトナム、タイ）出身の者で16人中14人（87.5%）、中国出身の者で8人中7人（87.5%）が利欲であり、南米（ブラジル、ペルー、コロンビア、ボリビア）出身の者では35人中15人（42.8%）が経済的困窮である。

4-4-3-4図 利欲・経済的困窮の有無



注 法務総合研究所の調査による。

4-4-3-5図 出身地域と利欲・経済的困窮の関係

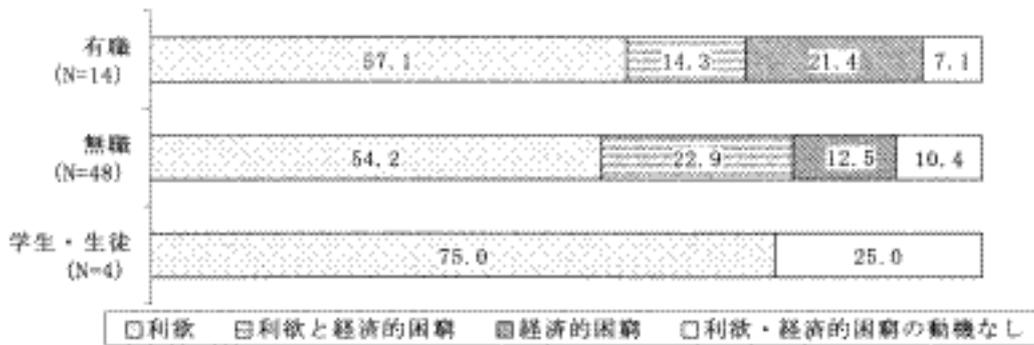


注 法務総合研究所の調査による。

就労状況と財産犯・強盗の非行動機としての利欲と経済的困窮の有無の関係を見たものが、4-4-3-6図である。財産犯・強盗を行った調査対象者66人のうち、無職の者が48人(72.7%)を占めていた。

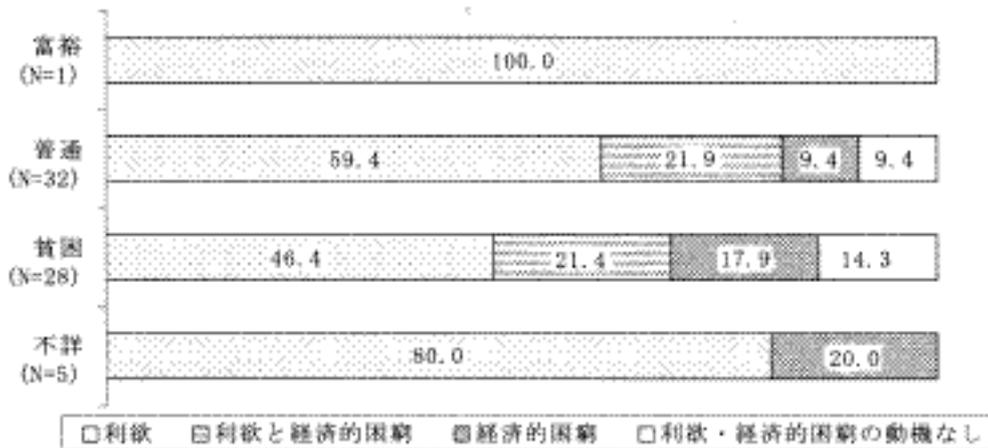
また、家庭の生活程度と財産犯・強盗の非行動機としての利欲と経済的困窮の有無の関係については、貧困家庭では約4割の者が経済的困窮を動機とするのに対し、普通家庭では約3割であった。(4-4-3-7図)。

4-4-3-6図 就労状況と利欲・経済的困窮の関係



注 法務総合研究所の調査による。

4-4-3-7図 家庭の生活程度と利欲・経済的困窮の関係



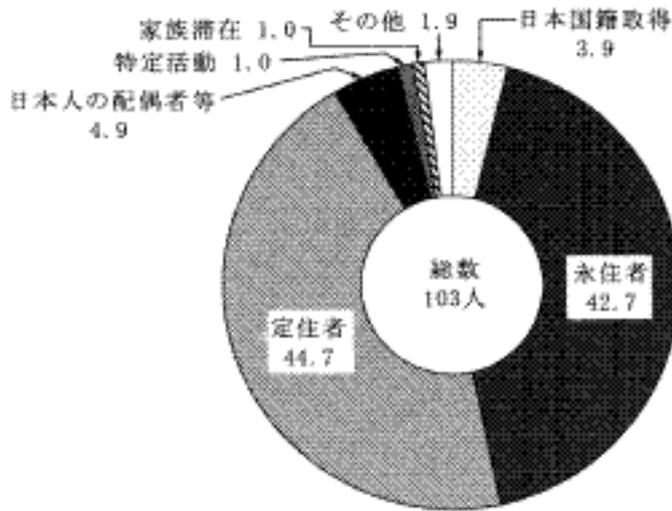
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

第5節 在留状況

1 在留資格

調査対象者103人の在留資格は、4-5-1-1図のとおりである。永住者が44人（42.7%）、定住者が46人（44.7%）であり、4人（3.9%）が既に帰化して日本国籍を取得している。国籍等別の在留資格を見ると、4-5-1-2図のとおりである。フィリピンは永住者の割合が低く、定住者の割合が高い。

4-5-1-1図 在留資格



注 法務総合研究所の調査による。

4-5-1-2表 国籍等別の在留資格

| 区分 | 定住者 | 永住者 | 日本人の配偶者等 | 日本国籍取得 | 特定活動 | 家族滞在 | その他 | 全体 |
|-------|--------------|--------------|-------------|--------------|------------|-------------|-------------|----------------|
| ブラジル | 14 (42.4) | 19 (57.6) | - | - | - | - | - | 33 (100.0) |
| ペルー | 5 (41.7) | 6 (50.0) | - | - | 1 (8.3) | - | - | 12 (100.0) |
| コロンビア | - | 2 (66.7) | - | - | - | - | 1 (33.3) | 3 (100.0) |
| 中国 | 5 (41.7) | 7 (58.3) | - | - | - | - | - | 12 (100.0) |
| フィリピン | 16 (64.0) | 6 (24.0) | 2 (8.0) | - | - | - | 1 (4.0) | 25 (100.0) |
| ベトナム | 1 (33.3) | 2 (66.7) | - | - | - | - | - | 3 (100.0) |
| タイ | 3 (50.0) | - | 3 (50.0) | - | - | - | - | 6 (100.0) |
| 日本 | - | - | - | 4 (100.0) | - | - | - | 4 (100.0) |
| その他 | 2 (40.0) | 2 (40.0) | - | - | - | 1 (20.0) | - | 5 (100.0) |
| 全体 | 46 (44.7) | 44 (42.7) | 5 (4.9) | 4 (3.9) | 1 (1.0) | 1 (1.0) | 2 (1.9) | 103 (100.0) |

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

2 来日時年齢

調査対象者のうち、日本国籍を取得した者4人については、在留関係の情報が得られないため、これを除いた99人について見ることにする。

在留のため日本に初めて入国したときの年齢は、4-5-2-1表及び4-5-2-2図のとおりである。25人(25.3%)が日本で出生した者(以下「日本出生者」という。)であり、残りの74人(74.7%)が外国で出生後、日本に来日した者(以下「来日少年」という。)である。

来日時年齢は0歳から17歳までにわたっており、0歳から5歳までを「乳幼児期」、6歳から11歳までを「小学校期」、12歳から14歳までを「中学校期」、15歳から17歳までを「高校期」とすると(以下、これらを「来日時年齢類型」という。ただし、小学校期、中学校期、高校期といっても調査対象者が就学していることを意味しない。)、乳幼児期と小学校期の来日少年がそれぞれ25人(各33.8%)、中学校期が14人(18.9%)、高校期が10人(13.5%)となっている。また、来日少年の平均来日時年齢は8.5歳である。

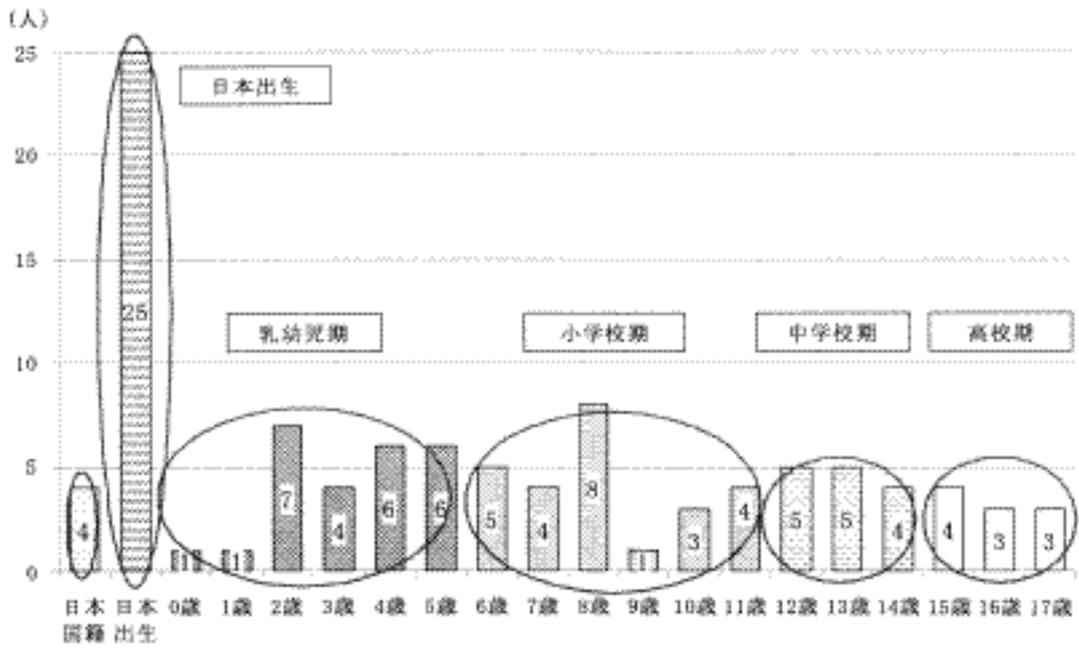
さらに、来日時年齢を国籍等別に見たものが、4-5-2-3図である。ブラジルは、乳幼児期から小学校期にかけての来日少年が8割を超え、中学校期及び高校期の来日少年は2割に満たない。これに対し、フィリピンや中国は、日本出生の者や乳幼児期から高校期にかけての来日少年がおおむね均等にいる。

4-5-2-1表 来日時年齢

| 入国 時年 齢 | 日本 出生 者 | 来日少年 | | | | | | | | | | | | | | | | | 計 | | |
|---------------|---------------|--------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | 乳幼児期 (33.8%) | | | | | 小学校期 (33.8%) | | | | | 中学校期 (18.9%) | | 高校期 (13.5%) | | | | | | | |
| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | | 17歳 | |
| 人数 | 25 | 74 | 1 | 1 | 7 | 4 | 6 | 6 | 5 | 4 | 8 | 1 | 3 | 4 | 5 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 99 |
| 構成比 | 25.3 | 74.7 | 1.0 | 1.0 | 7.1 | 4.0 | 6.1 | 6.1 | 5.1 | 4.0 | 8.1 | 1.0 | 3.0 | 4.0 | 5.1 | 5.1 | 4.0 | 4.0 | 3.0 | 3.0 | 100.0 |

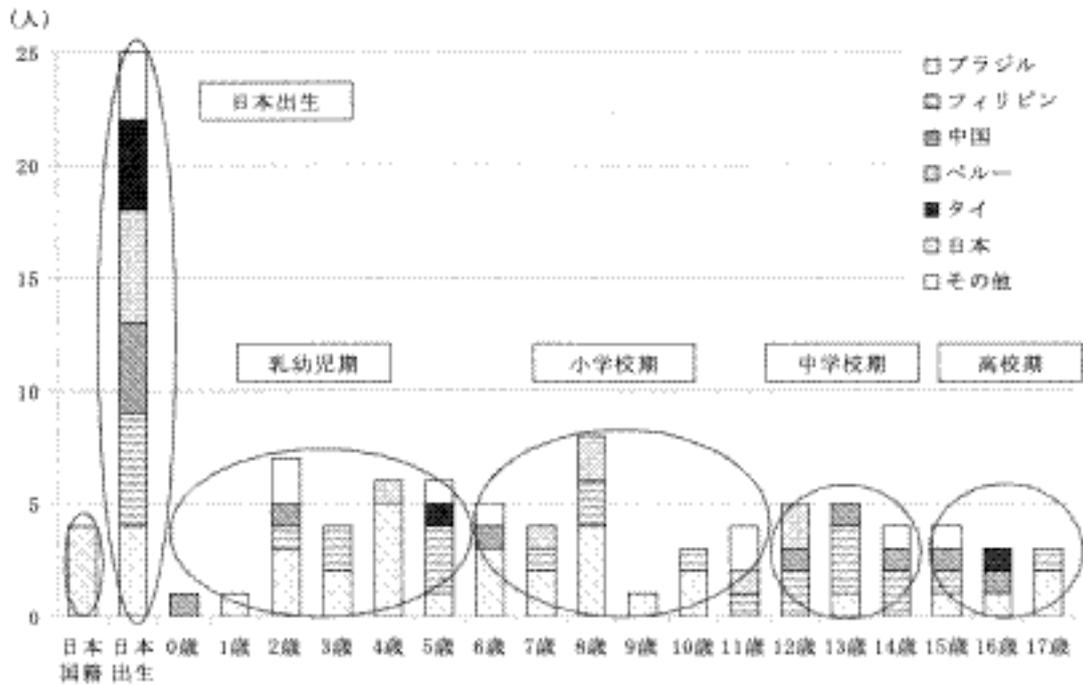
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 日本国籍者を除く。

4-5-2-2図 来日時年齢類型



注 法務総合研究所の調査による。

4-5-2-3図 国籍等と来日時年齢類型

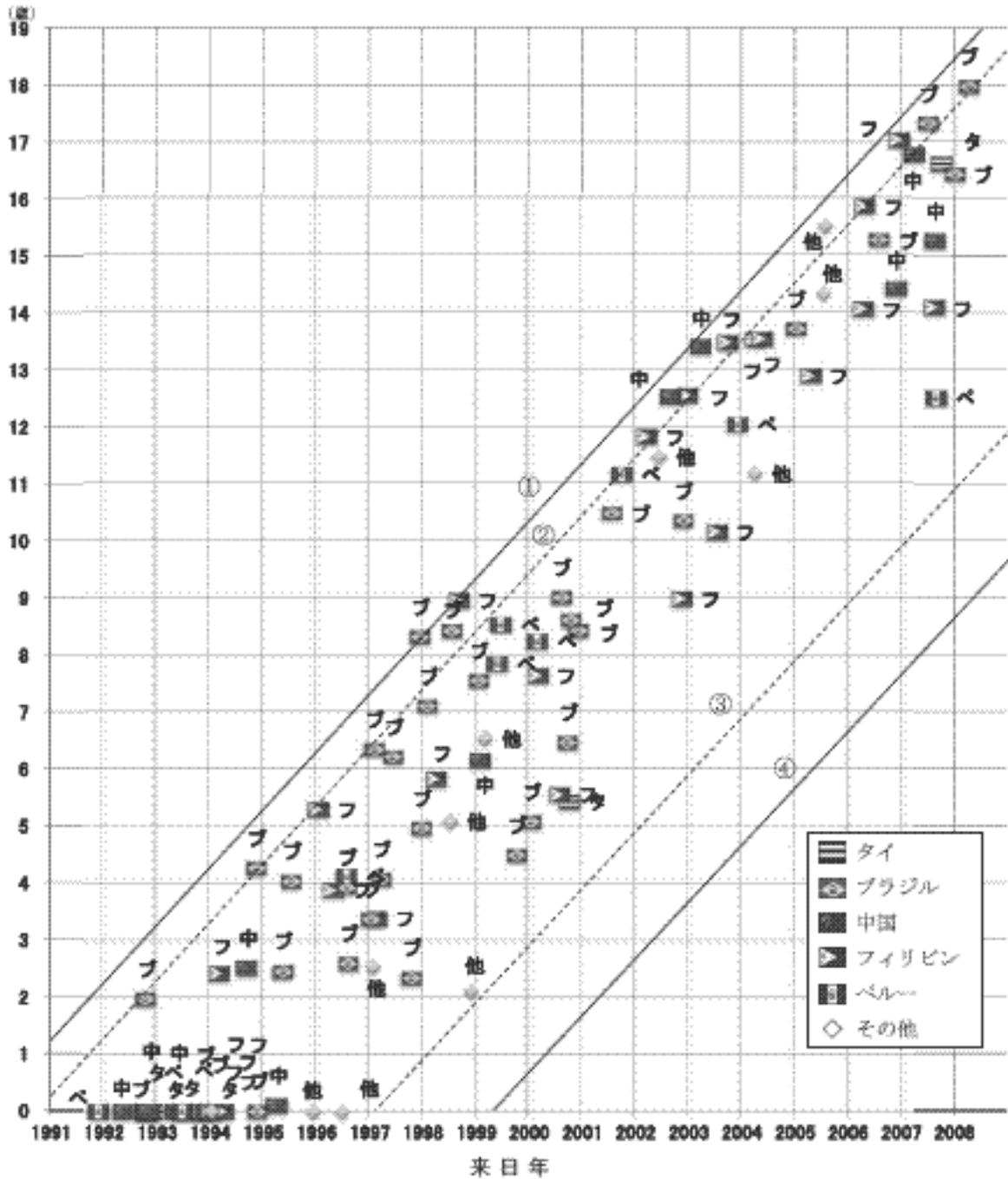


| 区分 | 日本出生 | 乳幼児期 | 小学校期 | 中学校期 | 高校期 | 全体 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| ブラジル | 4 (12.1) | 12 (36.4) | 12 (36.4) | 1 (3.0) | 4 (12.1) | 33 (100.0) |
| ベトナム | 5 (41.7) | 1 (8.3) | 4 (33.3) | 2 (16.7) | - | 12 (100.0) |
| フィリピン | 5 (20.0) | 6 (24.0) | 5 (20.0) | 7 (28.0) | 2 (8.0) | 25 (100.0) |
| タイ | 4 (66.7) | 1 (16.7) | - | - | 1 (16.7) | 6 (100.0) |
| ベトナム | 1 (33.3) | 1 (33.3) | - | - | 1 (33.3) | 3 (100.0) |
| 中国 | 4 (33.3) | 2 (16.7) | 1 (8.3) | 3 (25.0) | 2 (16.7) | 12 (100.0) |
| その他 | 2 (25.0) | 2 (25.0) | 3 (37.5) | 1 (12.5) | - | 8 (100.0) |
| 全体 | 25 (25.3) | 25 (25.3) | 25 (25.3) | 14 (14.1) | 10 (10.1) | 99 (100.0) |

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。

来日年と来日時年齢を国籍等別に見ると、4-5-2-4図のとおりである。平成12年(西暦2000年)まではブラジルからの来日が多く、それ以降はフィリピンが多くなっている。つまり、ブラジルの者は、定住者の在留資格が創設されて間もない1990年代に乳幼児期や小学校期前半に来日し、日本に在留する間に非行を行っているのに対し、フィリピンは2000年代に入ってから小学校期後半以降に来日し、比較的短期間のうちに非行を行っていることになる。さらに、おおむね12歳以上という少年院収容可能年齢との関係で、入国年が遅くなるほど来日時年齢が高くなるのは当然としても、2001年以降の来日少年ではやや年齢が高い者の目立つ。

4-5-2-4図 来日年と来日時年齢（国籍等別）



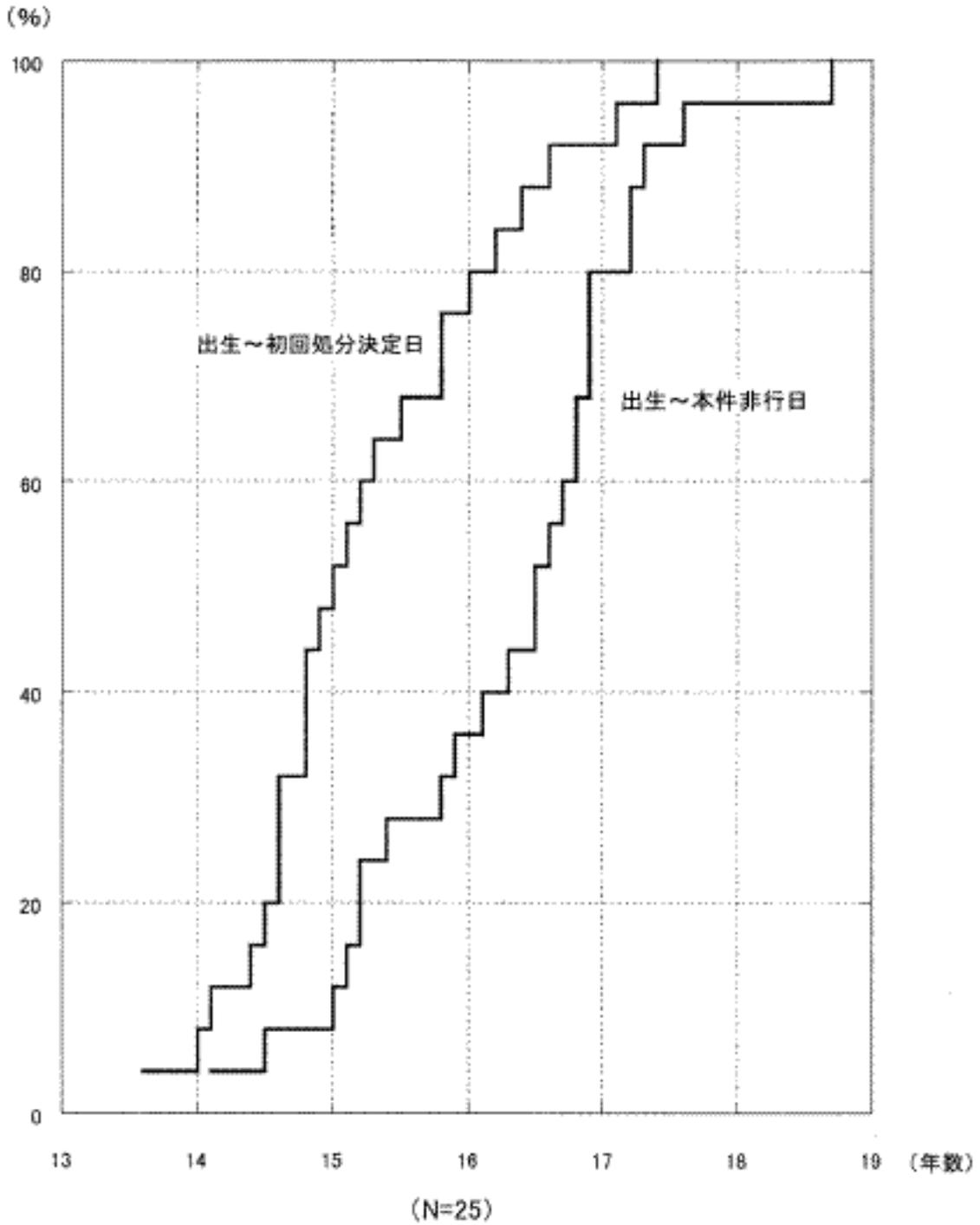
注 法務総合研究所の調査による。

3 来日から初回非行時までの期間

(1) 日本出生者

日本出生者の初回非行時（処分決定時をいう。以下本項において同じ。）の年齢は、平均で15.3歳である。出生してから初回の処分決定日（3回以上処分歴がある者は前々回の処分決定日で代替）までの年数と、出生してから本件非行日までの年数を見たものが、4－5－3－1図である。

4-5-3-1図 出生から初回非行時と本件非行時までの期間



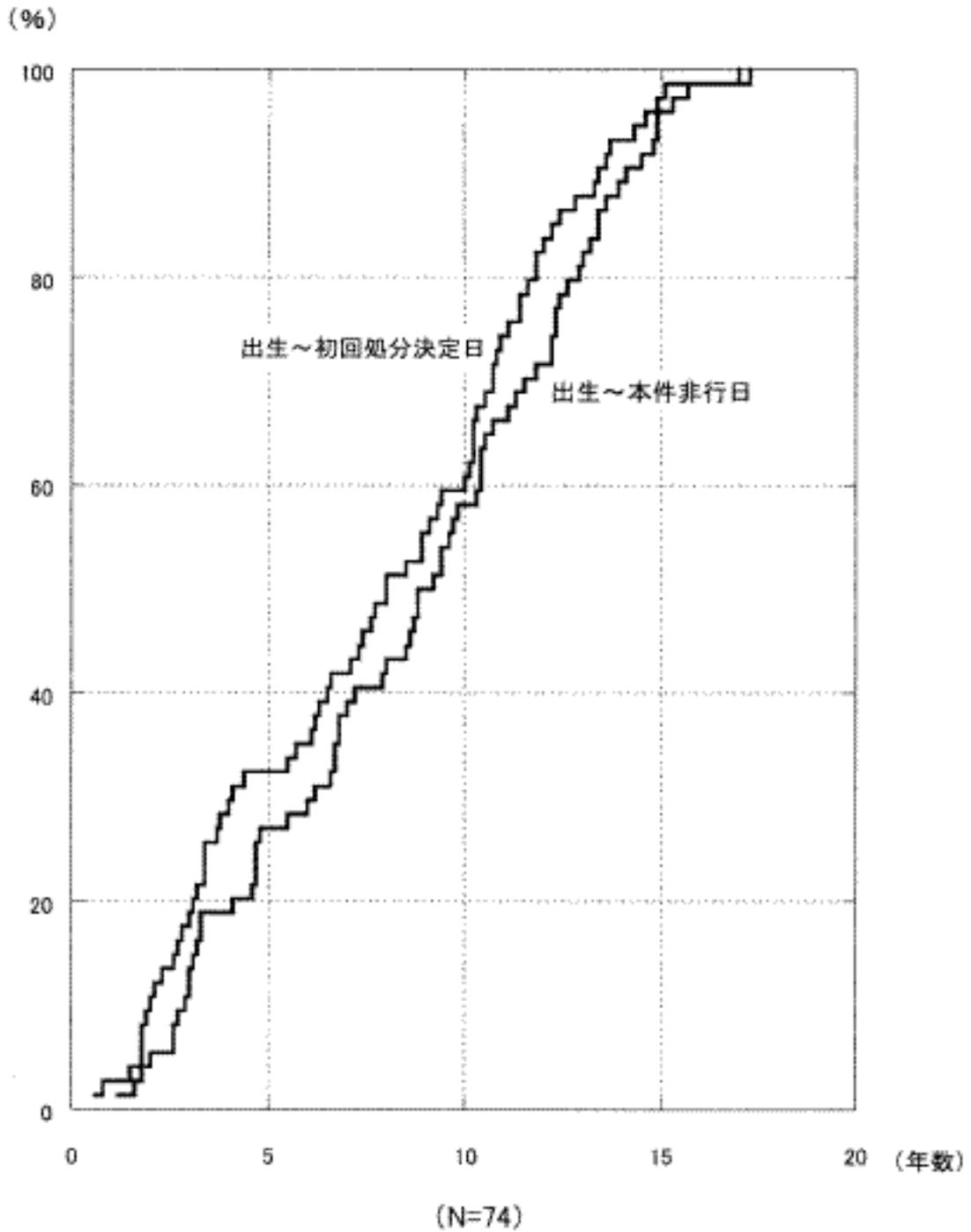
| 区 分 | 平均 | 最低 | 最高 |
|------------------|-------|--------|--------|
| 来日時年齢（日本出生のため0歳） | - | - | - |
| 初回非行時年齢（初回処分時年齢） | 15.3歳 | 13年7か月 | 17歳4か月 |
| 出生から初回非行時までの期間 | 15.3年 | 13.6年 | 17.4年 |
| 本件非行時年齢 | 16.3歳 | 14年1か月 | 18年8か月 |
| 出生から本件非行時までの期間 | 16.3年 | 14.1年 | 18.7年 |

注 法務総合研究所の調査による。

(2) 来日少年

来日少年の初回非行時年齢は、平均で16.7歳である。来日少年の平均入国時年齢は8.9歳であるから、来日してから平均7～8年で、(日本で)初めての非行を行っていることになる。来日少年が来日してから初回の処分決定日(3回以上処分歴がある者は前々回の処分決定日で代替)までの年数と、来日してから本件非行日までの年数を見たものが、4-5-3-2図である。

4-5-3-2図 来日から初回非行時と本件非行時までの期間



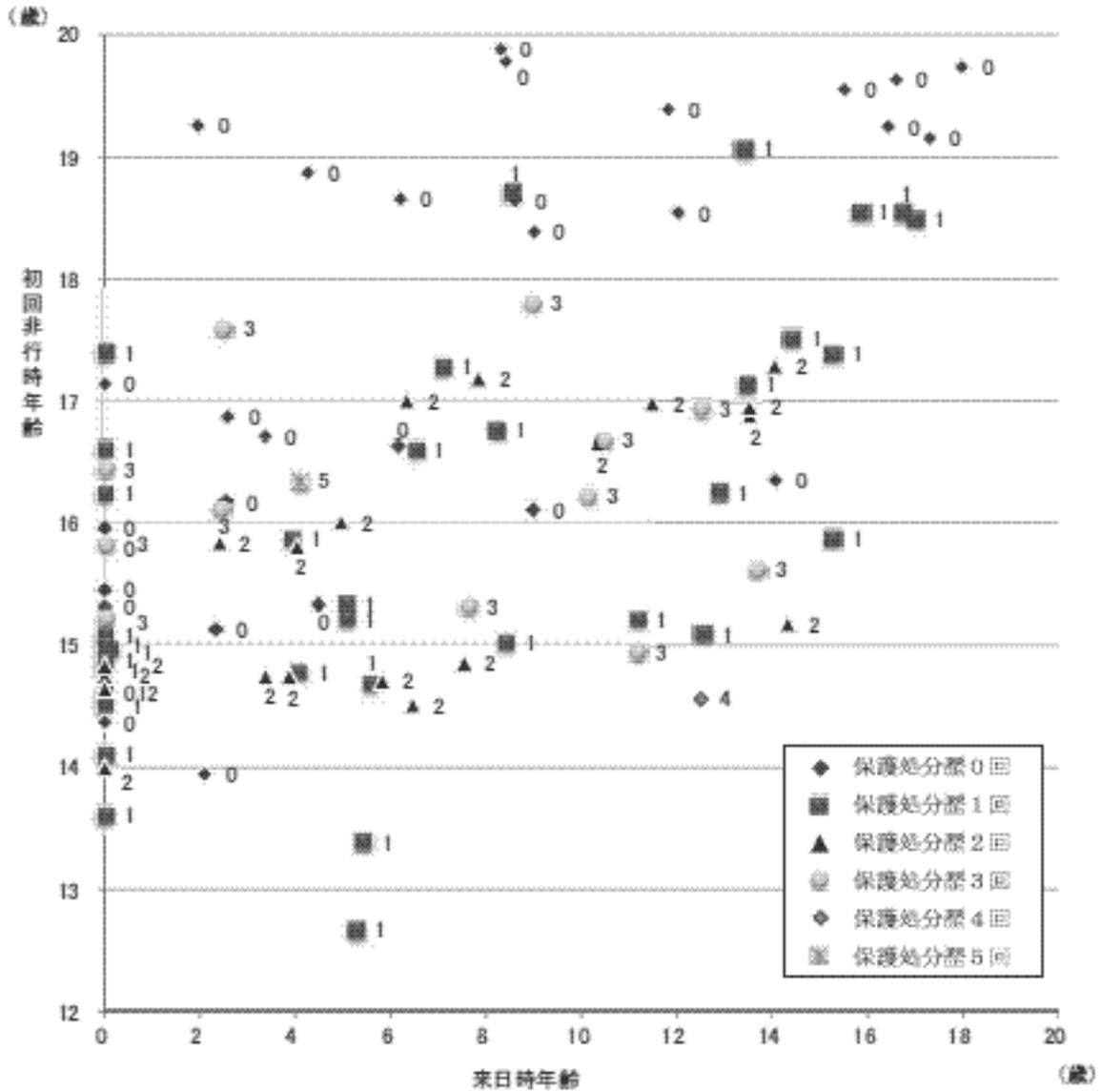
| 区 分 | 平均 | 最低 | 最高 |
|-------------------|-------|--------|---------|
| 来日時年齢 | 8.9歳 | 1か月 | 17年11か月 |
| 初回非行時年齢 (初回処分時年齢) | 16.7歳 | 12年8か月 | 19年10か月 |
| 来日から初回非行時までの期間 | 7.8年 | 0.6年 | 17.3年 |
| 本件非行時年齢 | 17.6歳 | 13年6か月 | 19年9か月 |
| 来日から本件非行時までの期間 | 8.7年 | 1.2年 | 17.0年 |

注 法務総合研究所の調査による。

(3) 来日時年齢と初回非行・処分時年齢

4-5-3-3図は、調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢（横軸）と初回非行時年齢（縦軸）の関係を見たものである。来日時年齢の0歳の縦軸線上にあるマーカーは、日本で出生した者又は0歳で来日した者である。

4-5-3-3図 来日時年齢と初回非行時年齢の関係

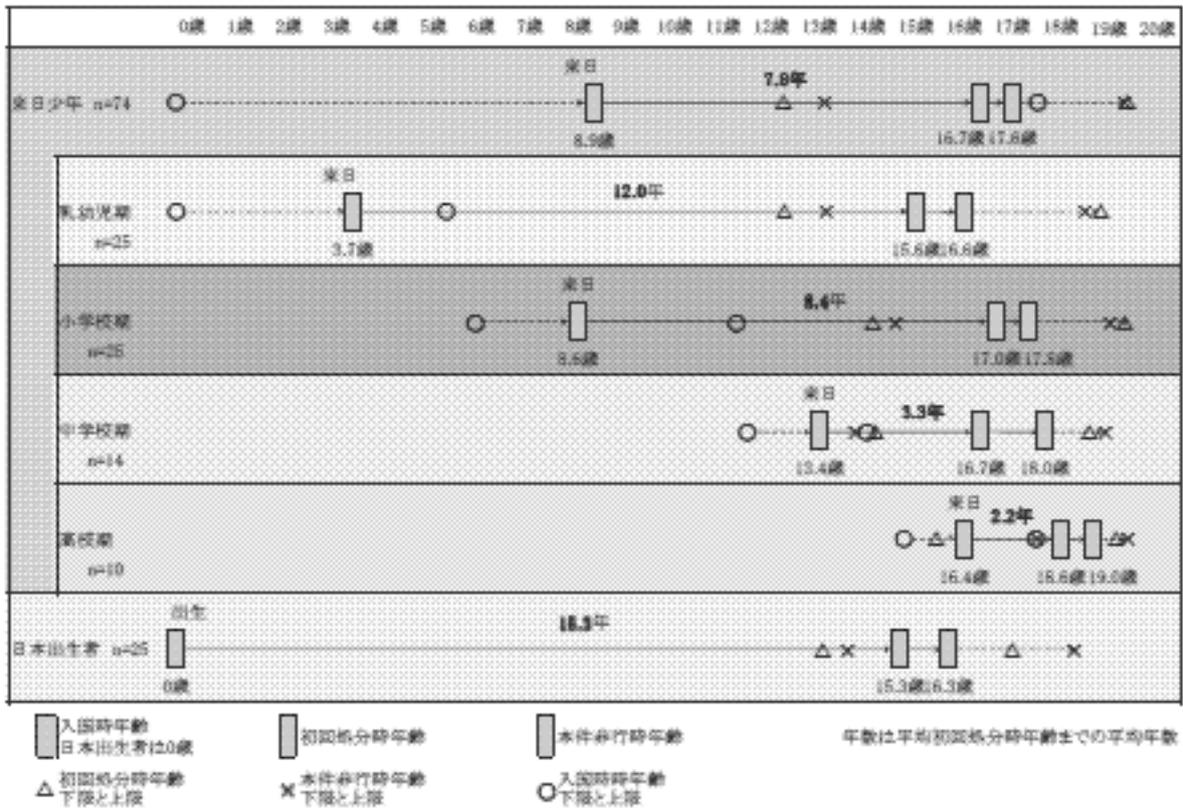


注 法務総合研究所の調査による。

4 来日時年齢類型と非行経歴

日本出生者と来日少年について、出生又は来日時年齢、初回非行時年齢、本件非行時年齢を見たものが、4-5-4図である。少年院には上限及び下限とも年齢制限があるため、来日時年齢が上がるに従って来日から初回非行時年齢までの期間が短くなるのは当然であるが、それでも中学校期と高校期の来日少年は、来日から初回非行時年齢までの期間がそれぞれ3.3年、2.2年と、極めて短期間の間に初回の処分を受けていることから、非行性の発現が来日前であったことも考えられる。

4-5-4図 来日時年齢類型と非行経歴

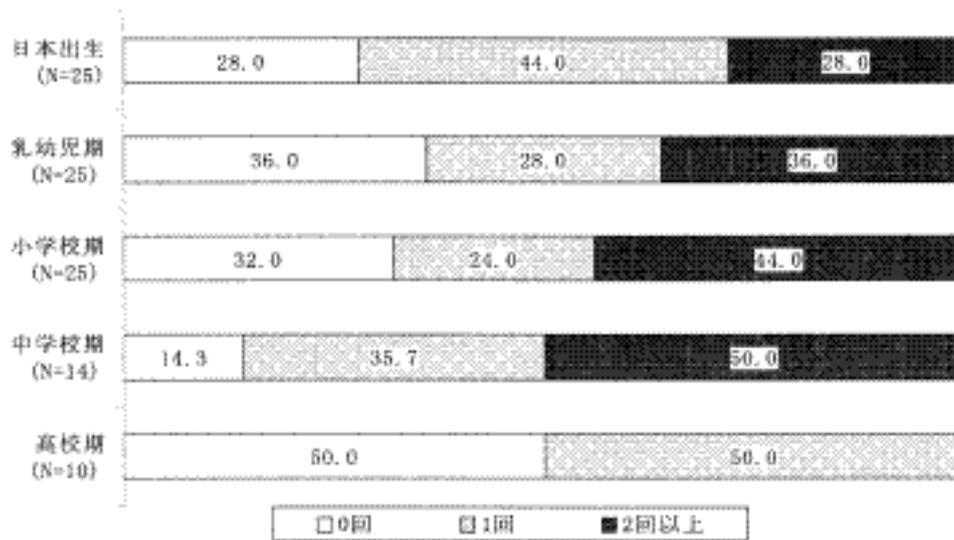


注 法務総合研究所の調査による。

5 来日時年齢類型と家庭裁判所処分歴

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型別に家庭裁判所処分歴を見たものが、4-5-5図である。高校期の来日少年は、在留期間が短いためか、処分回数が少ないが（平均0.5回）、それを除くと、処分歴が2回以上の者は、日本出生者では28.0%、来日少年では、乳幼児期36.0%、小学校期44.0%、中学校期50.0%となっている。

4-5-5図 来日時年齢類型と家庭裁判所送致歴

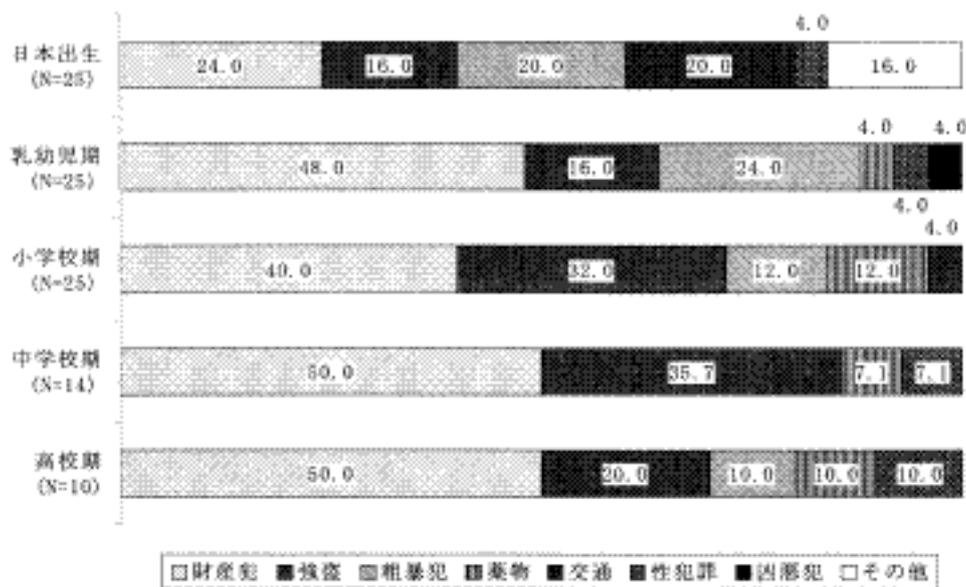


注 法務総合研究所の調査による。

6 来日時年齢類型と主たる非行名

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型別に主たる非行名を見たものが、4-5-6図である。日本出生者と乳幼児期の来日少年では、粗暴犯が2割を超えている（他の来日時年齢類型では12%以下）。他方、小学校期や中学校期の来日少年では、強盗が3割を超えている（他の来日時年齢類型では2割以下）。

4-5-6図 来日時年齢類型と主たる非行名



注 法務総合研究所の調査による。

第6節 保護者の状況

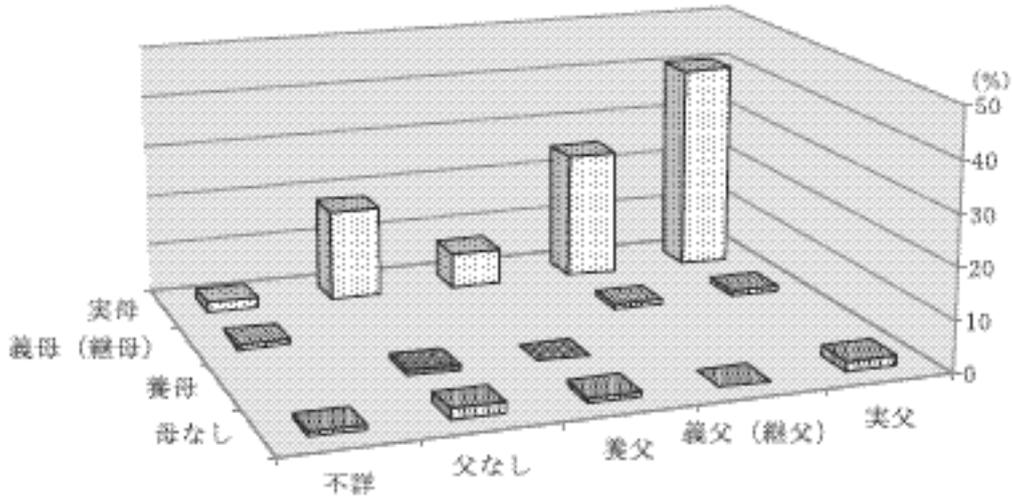
1 保護者の状況

保護者の状況は、4-6-1-1図のとおりである。母親については、実母がいる者が90.3%に及んでいるのに対し、父親については、実父がいる者は42.7%にすぎず、養父（継父）が25.2%、養父が7.8%、父のいない者が20.4%となっている。結果として、実父母がいる者が39.8%、養父実母が24.3%、養父実母が6.8%、実母のみが17.5%となっている。

調査対象者と日本人入院者を比べて見たものが、4-6-1-2図である。

さらに、保護者の状況について、その他及び父母なしの者を除外した上、「実父母」、「実父のみ・実母のみ」、「実父養母・養父（養父を含む。以下同じ。）実母」の3カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ（ $\chi^2(2) = 57.719$ $p < .001$ ）、調査対象者の方が「実父のみ・実母のみ」の割合が顕著に低く、「実父養母・養父実母」の割合が顕著に高い。そのうち、養父実母の割合は、調査対象者の31.1%に対し、日本人入院者は8.5%、実母のみの割合は、それぞれ19.4%と38.6%であった。

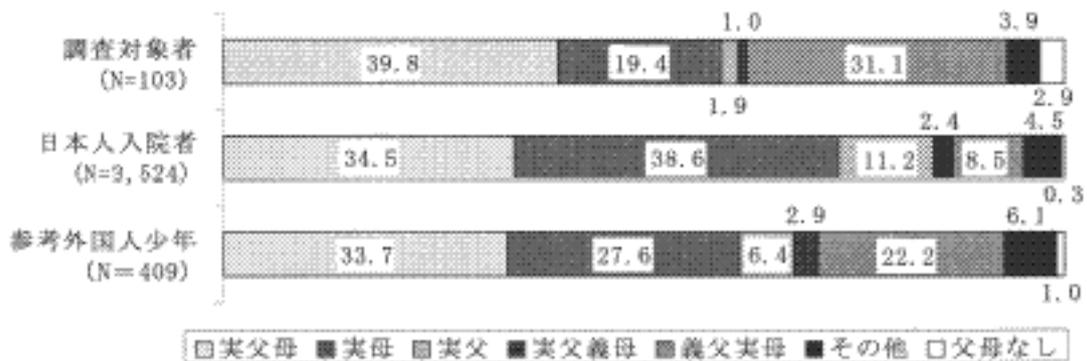
4-6-1-1図 保護者の状況



| 区分 | 実母 | 義母(継母) | 養母 | 母なし | 全体 |
|--------|--------------|------------|------------|------------|----------------|
| 実父 | 41 (39.8) | 1 (1.0) | - | 2 (1.9) | 44 (42.7) |
| 義父(継父) | 25 (24.3) | 1 (1.0) | - | - | 26 (25.2) |
| 養父 | 7 (6.8) | - | - | 1 (1.0) | 8 (7.8) |
| 父なし | 18 (17.5) | - | 1 (1.0) | 2 (1.9) | 21 (20.4) |
| 不詳 | 2 (1.9) | 1 (1.0) | - | 1 (1.0) | 4 (3.9) |
| 全体 | 93 (90.3) | 3 (2.9) | 1 (1.0) | 6 (5.8) | 103 (100.0) |

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。

4-6-1-2図 保護者の状況(比較)



日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(6)=96.685, p<.001$]

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 義父実母の義父には、養父を含む。
 3 「その他」は、不詳の者を含む。

2 保護者の国籍

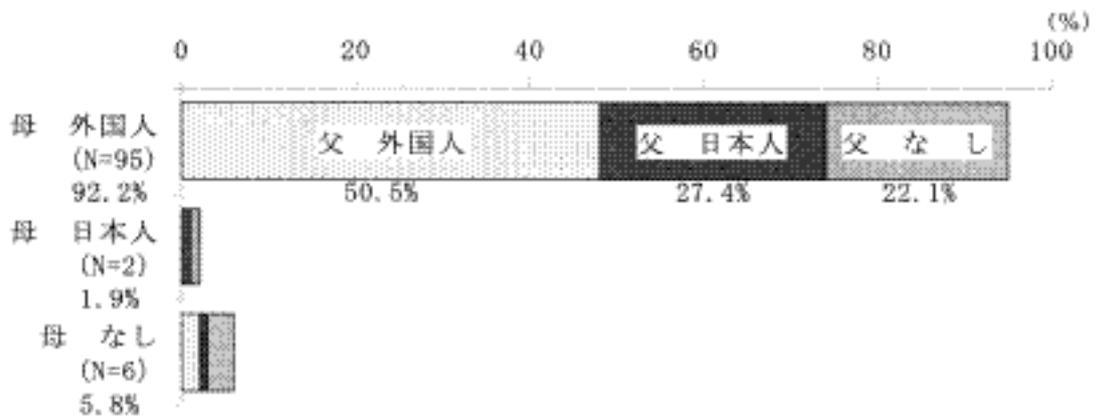
保護者の国籍（日本人・外国人）を見たものが、4-6-2-1図ないし4-6-2-3図である。

母親の国籍は、母親がいない6人を除く97人のうち、母親が日本人であるのは2人だけであり、残り95人（92.2%）は外国人である。また、父親の国籍は、外国人50人（48.5%）、日本人28人（27.2%）、父親なし25人（24.3%）である（4-6-2-1図）。

母親が外国人である者のうち、父親も外国人である者は50.5%、父親が日本人である者は27.4%、父親なしは22.1%となっている。つまり、父親が日本人である者を除く7割以上の者が、父母共に外国人であるか、外国人の母子家庭である（4-6-2-2図）。

また、父親が実父か否かとその国籍との関係で有意差が見られ、それぞれ、実父の場合は外国人である割合が9割に近く、反対に、実父以外の場合は日本人である割合が3分の2強と、顕著に高い（4-6-2-3図）。

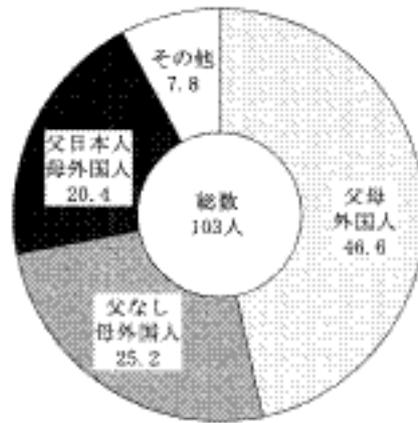
4-6-2-1図 保護者の国籍



| 父 \ 母 | 外国人 | 日本人 | 母なし | 全体 |
|-------|--------------|------------|-------------|----------------|
| 外国人 | 48 (96.0) | - | 2 (4.0) | 50 (100.0) |
| 日本人 | 26 (92.9) | 1 (3.6) | 1 (3.6) | 28 (100.0) |
| 父なし | 21 (84.0) | 1 (4.0) | 3 (12.0) | 25 (100.0) |
| 全体 | 95 (92.2) | 2 (1.9) | 6 (5.8) | 103 (100.0) |

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。

4-6-2-2図 保護者の国籍



注 法務総合研究所の調査による。

4-6-2-3図 父親の属性と国籍



[$\chi^2(1) = 26.403, p < .001$]

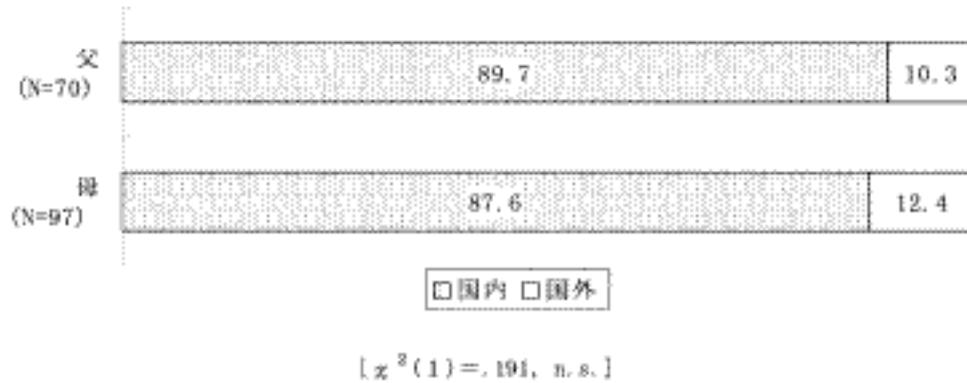
注 法務総合研究所の調査による。

3 保護者の所在（国内外）

保護者の所在状況を父親，母親の別に見ると，4-6-3-1図のとおりである。父親が国外に在住している者が10.3%，母親が国外に在住している者が12.4%いる。

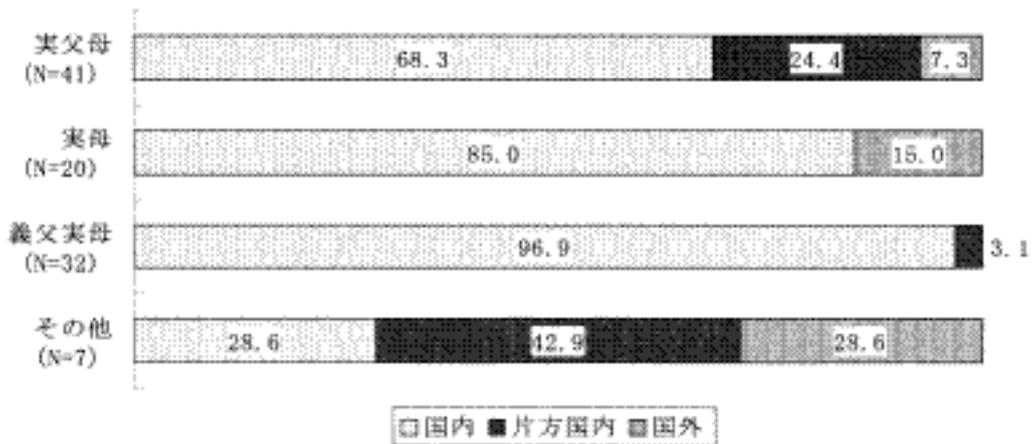
さらに，これを保護者の状況別に見たものが，4-6-3-2図である。実父母がいる場合でも片方の親が国外に在住している者が24.4%おり，両親とも国外に在住している者も7.3%見られる。また，実母しかいない場合でも，その実母が国外に在住している者が15.0%いた。

4-6-3-1図 保護者の所在（国内外）



注 法務総合研究所の調査による。

4-6-3-2図 保護者の状況と所在（国内外）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 義父実母の義父には、養父を含む。
 3 その他は、実父、実父義母、義父義母、義母、養母、養父を示す。

4 保護者の職業

保護者の職業を父親、母親の別に見ると、4-6-4-1図のとおりである。父親では製造・建設・労務・技能工が41.0%、母親ではサービス業が22.7%を占めている。

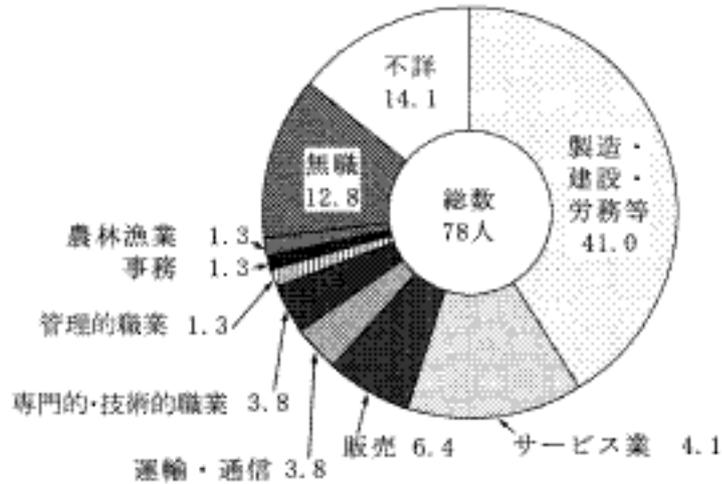
父親がいる場合は父親の、父親がいない場合は母親の職業を保護者の職業とし、日本人入院者の保護者の職業（非行時において少年を現に監護していた者の職業）と比べると、4-6-4-2図のとおりである。

さらに、保護者の職業（4-6-4-2図）について、不詳の者を除外した上、「製造・建設・労務・技能工」、「サービス業」、「その他（運輸・通信、専門的・技術的職業、事務、販売、管理的職業、農林漁業、保安職業、その他）」、「無職」の4カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ（ $\chi^2(3) =$

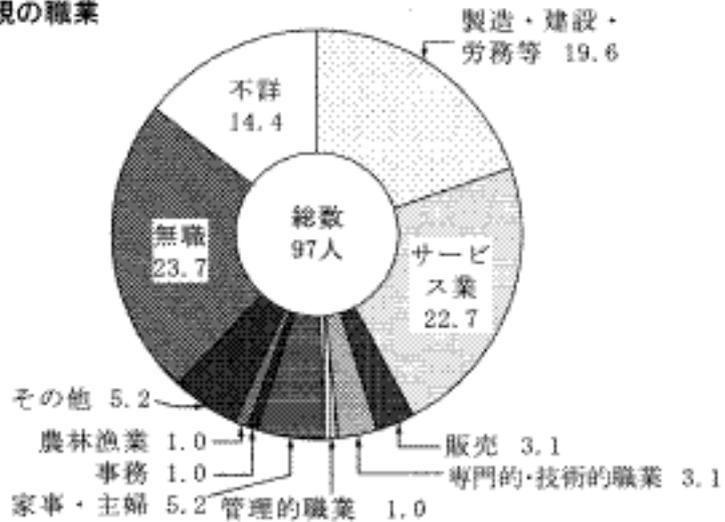
14.885, $p < .01$), 調査対象者の保護者では, 有職者では建設・製造・労務・技能工が35.0% (日本人入院者の保護者では25.1%) と顕著に高く, 無職が15.5% (同14.0%) である。なお, 参考外国人少年の保護者では, 製造・建設・労務等が56.5%と更に高く, 無職が9.8%と低い。

4-6-4-1図 保護者の職業

① 父親の職業

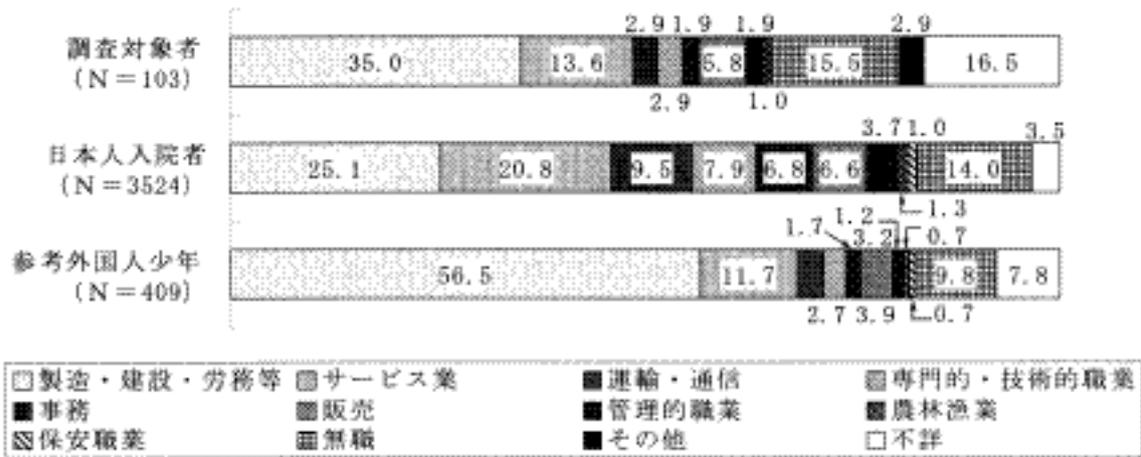


② 母親の職業



注 法務総合研究所の調査による。

4-6-4-2図 保護者の職業（比較）



注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 調査対象者は父親がいる場合は父親の、父親がいない場合は母親の職業を保護者の職業としたのに対し、日本人入院者の場合、非行時において少年を現に監護していた保護者の職業を計上している。

父親の属性及び国籍と職業を見たものが、4-6-4-3表及び4-6-4-4表である。父親の職業は、父の属性（実父かそれ以外）や国籍（日本人・外国人）で、大きな差は見られない。

4-6-4-3表 父親の属性と職業

| 区分 | 無職 | 有 職 | | | | | | | | 不詳 | 全体 |
|------|-------------|------------|------------|------------|------------|--------------|------------|------------|--------------|--------------|----------------|
| | | 専門的・技術的職業 | 管理的職業 | 事務 | 販売 | サービス業 | 農林漁業 | 運輸・通信 | 製造・建設・労務等 | | |
| 実父 | 6 (13.6) | 2 (4.5) | 1 (2.3) | — | 3 (6.8) | 7 (15.9) | — | 2 (4.5) | 17 (38.6) | 6 (13.6) | 44 (100.0) |
| 実父以外 | 4 (11.8) | 1 (2.9) | — | 1 (2.9) | 2 (5.9) | 4 (11.8) | 1 (2.9) | 1 (2.9) | 15 (44.1) | 5 (14.7) | 34 (100.0) |
| 全体 | 10 (9.7) | 3 (2.9) | 1 (1.0) | 1 (1.0) | 5 (4.9) | 11 (10.7) | 1 (1.0) | 3 (2.9) | 32 (31.1) | 11 (10.7) | 109 (100.0) |

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。

4-6-4-4表 父親の国籍と職業

| 区分 | 無職 | 有 職 | | | | | | | | 不詳 | 全体 |
|-----|-------------|-------------------|------------|------------|-------------|--------------|------------|------------|-------------------|--------------|----------------|
| | | 専門的・ 技術的 職業 | 管理的 職業 | 事務 | 販売 | サービ ス業 | 農林 漁業 | 運輸・ 通信 | 製造・ 建設・ 労務等 | | |
| 外国人 | 8 (16.0) | 1 (2.0) | 1 (2.0) | — | 5 (10.0) | 6 (12.0) | 1 (2.0) | 1 (2.0) | 20 (40.0) | 7 (14.0) | 50 (100.0) |
| 日本人 | 2 (7.1) | 2 (7.1) | — | 1 (3.6) | — | 5 (17.9) | — | 2 (7.1) | 12 (42.9) | 4 (14.3) | 28 (100.0) |
| 全体 | 10 (9.7) | 3 (2.9) | 1 (1.0) | 1 (1.0) | 5 (4.9) | 11 (10.7) | 1 (1.0) | 3 (2.9) | 32 (31.1) | 11 (10.7) | 103 (100.0) |

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。

5 家庭の生活程度

家庭の生活程度は、4-6-5-1図ないし4-6-5-4図のとおりである。

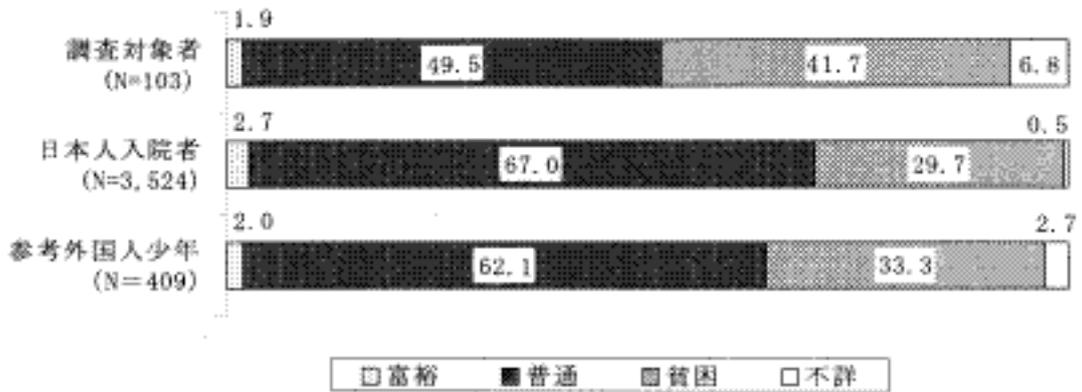
普通が49.5%、貧困が41.7%であり、総じて生活程度が低い。これに対し、日本人入院者では普通が67.0%、貧困が29.7%である（4-6-5-1図）。

さらに、家庭の生活程度について、不詳の者を除いた上、「富裕・普通」、「貧困」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ（ $\chi^2(1) = 9.855, p < .01$ ）、調査対象者の方が貧困の割合が顕著に高い。なお、参考外国人少年の貧困の割合は33.3%にとどまる。

保護者の状況別に見ると、実父母と義理の親がいる者では生活程度に差はないが、実母又は実父のみ（ほとんどが実母のみ）の家庭では貧困の者が6割を超えている（4-6-5-2図）。また、保護者の国籍別に見ると、父母共に外国人と、父が日本人で母が外国人とでは生活程度に差は見られない（4-6-5-3図）。

また、調査対象者の来日又は出生から本件処分決定日までの期間を保護者の在留期間とみなし、それと家庭の生活程度と関係を見たところ、4-6-5-4図のとおりであった。日本での生活が長くなっても、必ずしも経済的な生活が安定しているわけではないことがうかがわれる。

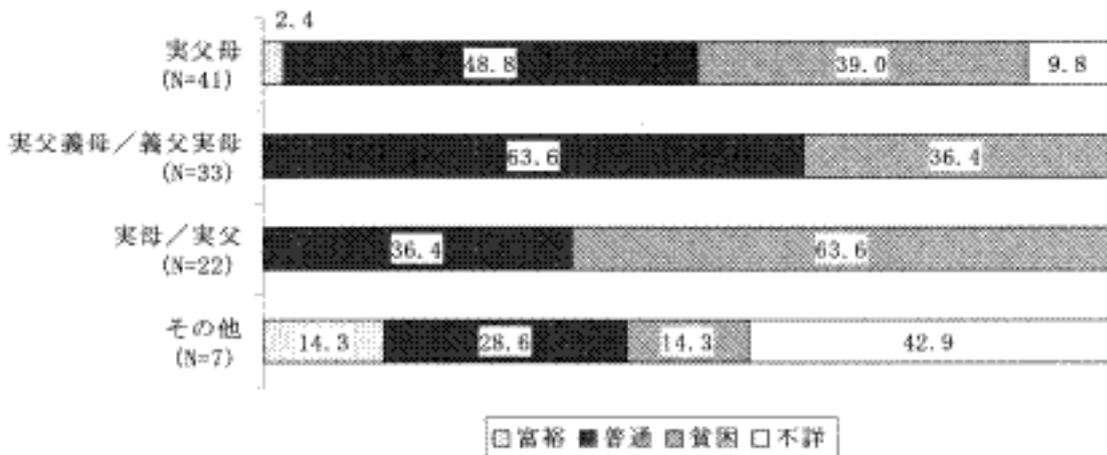
4-6-5-1図 家庭の生活程度（比較）



日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(3)=25.896, p<.001$]

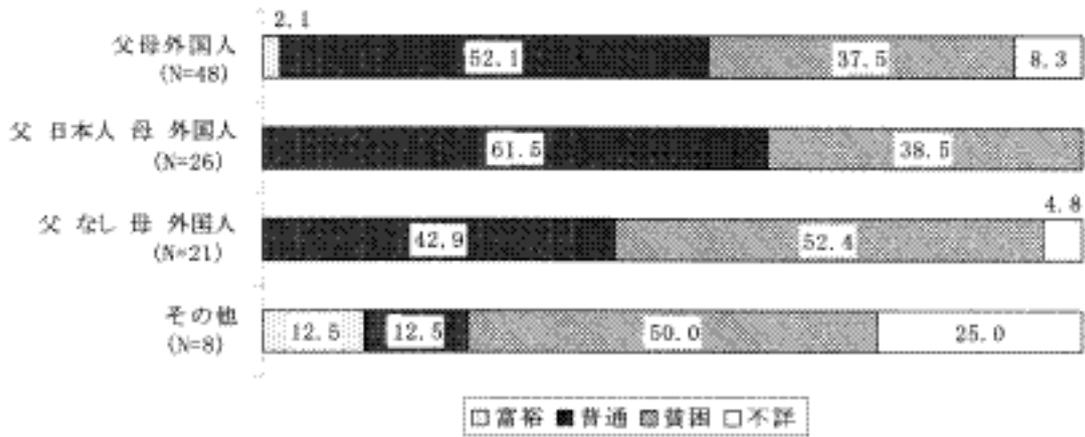
- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

4-6-5-2図 保護者の状況と家庭の生活程度



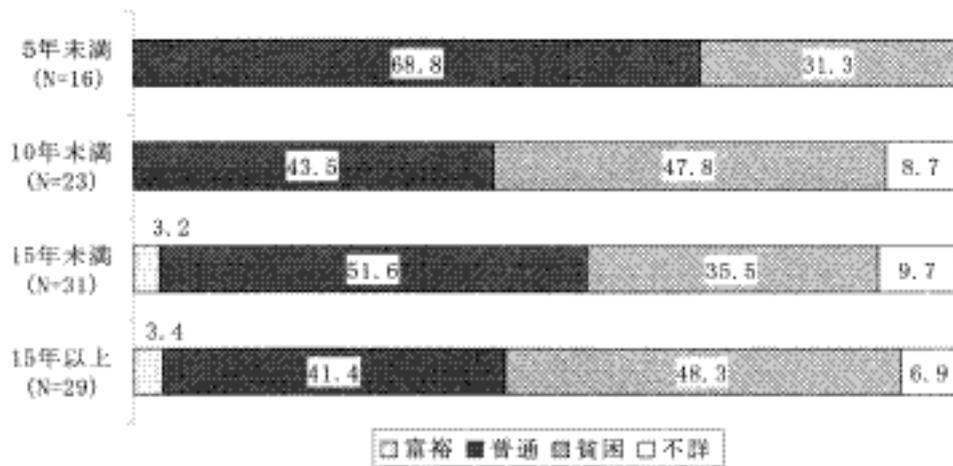
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 養父実母の養父には、養父を含む。
 3 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

4-6-5-3 図 保護者の国籍と家庭の生活程度



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

4-6-5-4 図 日本での在留期間と家庭の生活程度

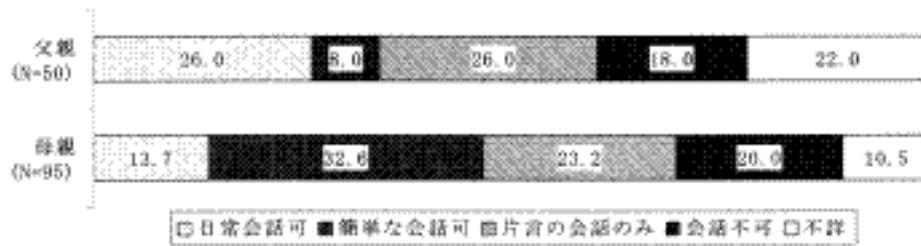


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 生活程度は、矯正統計年報の区分による。

6 保護者の日本語能力

外国人である父親50人，母親95人の日本語能力について見ると，4-6-6-1 図のとおりである。日常会話ができる保護者は，父親で26.0%，母親で13.7%にすぎない。調査対象者の在留期間からすると，保護者の在留期間も長期に及んでいる場合が少なくないと思われるが，日本語能力は依然として低いままとなっており，少年院やその後の保護観察においても，処遇上の障害となるであろうことが予想される。

4-6-6-1図 外国人の保護者の日本語能力



注 法務総合研究所の調査による。

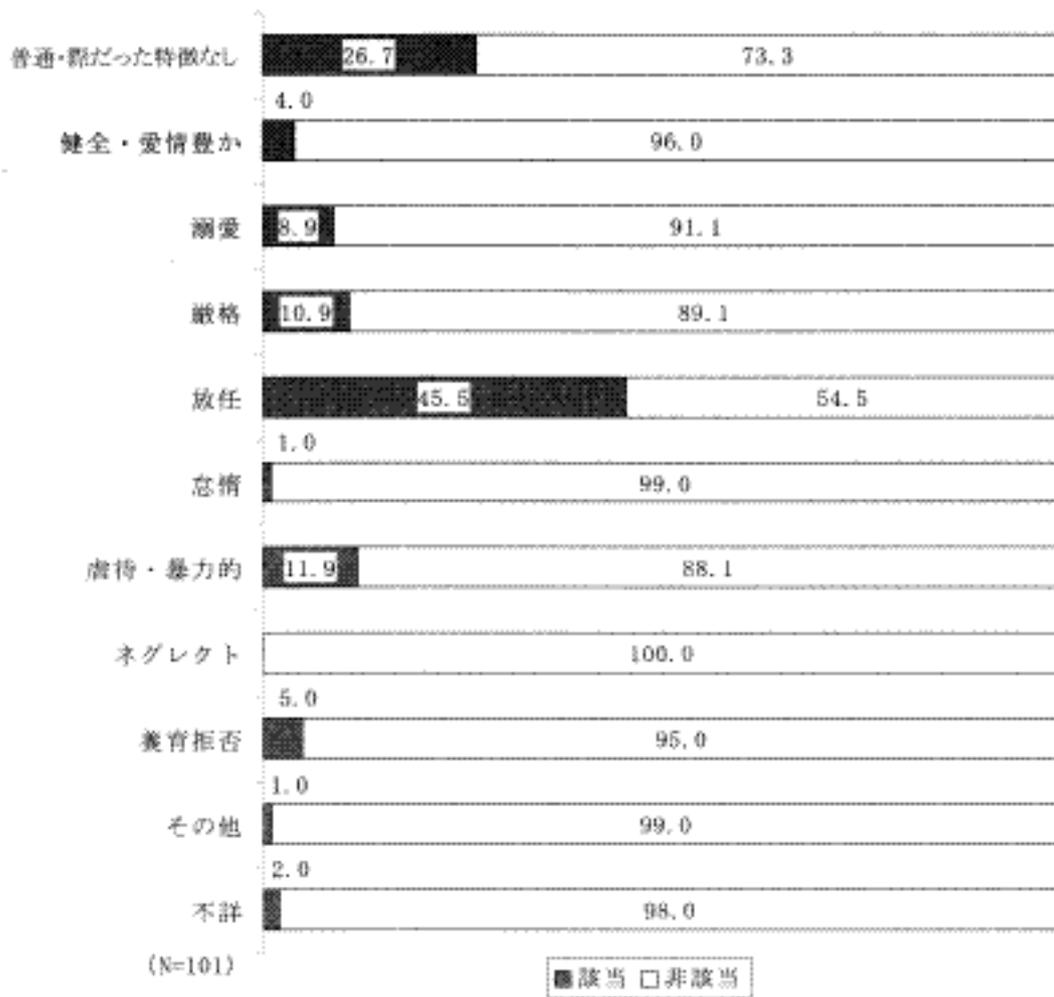
7 養育態度

家庭の養育態度（複数回答）は、4-6-7-1図のとおりである。放任が45.5%と最も多く、普通・際だった特徴なしの26.7%がこれに続いている。しかし、本調査の一環として実施した複数の少年院での聞き取り調査によると、少年院に面会に来た保護者が少年と抱き合って喜ぶなど、一見少年と良好な関係にあるように見えても、文化、風俗等の違いにより、少年の指導に関して極めて無責任であったり、非行の問題に正面から向き合えなかったりする保護者もいるなど、家族関係の在り方が日本人少年とは異なることに注意する必要がある。

また、父母の状況別に放任の有無について見ると、4-6-7-2図のとおりである。放任ありの割合は、実父母や実父義母・義父実母では、それぞれ3～4割台であるが、実母のみ・実父のみでは6割を超えている。

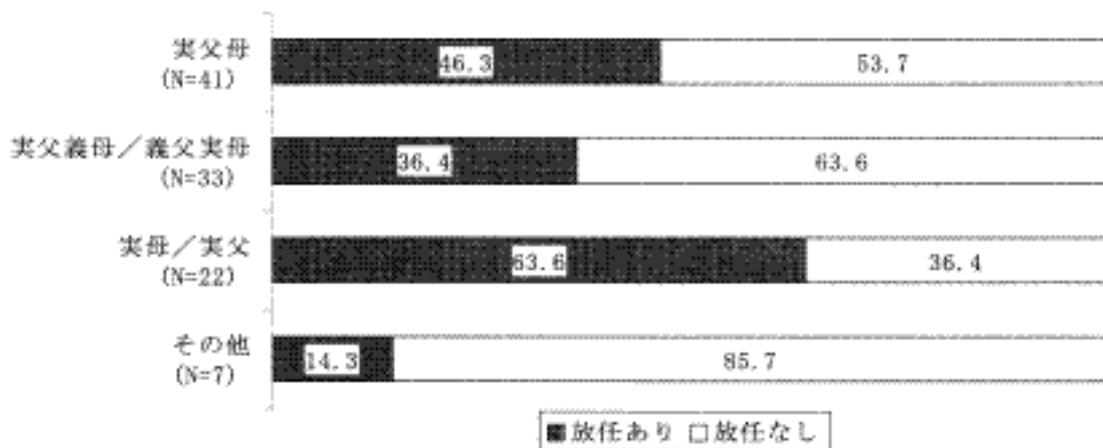
さらに、家庭の生活程度と放任の有無について見ると、4-6-7-3図のとおりである。

4-6-7-1図 保護者の養育態度



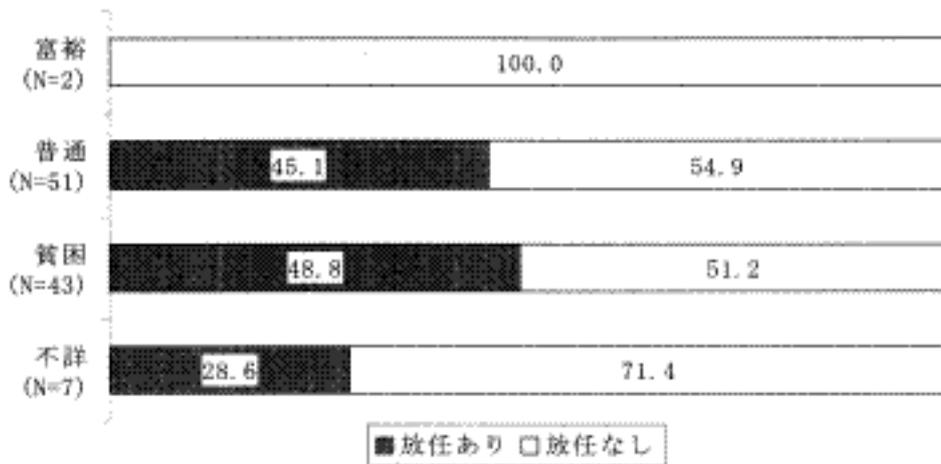
注 法務総合研究所の調査による。

4-6-7-2図 父母の状況と保護者の放任的な養育態度



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 義父実母の義父には、養父を含む。

4-6-7-3図 生活程度と保護者の放任的な養育態度



注 法務総合研究所の調査による。

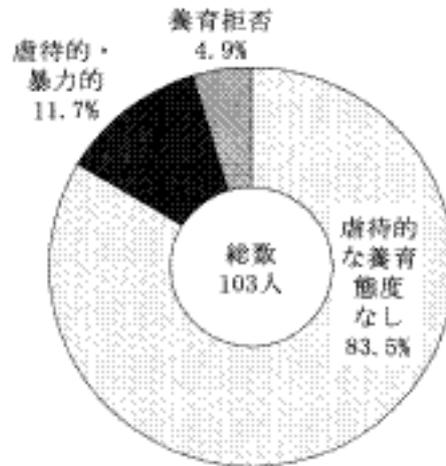
8 虐待

保護者の虐待的な養育態度について見ると、4-6-8-1図のとおりである。保護者の養育態度が虐待・暴力的である場合が11.7%の家庭で見られる（4-6-7-1図は複数回答での割合のため数値が若干異なる。）。さらに、養育拒否までをネグレクトとみなせば、16.5%の少年が虐待的な家庭環境にあることになる。

保護者の状況別に虐待的な養育態度の有無を見たものが、4-6-8-2図である。虐待的な養育態度は、実父母の家庭でも見られるが、実父義母・義父実母の家庭（33人）では18.2%（実父義母（1人）は0%、義父実母（32人）は18.8%）で見られる。また、その他の類型（義母のみ、義父義母など）の家庭では、7人中4人（57.1%）に見られた。

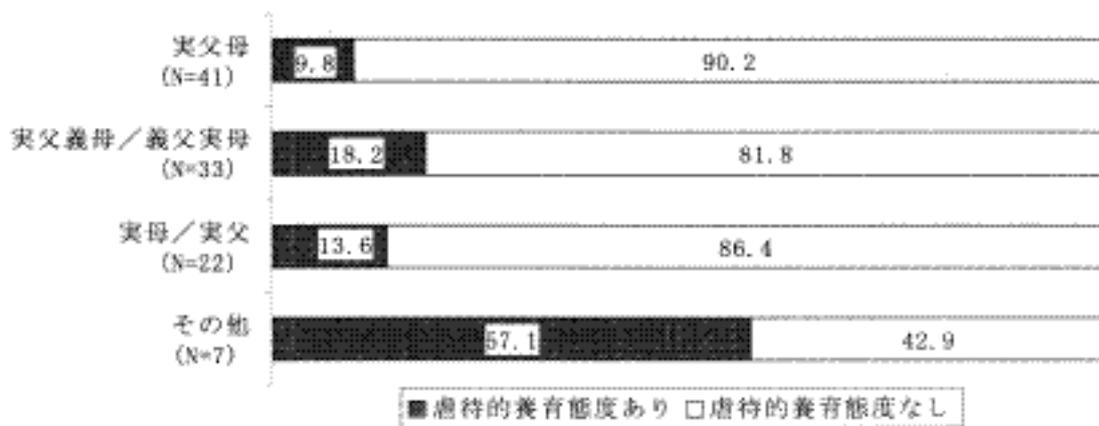
保護者の国籍等別に見ると、フィリピンや中国の保護者の4分の1程度に虐待的な養育態度が見られた（4-6-8-3図）。

4-6-8-1図 保護者の虐待的な養育態度



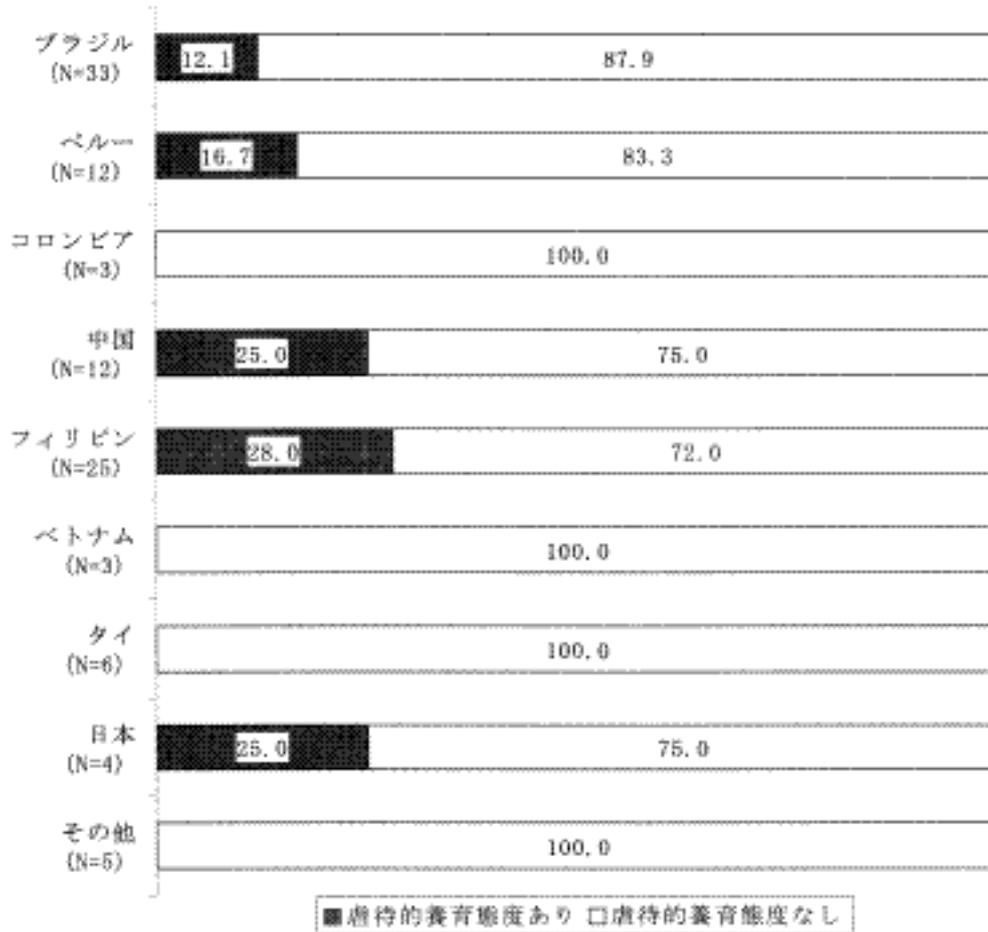
注 法務総合研究所の調査による。

4-6-8-2図 保護者の状況と虐待的な養育態度



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 実父義母の義父には、義父を含む。

4-6-8-3図 保護者の国籍等と虐待的な養育態度



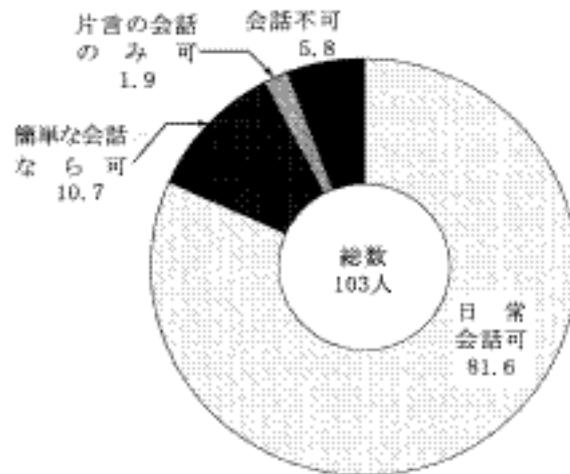
注 法務総合研究所の調査による。

第7節 日本語能力

1 日本語能力

調査対象者の日本語能力は、4-7-1図のとおりである。日常会話可が81.6%、簡単な会話なら可が10.7%であり、この両方で9割を超えている。また、片言の会話のみ可が1.9%、会話不可が5.8%となっている。

4-7-1図 日本語能力

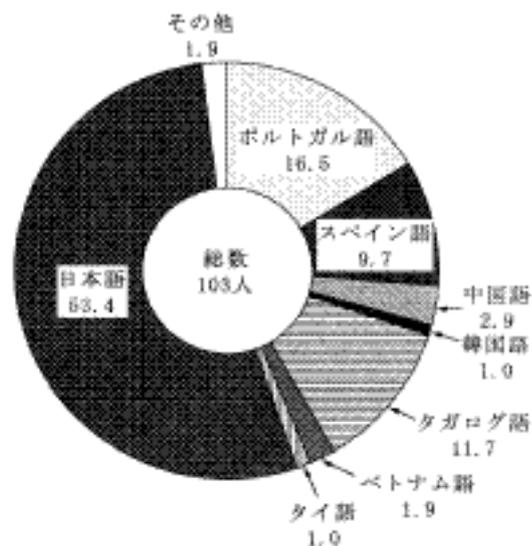


注 法務総合研究所の調査による。

2 日常の使用言語

日常の使用言語を見たものが、4-7-2図である。4-7-1図の結果だけを見ると、調査対象者のうち日本語によるコミュニケーションに問題がある者は少ないように思われるが、日常の使用言語として最も流暢な言語が日本語であるとする者は53.4%しかおらず、ポルトガル語16.5%、タガログ語11.7%、スペイン語9.7%などとなっている。

4-7-2図 日常の使用言語



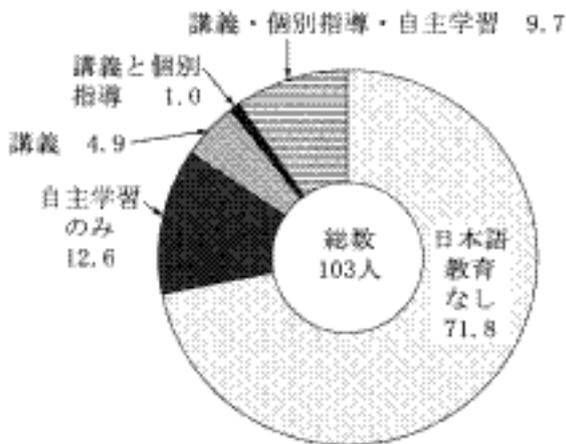
注 法務総合研究所の調査による。

3 日本語教育から見た日本語能力

調査対象者のうち日本語能力に問題がある者は少年院で日本語教育を受けていることから、こうした日本語教育の指導の内容から少年の日本語能力を推し量ることもできる。そこで、少年院での日本語教育の内容について見たものが、4-7-3-1図である。少年院での日本語教育には、講義、個別指導、自主学习があるが、これらの日本語教育を受けていない者は71.8%である。これに対し、少年院で自主学习のみ行っている者は12.6%、講義のみを受けている者は4.9%、講義に加え個別指導までを受けている者は1.0%、さらに自主学习まで行っている者は9.7%となっている。このうち、日本語教育を受けていない者は「日本語に問題なし」、自主学习のみ行っている者は「かなり日本語ができる」、講義を受けている者は「日本語にやや問題がある」、講義に加え個別指導を受けている者と、さらに自主学习まで行っている者は「日本語にかなり問題がある」とみなし、こうした少年院での日本語教育から見た日本語レベルを示すと、4-7-3-2図のとおりである。

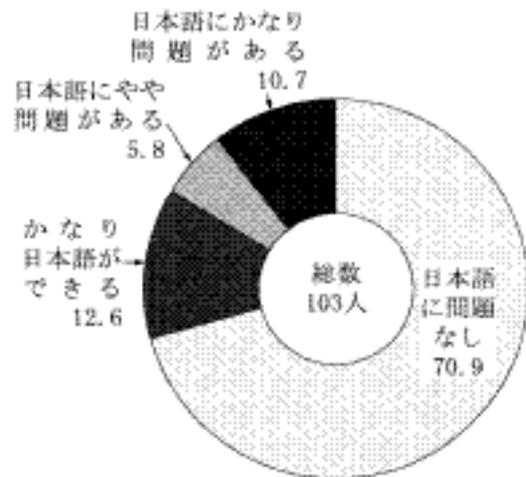
4-7-1図に示した日本語能力の調査結果も考え合わせると、調査対象者のうち17~18%は日本語に問題があると考えられる。

4-7-3-1図 少年院での日本語教育



注 法務総合研究所の調査による。

4-7-3-2図 日本語教育から見た日本語レベル



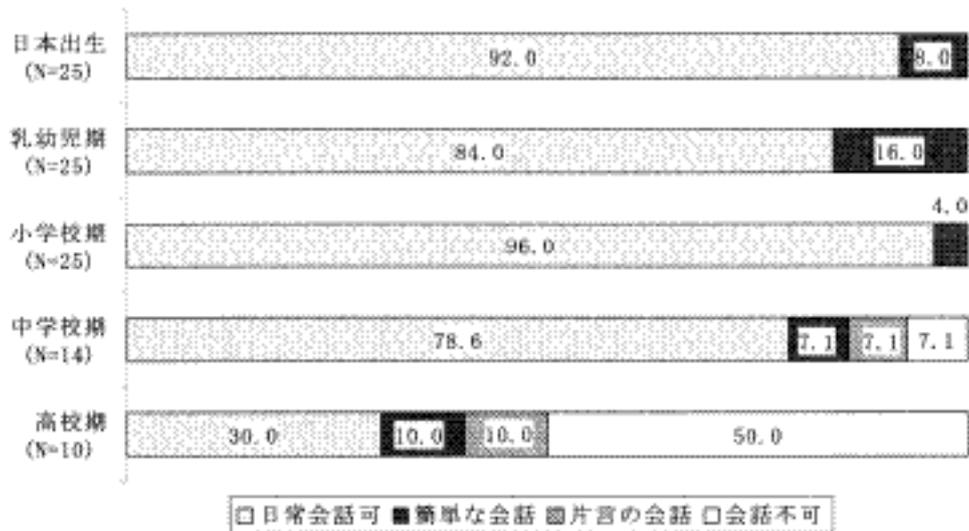
注 法務総合研究所の調査による。

4 在留期間と日本語能力

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型別に日本語能力を見ると、4-7-4-1図のとおりである。当然ながら、高い年齢で来日した者ほど日本語能力に問題がある者の割合が高く、特に中学校期の来日少年では21.4%が日本語の会話に何らかの問題があり、高校期の来日少年ではその割合が70.0%に達する。

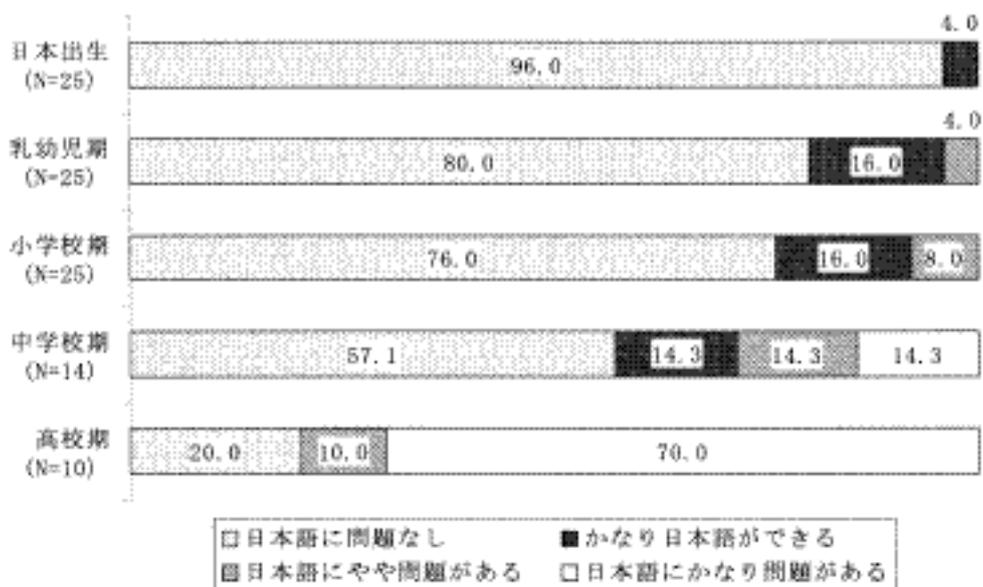
これは、少年院での日本語教育から見た日本語レベルにおいても同様である。しかし、その一方で、乳幼児期や小学校期に来日しながら、日本語の習得度が低い者も見られる（4-7-4-2図）。

4-7-4-1図 来日時年齢類型と日本語能力



注 法務総合研究所の調査による。

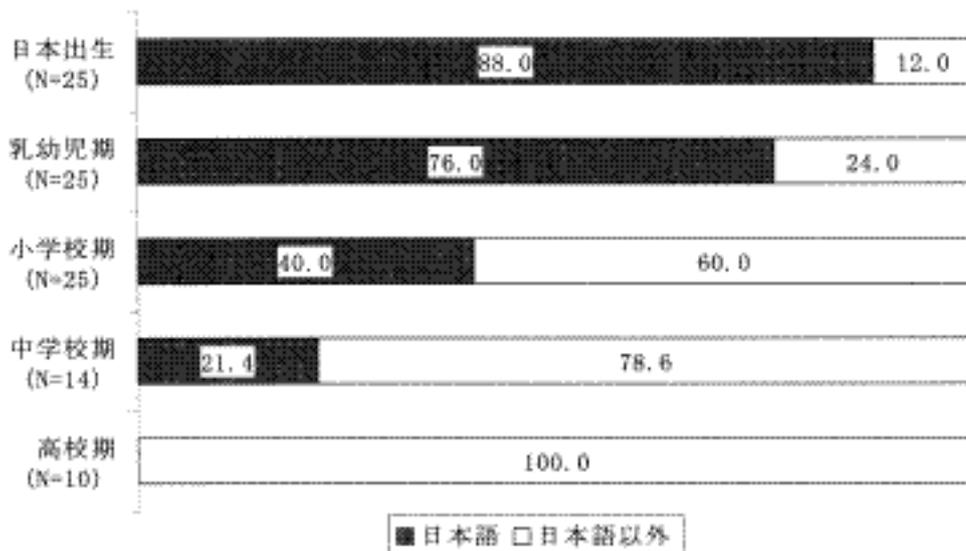
4-7-4-2図 来日時年齢類型と日本語教育から見た日本語レベル



注 法務総合研究所の調査による。

また、調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢型と日常生活の使用言語を見たものが、4-7-4-3図である。日本語以外を日常言語とする者の割合は、高い年齢で来日した者ほど高くなり、中学校期の来日少年では78.6%、高校期の来日少年では100%が日本語以外を日常言語としているが、一方で、小学校期の来日少年でさえ、60.0%が日本語以外の言語が最も流暢であるとしている。つまり、調査対象者のうち、年齢が高くなってから来日した者は日本語に問題が大きいのが、かなり幼い時期に来日した者でさえ、完全な日本語能力を身に付けていない。少年院での聞き取りでも、幼少期から日本にいる者の多くは、日常会話に問題はないが、読み書きを苦手とする者が多い旨の指摘がなされており、日本語の学習（特に読み書き）の必要な者が一定割合いることになる。

4-7-4-3図 来日時年齢類型と日常生活の使用言語



$\chi^2(4) = 36.253, p < .001$

注 法務総合研究所の調査による。

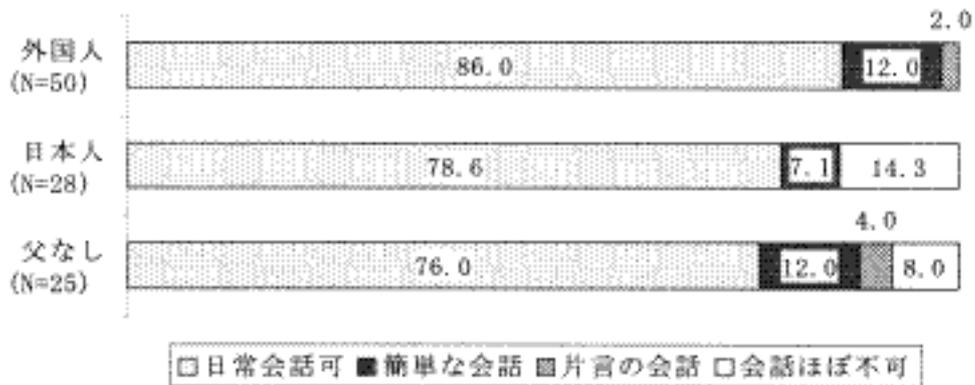
5 生育環境と日本語能力

母親の大半は外国人であるため、保護者との関係では、父親の国籍（日本人・外国人）が調査対象者の日本語能力に関係している可能性がある。そこで、父親の国籍と調査対象者の日本語能力を見たものが、4-7-5-1図である。しかし、父親の国籍と日本語能力との間には有意差は見られず、日本人の父親をもつ場合でも、日本語能力が必ずしも高くなってはいない。これは、日本人の父親のうち67.6%は、母親が再婚するなどした実父以外の者であることから、幼少の頃から日本語に慣れ親しんでいるわけではないことの表れであるとも考えられる。

これに対し、調査対象者の教育状況と日本語能力の関係を見ると、4-7-5-2図の

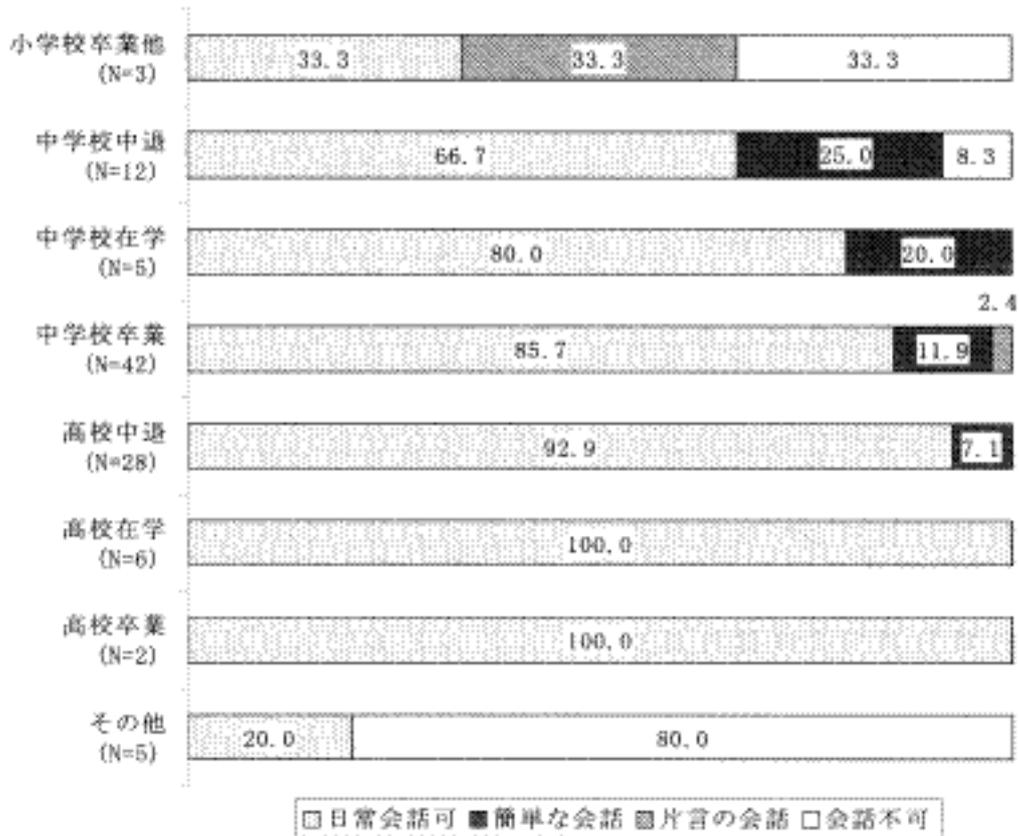
とおりである。日常会話可である者の割合は、小学校卒業他・中学校中退で60.0%、中学校在学で80.0%、中学校卒業で85.7%、高校中退で92.9%、高校在学・卒業では全員となっており、日本語能力不足は学校教育の欠如や不足と関係していることがうかがわれる。もっとも、日本語能力が低いため、学校教育から離脱してしまったとも考えられることから、どちらが原因でどちらが結果かは明らかでない。

4-7-5-1 図 父親の国籍と調査対象者の日本語能力



注 法務総合研究所の調査による。

4-7-5-2図 教育状況と日本語能力



注 法務総合研究所の調査による。

第8節 教育状況

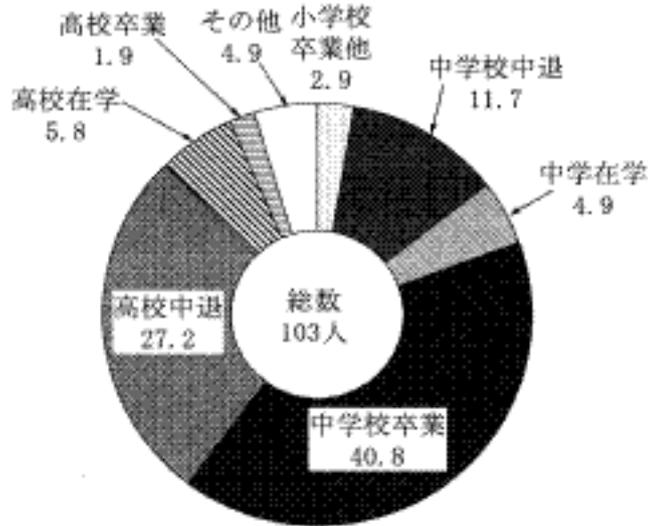
1 教育状況

調査対象者の教育状況は、4-8-1-1図及び4-8-1-2図のとおりである。中学校卒業が40.8%と最も多く、これに高校中退が27.2%と続いている。

日本人入院者と比較した場合、調査対象者は中学校卒業や中学校中退など中学校卒業までの者が60.2%（日本人入院者では48.0%、参考外国人少年では69.4%）に及ぶが、高校中退・在学・卒業の者は35.0%（同50.8%、28.4%）である。また、中学校在学・高校在学の者も10.7%（同30.4%、16.1%）である。

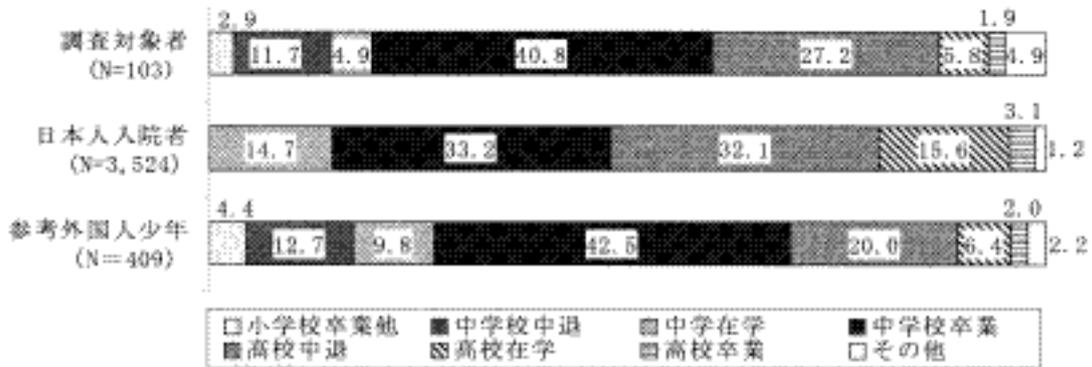
さらに、教育状況について、その他の者を除外した上、「中学校卒業まで（小学校卒業他、中学校中退、中学校在学及び中学校卒業）」、「高校入学以上（高校中退、高校在学及び高校卒業）」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ（ $\chi^2(1) = 8.228$ $p < .01$ ）、調査対象者の方が中学校卒業までの者の割合が高い。

4-8-1-1図 教育状況



注 法務総合研究所の調査による。

4-8-1-2図 教育状況（比較）



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

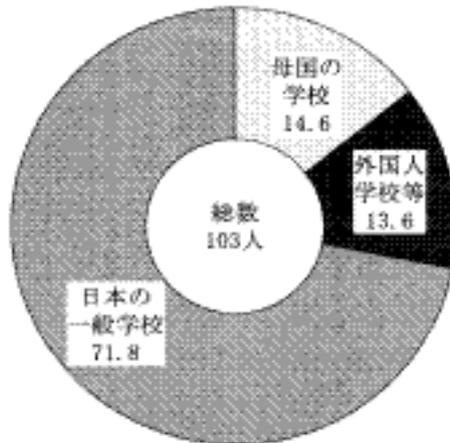
2 最終学歴の場所（国内外）

調査対象者の最終学歴の場所を見たものが、4-8-2-1図である。日本国内の一般学校（公立・私立）が71.8%であり、これに日本国内の外国人学校（ナショナル・スクール）やインターナショナル・スクールを含め、最終学歴が日本国内である者が85.4%を占めており、母国の学校を最終学歴とする者は14.6%である。

また、最終学歴の場所と教育状況との関係を見ると、4-8-2-2図のとおりである。母国の学校を最終学歴とする者（15人）は、小学校卒業及び中学校中退がそれぞれ2人など、教育状況のかなり悪い者が一定割合見られる。一方、国内の外国人学校等を最終学歴とする者（14人）は、高校卒業及び高校在学がそれぞれ1人いるが、高校中退が1人、中

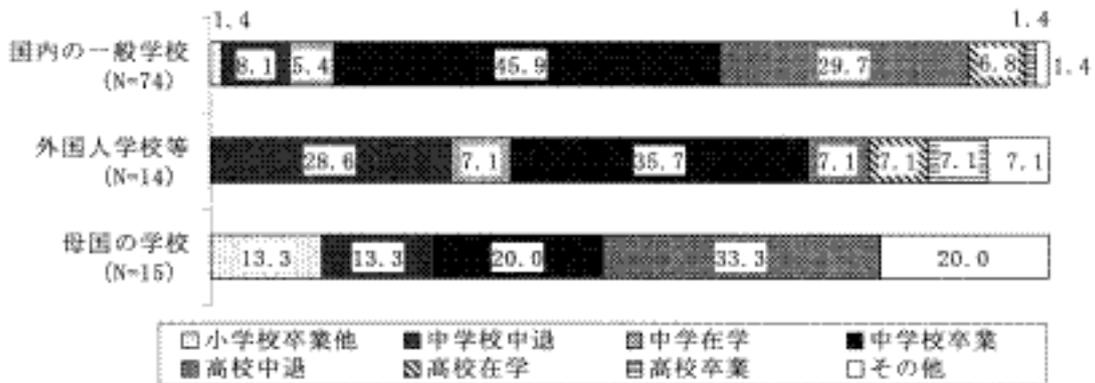
学校中退も4人に及んでいる。

4-8-2-1図 最終学歴の場所（国内外）



注 法務総合研究所の調査による。

4-8-2-2図 最終学歴の場所（国内外）と教育状況



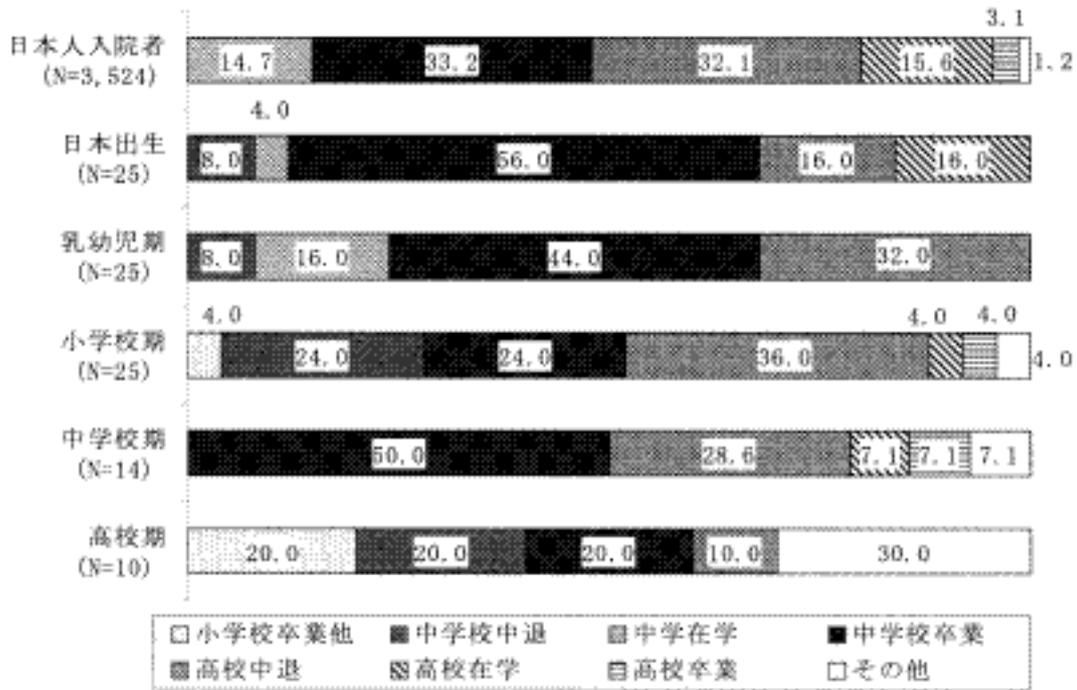
注 法務総合研究所の調査による。

3 来日時年齢類型と教育状況

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型と教育状況との関係を見ると、4-8-3-1図及び4-8-3-2図のとおりである。日本出生者では、高校在学が16.0%（なお、他の類型では1割に満たない。）であるほか、中学校卒業が過半数を占める。また、乳幼児期の来日少年では、中学校在学が16.0%（なお、日本出生者では4.0%であるほか、他の類型にはいない。）であるものの、高校中退が32.0%を占め、小学校期の来日少年では、中学校中退が24.0%に及んでいる。中学校期の来日少年では、中学校こそ卒業しているが、高校中退が28.6%に及ぶ。一方、高校期の来日少年では、小学校卒業と中学校中退

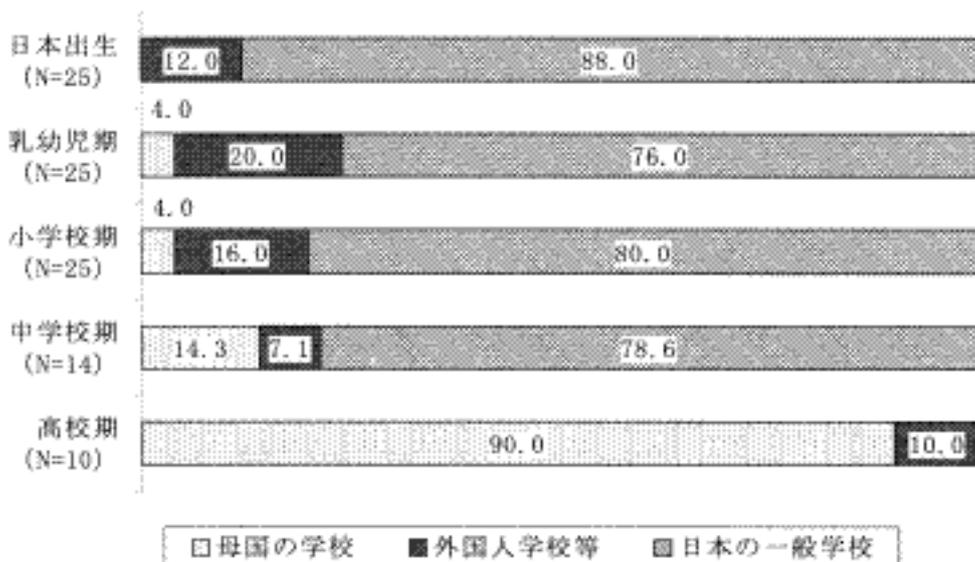
の者が4割を占めており、教育状況はかなり悪い。ただし、これは中学校期以前の来日少年とは異なり、来日以前の母国での教育状況である（4-8-3-2図）。つまり、小学校しか出ていない教育状況の悪い者が、高校期になって来日していることになる。

4-8-3-1図 来日時年齢類型と教育状況（比較）



注 法務総合研究所の調査による。

4-8-3-2図 来日時年齢類型と最終学歴の場所（国内外）

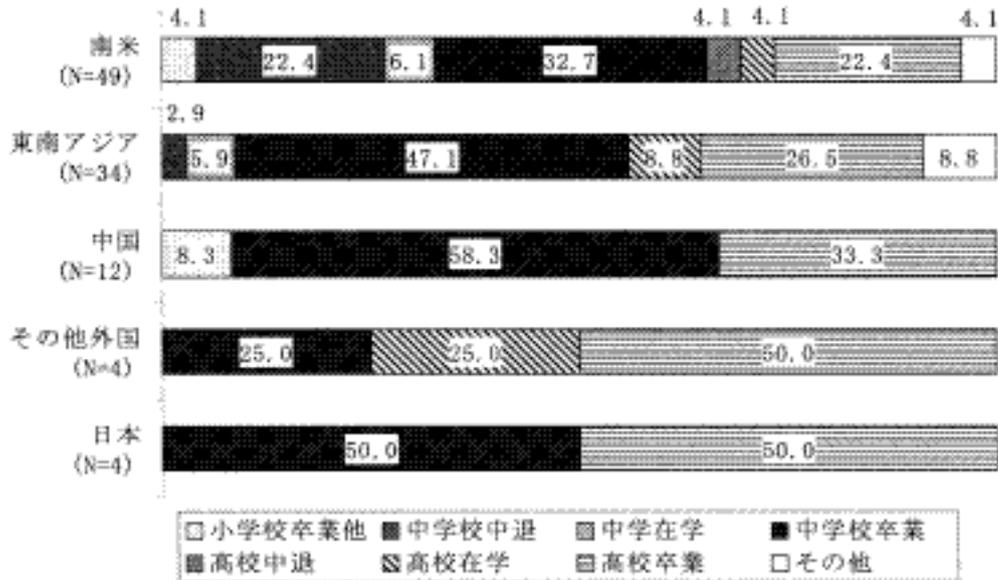


注 法務総合研究所の調査による。

4 出身地域と教育状況

調査対象者の出身地域と教育状況との関係を見ると、4-8-4図のとおりである。南米出身者の約2割は中学校中退の者である。

4-8-4図 出身地域と教育状況



注 法務総合研究所の調査による。

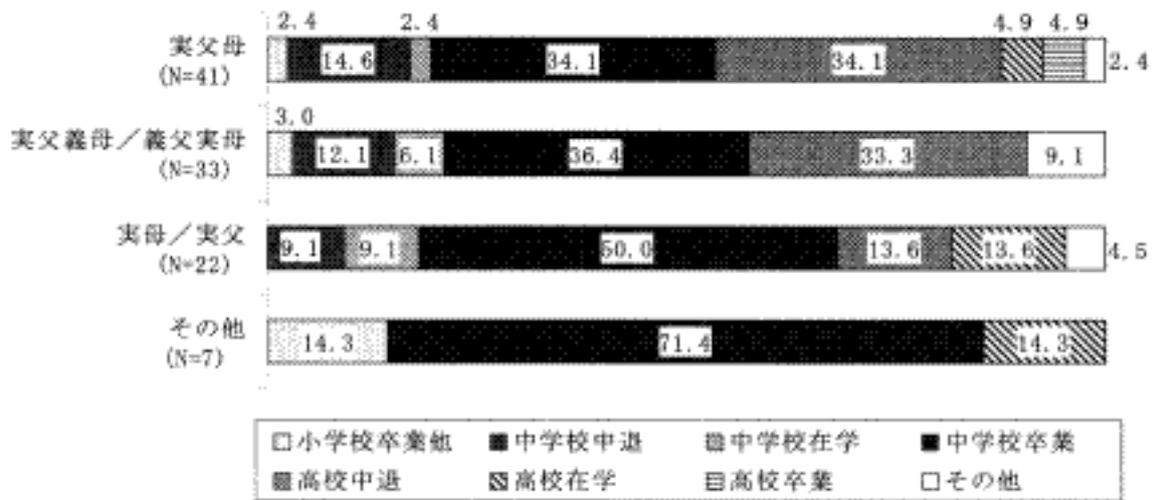
5 保護者と教育状況

保護者と教育状況との関係を見たものが、4-8-5-1図であり、また、保護者のうち母親のほとんどは外国人であるため、父親の国籍（日本人・外国人）と教育状況との関係を見たものが、4-8-5-2図である。

また、家庭の生活程度と教育状況との関係を見ると、4-8-5-3図のとおりである。貧困家庭では中学校卒業までの者が7割を超えるのに対し、普通の家庭では中学校卒業までの者が49.0%、高校中退が37.3%である。もっとも、富裕な家庭の者（2人）でも、中学校卒業と高校中退が1人ずつおり、教育状況は良くない。

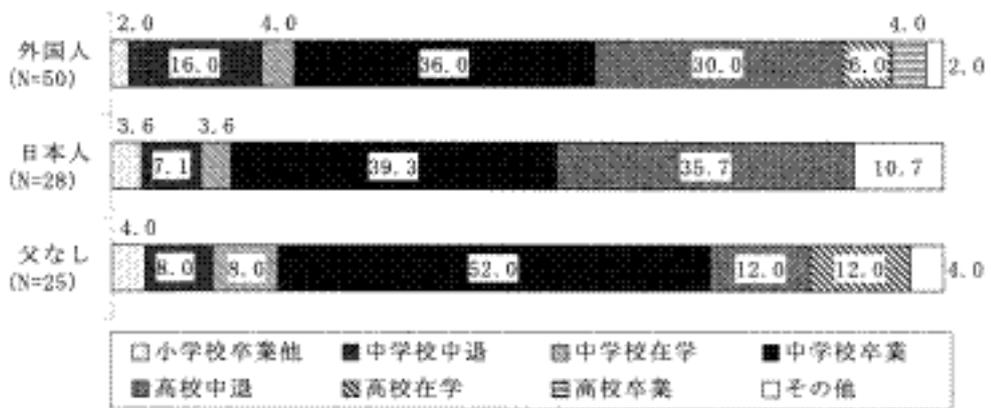
さらに、家庭の生活程度と教育状況の関係について、生活程度については不詳の者を除外した上、「富裕・普通」、「貧困」の2カテゴリーに、教育状況については、その他の者を除外した上、「中学校卒業まで（小学校卒業他、中学校中退、中学校在学及び中学校卒業）」、「高校入学以上（高校中退、高校在学及び高校卒業）」の2カテゴリーにそれぞれ統合して χ^2 検定を行ったところ、有意差が見られ（ $\chi^2(1) = 4.160, p < .05$ ）、貧困家庭の者の方が教育状況は悪い。

4-8-5-1図 保護者の状況と教育状況



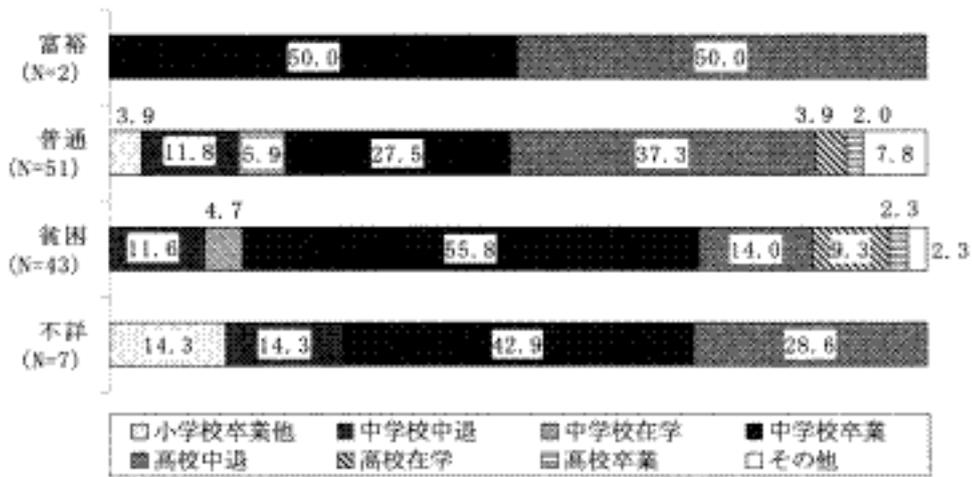
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 義父実母の義父には、養父を含む。

4-8-5-2図 父の国籍と教育状況



注 法務総合研究所の調査による。

4-8-5-3図 家庭の生活程度と教育状況



注 法務総合研究所の調査による。

第9節 就学・就労状況

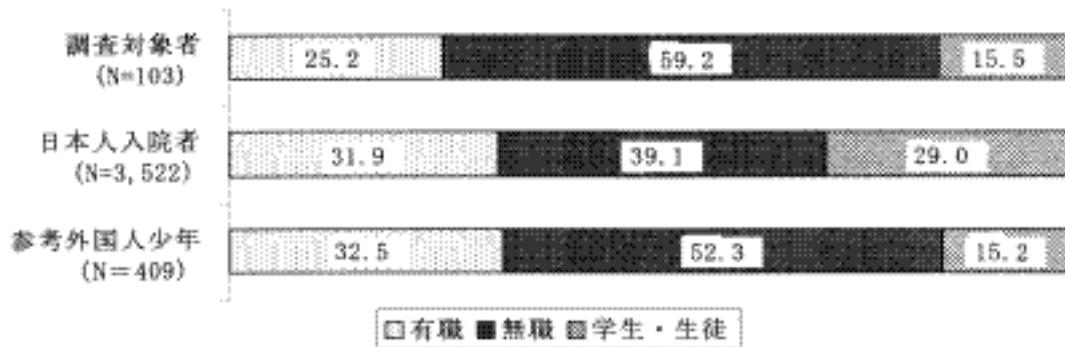
1 就学・就労状況

調査対象者の就学・就労状況は、4-9-1-1図ないし4-9-1-2図のとおりである。

調査対象者のうち、有職者が25.2%、無職者が59.2%、学生・生徒が15.5%である。これを日本人入院者と比べた場合、日本人入院者の無職率は39.1%にとどまっており、調査対象者の無職率の方がはるかに高い。

中学校卒業相当以上の年齢である16歳以上の少年に限定した場合でも、有職者の30.0%に対し、無職者が62.5%に及んでいる（4-9-1-2図）。

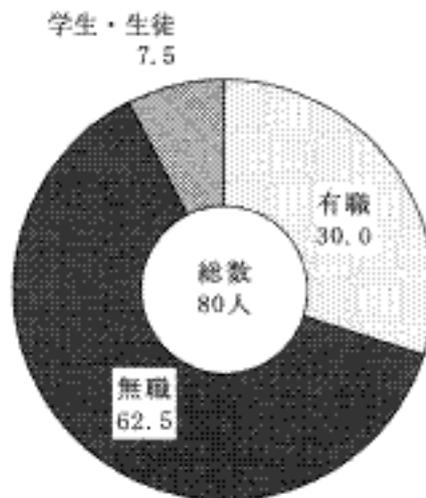
4-9-1-1図 就学・就労状況（比較）



調査対象者×日本人入院者 [$\chi^2(2)=18.012, p<.001$]
 日本人入院者×参考外国人少年 [$\chi^2(2)=41.480, p<.001$]

注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 不詳は除く。

4-9-1-2図 就学・就労状況（16歳以上）

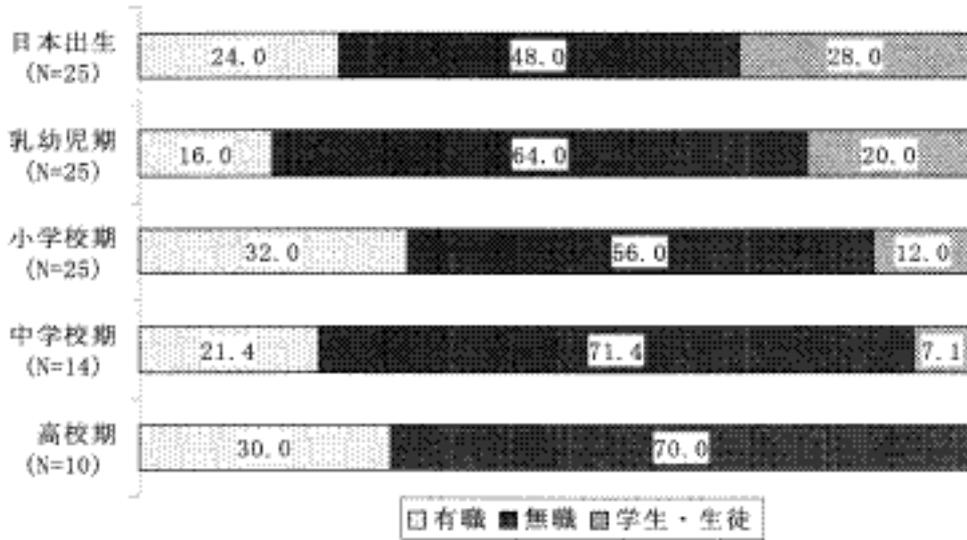


注 法務総合研究所の調査による。

2 来日時年齢類型と就学・就労状況

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型と就学・就労状況との関係を見たものが、4-9-2図である。中学校期や高校期の来日少年の無職率は7割を超えており（他の類型では4～6割台）、就労状況は良くないが、乳幼児期や小学校期の来日少年でも就労状況は決して良くないことがうかがわれる。

4-9-2図 来日時年齢類型と就学・就労状況

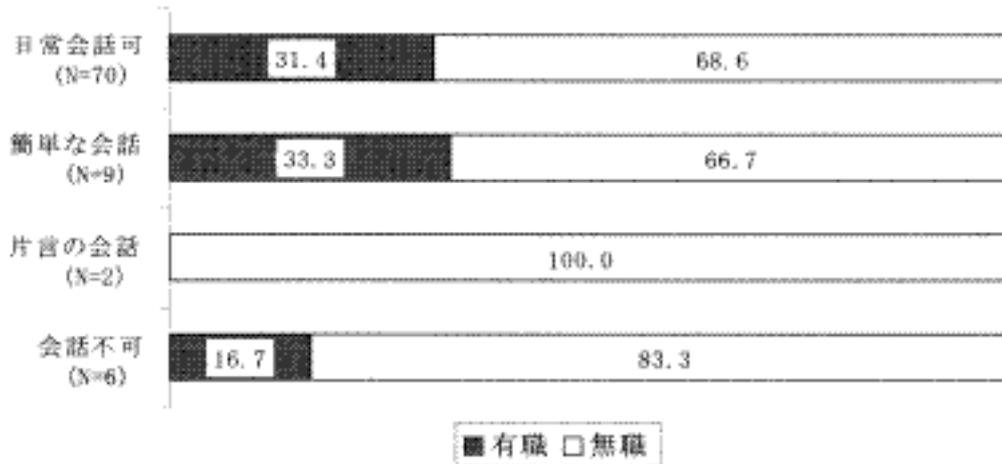


注 法務総合研究所の調査による。

3 日本語能力と就労状況

学生・生徒以外の調査対象者85人について、就労状況への影響が考えられる要因のうち、日本語能力との関係を見たものが、4-9-3図である。日常会話を可とする者が70人と8割以上を占めているが、それでも無職率は7割近くに及んでいる。

4-9-3図 日本語能力と就労状況

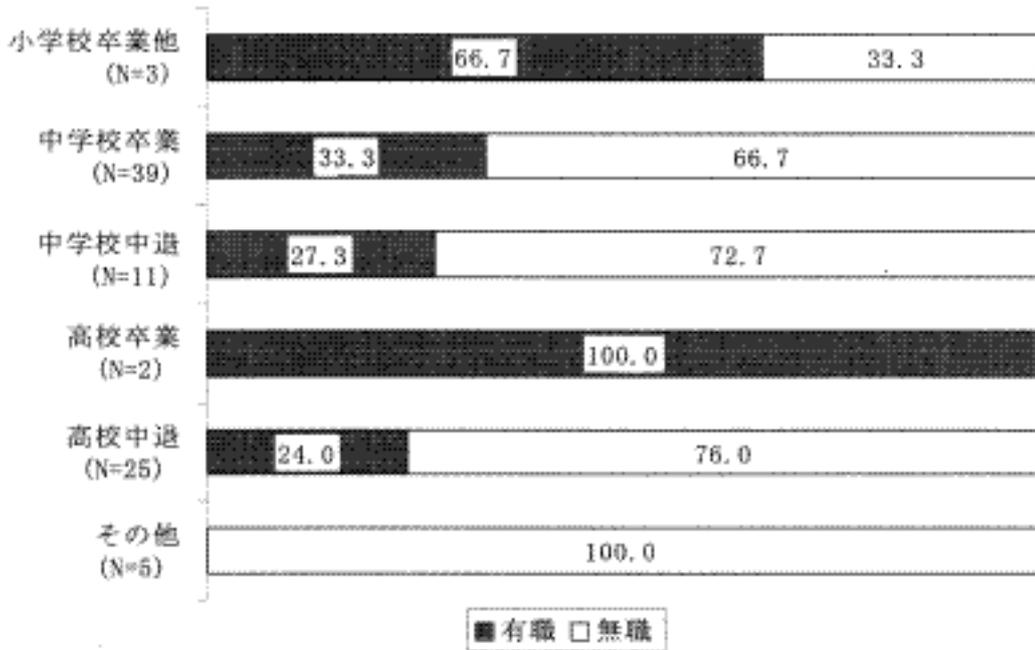


注 法務総合研究所の調査による。

4 教育状況と就労状況

学生・生徒以外の調査対象者について、教育状況と就労状況との関係を見たものが、4-9-4図である。

4-9-4図 教育状況と就労状況



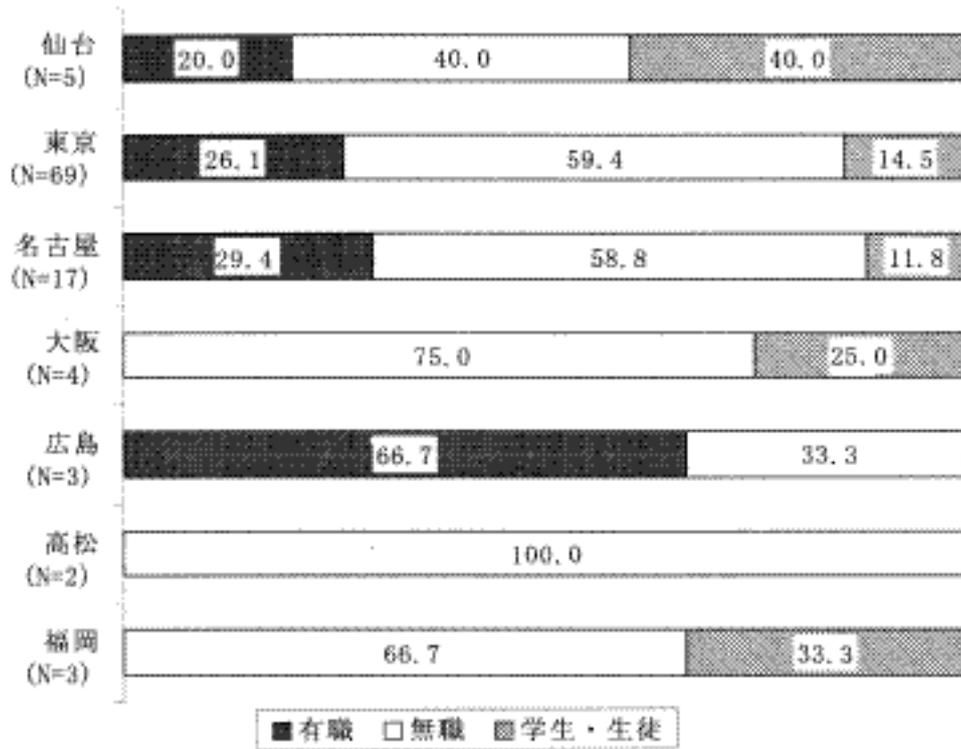
注 法務総合研究所の調査による。

5 居住地域と就学・就労状況

就学・就労状況は調査対象者が居住していた地域の経済状況に左右されることが考えられるが、調査対象者の入院前の住所を調査することが困難であるため、在院している少年院を管轄する矯正管区を居住地域とみなして、就学・就労状況との関係を見たものが、4-9-5-1図である。東京矯正管区内に所在する少年院に在院している調査対象者が圧倒的に多いこともあって、特徴的な傾向は見られなかった。在院している少年院の所在地を大きく東日本と西日本とに分けた場合³³でも同様であった(4-9-5-2図)。

33 東日本は東京矯正管区以東、西日本は名古屋矯正管区以西としている。

4-9-5-1図 在院少年院の矯正管区と就学・就労状況



注 法務総合研究所の調査による。

4-9-5-2図 在院少年院の所在地と就学・就労状況



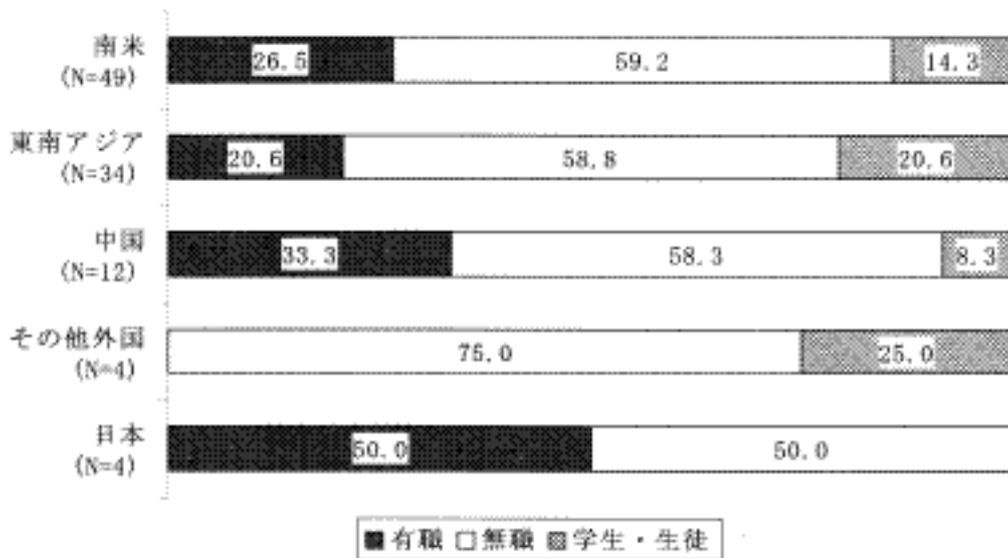
[$\chi^2(2) = 0.153, n.s.$]

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 東日本は東京矯正管区以東、西日本は名古屋矯正管区以西をそれぞれ示す。

6 出身地域と就学・就労状況

調査対象者の出身地域別に就学・就労状況を見たものが、4-9-6図である。

4-9-6 図 出身地域と就学・就労状況



注 法務総合研究所の調査による。

第10節 不良集団・共犯関係

1 不良集団関係

調査対象者の不良集団関係を見たものが、4-10-1-1 図である。

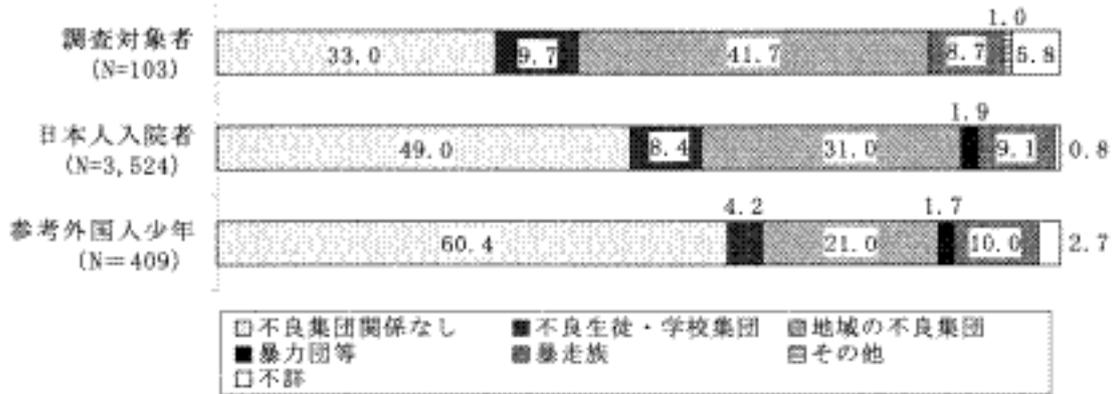
調査対象者のうち61.2%に不良集団への帰属が認められる。

さらに、不良集団関係について、その他及び不詳の者を除外した上、「不良集団関係なし」、「不良集団関係あり（不良生徒・学校集団，地域の不良集団，暴力団等及び暴走族）」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ，調査対象者と日本人入院者との間で有意差が見られ ($\chi^2(1) = 7.236$ $p < .01$)，調査対象者の方が日本人入院者 (50.3%) より不良集団関係のある者の割合が高い。他方，参考外国人少年についても，日本人入院者との間で有意差が見られる ($\chi^2(1) = 23.175$ $p < .01$) が，日本人入院者の方が不良集団関係のある者の割合が高く，調査対象者の場合と反対の傾向を示している。もっとも，調査対象者と日本人入院者あるいは参考外国人少年の不良集団への所属割合の違いについては，第4章第1節4項で述べたように，相互に抽出時期，期間，対象，国籍・在留資格の面でずれがあること，入院後新たに判明した事実による評価の変更や調査者の評価判断の幅の影響が想定し得る調査項目であることに十分留意した上で評価する必要がある。ただし，少年院での聞き取りによれば，不良集団に帰属する外国人少年については，出院後も不良集団との関係を断ち切れないことが深刻な問題となっている旨の指摘があり，不良集団への再加入が問題であるものと思われる。

調査対象者が所属している不良集団の種類は，地域の不良集団が41.7%で最も多く，こ

れに暴走族の8.7%を合わせると、50.5%の者が地域的な不良の集団との関係があることになる。これに対し、不良生徒・学生集団という学校を中心とした不良集団に属する者は9.7%にとどまる。なお、暴力団に属している者はいなかった。

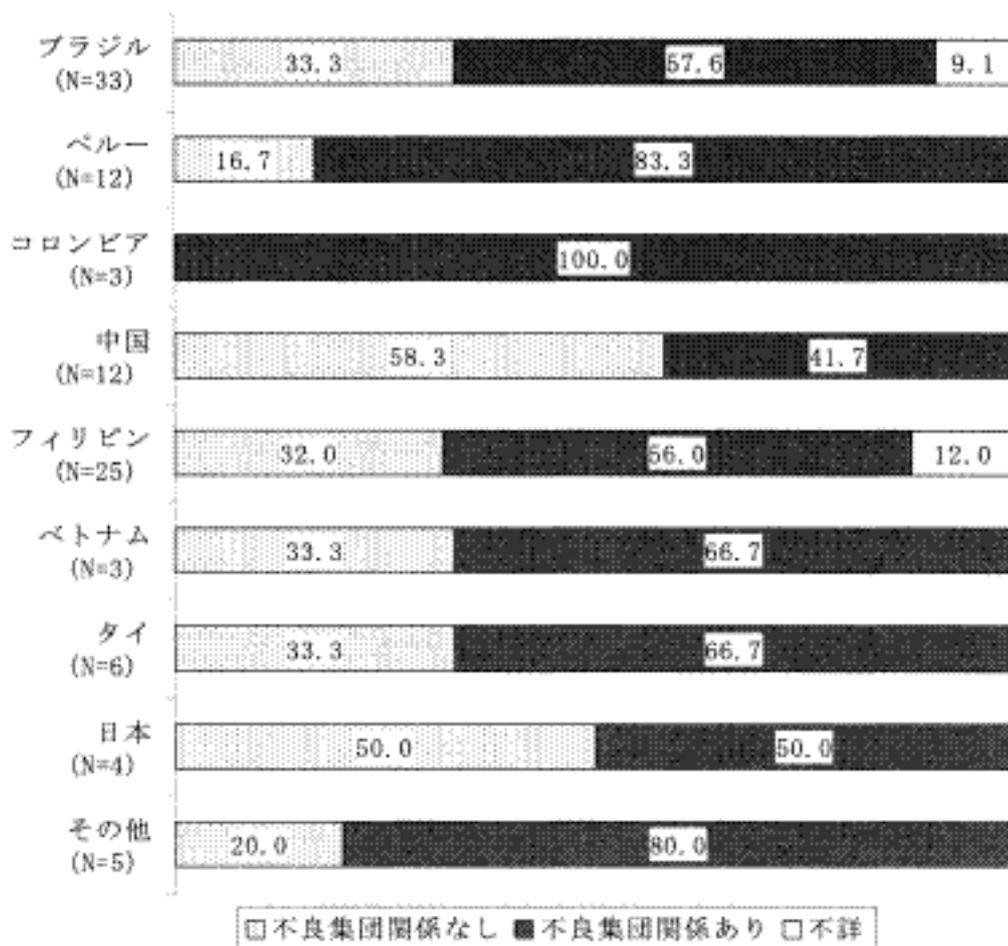
4-10-1-1図 不良集団関係（比較）



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

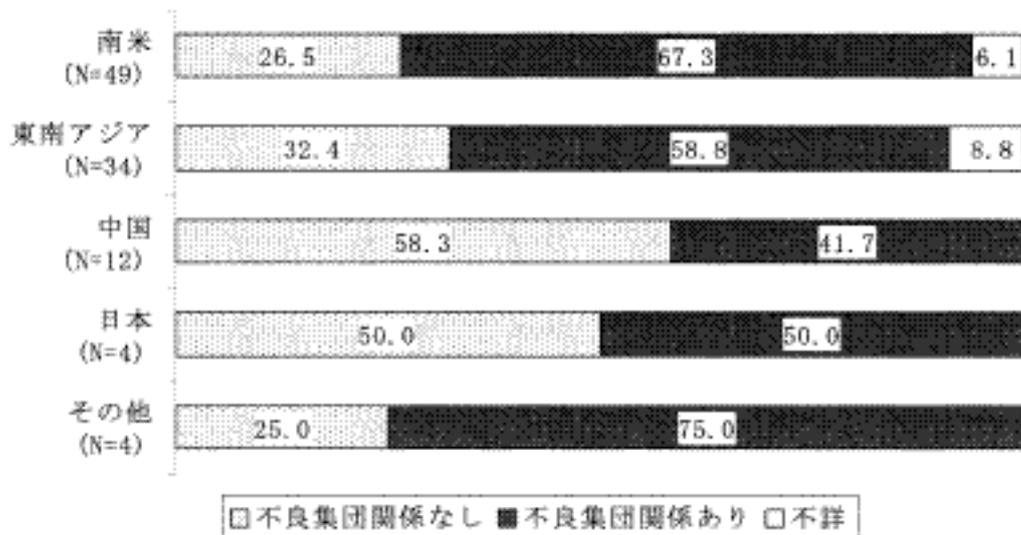
調査対象者の国籍等別及び出身地域別に不良集団関係を見ると、4-10-1-2図及び4-10-1-3図のとおりである。不良集団関係がある者の割合は、ペルーやコロンビアなど、ブラジルを除く南米出身者で8割以上、中国で4割程度であった。

4-10-1-2図 国籍等と不良集団関係



注 法務総合研究所の調査による。

4-10-1-3図 出身地域と不良集団関係



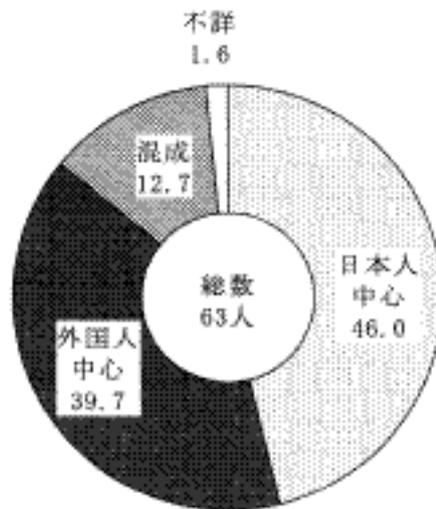
注 法務総合研究所の調査による。

2 不良集団構成員の国籍

不良集団関係のある調査対象者（63人）が属する不良集団の構成員を国籍（日本人・外国人）別に見たものが、4-10-2-1図である。日本人中心の不良集団である場合が46.0%、外国人中心の不良集団である場合が39.7%、日本人と外国人の混成の不良集団である場合が12.7%となっている。

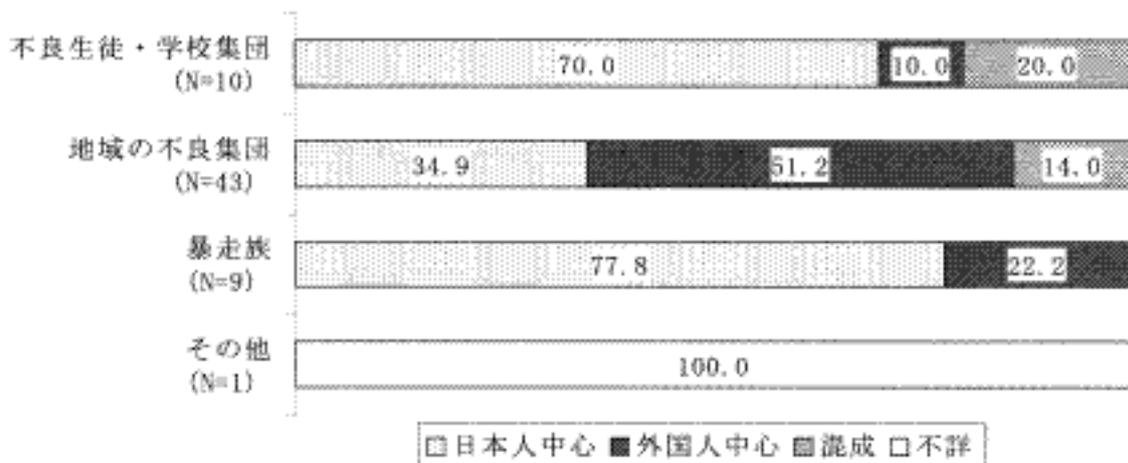
不良集団関係のある調査対象者が属する不良集団の種類と構成員の国籍（日本人・外国人）との関係を見たものが、4-10-2-2図である。不良生徒・学校集団に属する者は、通っている学校の多くが一般の公立・私立の学校であることから、その構成員も日本人中心である場合が70.0%を占めるのに対し、地域の不良集団に属する者は、51.2%が外国人中心の不良集団に属している。ただし、暴走族については、日本人中心である場合が77.8%、外国人中心である場合が22.2%となっている。

4-10-2-1図 不良集団構成員の国籍



注 法務総合研究所の調査による。

4-10-2-2図 不良集団の種類と構成員の国籍



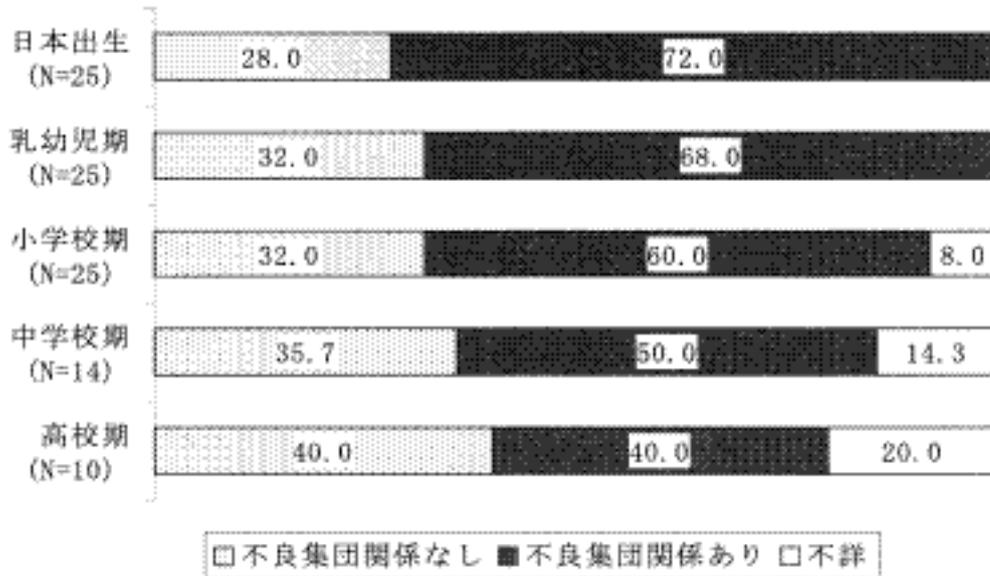
注 法務総合研究所の調査による。

3 来日時年齢類型と不良集団関係

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型と不良集団関係の有無を見たものが、4-10-3-1図である。

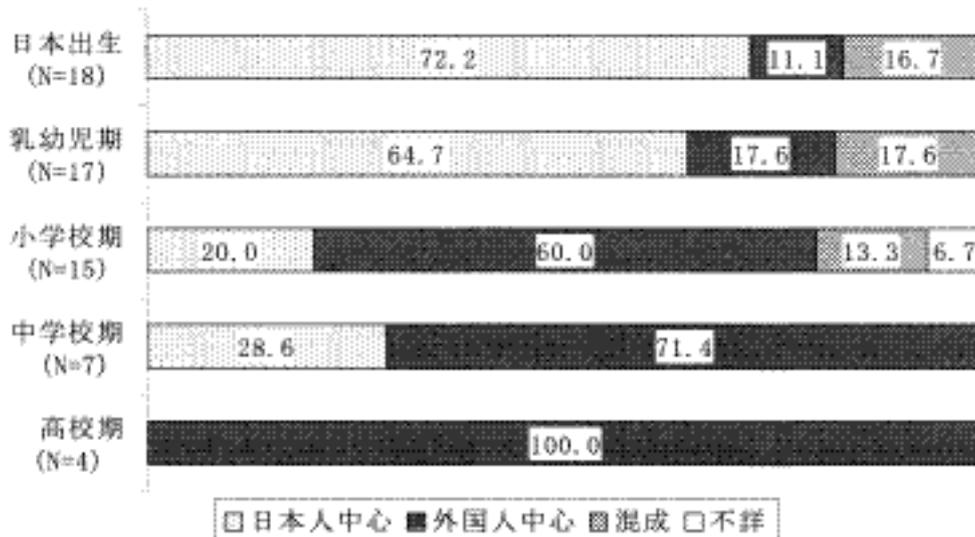
また、不良集団関係のある調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日時年齢類型と不良集団の構成員の国籍の関係を見たものが、4-10-3-2図である。不良集団関係のある者のうち、日本出生者の7割以上、乳幼児期の来日少年の6割以上が日本人中心の不良集団に属する。反対に、小学校期、中学校期の来日少年ではそれぞれ6割、7割強が、高校期では全員が、外国人中心の不良集団に属している。

4-10-3-1図 来日時年齢類型と不良集団関係



注 法務総合研究所の調査による。

4-10-3-2図 来日時年齢類型と不良集団構成員の国籍



注 法務総合研究所の調査による。

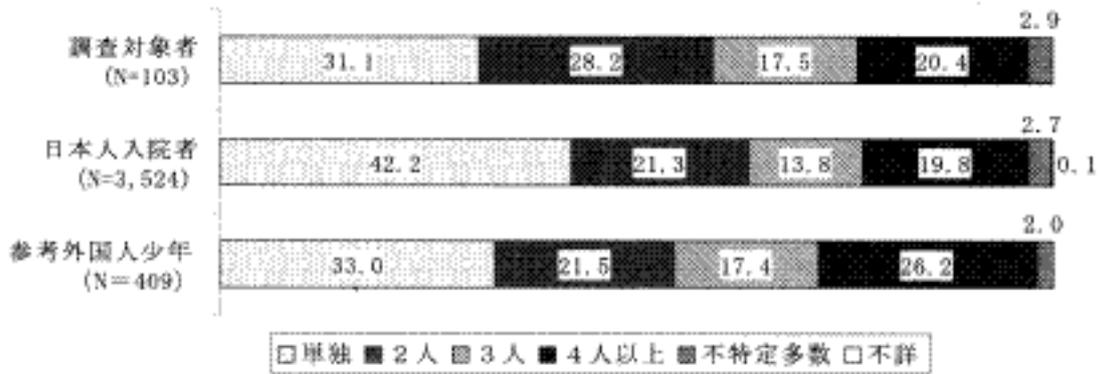
4 共犯の有無

主たる非行の共犯関係について見たものが、4-10-4図である。調査対象者の68.9%に共犯がある。共犯の数は1人（本人と合わせて2人）が28.2%，2人が17.5%，3人以上（不特定多数を含む。）が23.3%となっている。

共犯関係について、不詳の者を除外した上で、「単独犯」、「共犯あり」の2カテゴリーに統合して χ^2 検定を行ったところ、日本人入院者と比べた場合、調査対象者の方が共犯

のある者の割合が有意に高くなっている ($\chi^2(1)=5.170, p<.05$)。

4-10-4図 共犯関係 (比較)

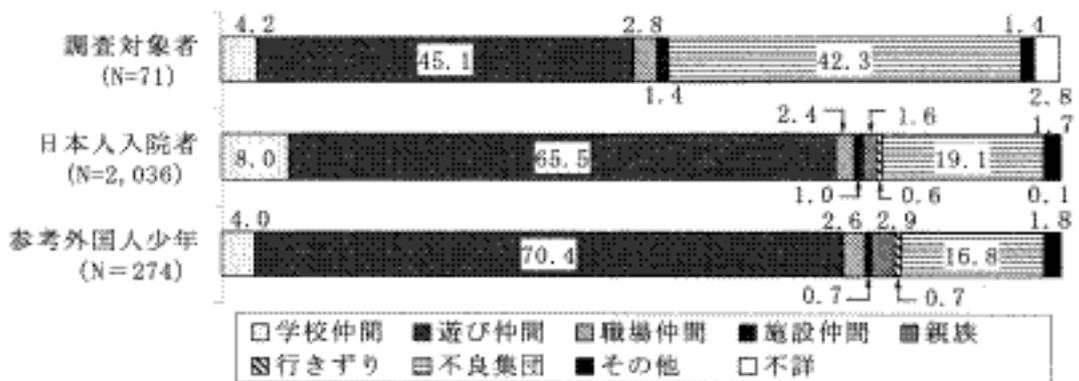


注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

5 共犯の種類

共犯がある調査対象者 (71人) について、共犯の種類を見たものが、4-10-5図である。遊び仲間が45.1%、不良集団が42.3%となっている。日本人入院者と比較した場合、調査対象者では不良集団の仲間がそのまま共犯となっている割合が42.3%であるが、日本人入院者では19.1%である。なお、参考外国人少年では、不良集団関係がある者の割合も3分の1強であったが、共犯がある者で不良集団の仲間が共犯である割合は16.8%にとどまっている。

4-10-5図 共犯の種類 (比較)

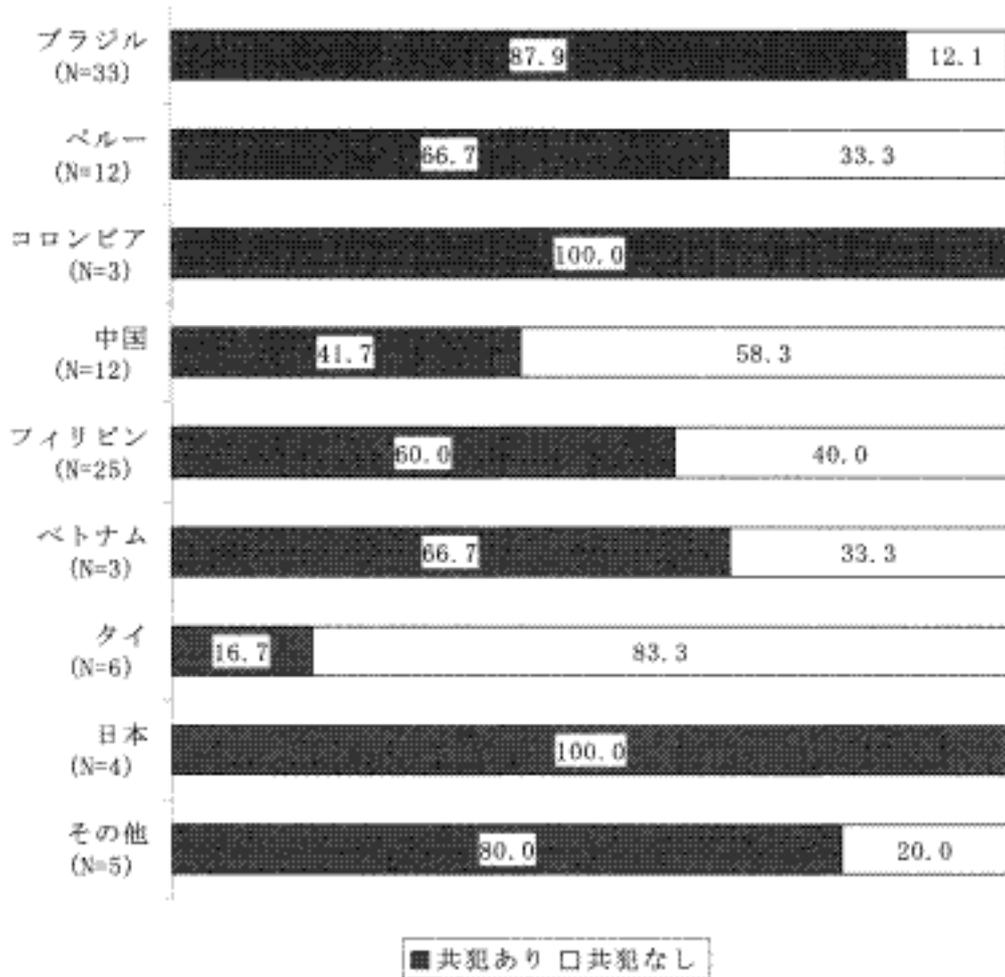


注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

6 国籍等と共犯

国籍等別に共犯の有無を見たものが、4-10-6図である。ブラジル出身の少年の9割近くに共犯がある。

4-10-6図 国籍等と共犯

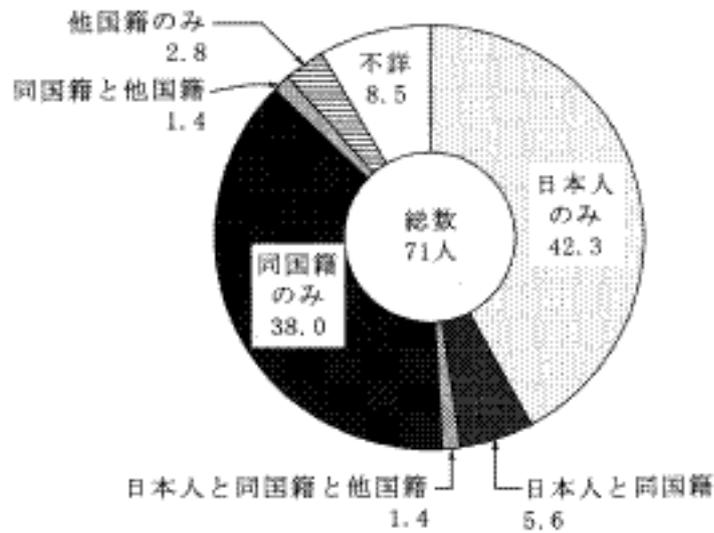


注 法務総合研究所の調査による。

7 共犯の国籍

共犯について、その国籍（日本人・外国人）を見たものが、4-10-7図である。共犯に日本人が含まれている場合は、49.3%と約半分であり、不詳を除く残りの42.3%が外国人のみの共犯であり、そのほとんどが同じ国籍等のみの共犯である。

4-10-7図 共犯の国籍

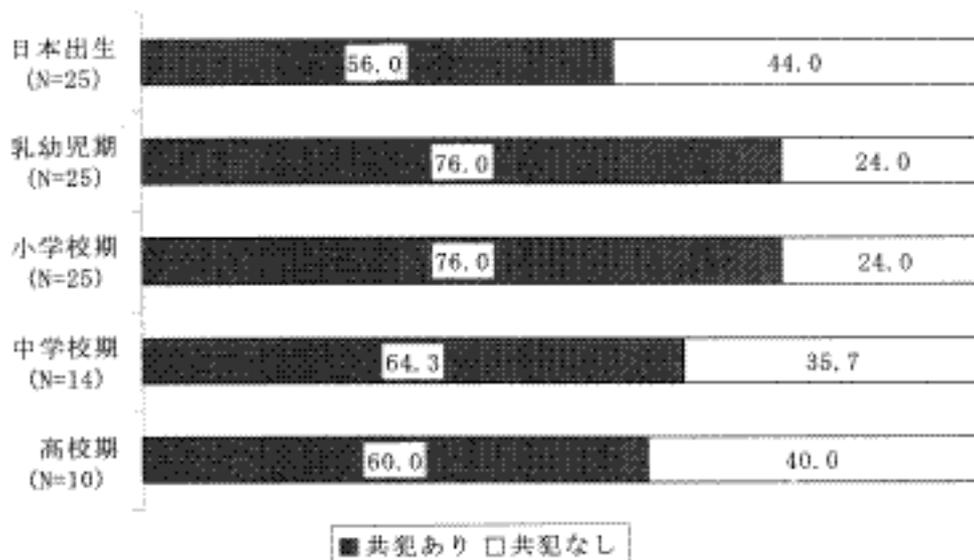


注 法務総合研究所の調査による。

8 来日時年齢類型と共犯

調査対象者（日本国籍者を除く。）の来日年齢類型と共犯の有無との関係を見たものが、4-10-8図である。来日年齢類型と共犯の有無に有意な差は見られなかった。

4-10-8図 来日時年齢類型と共犯



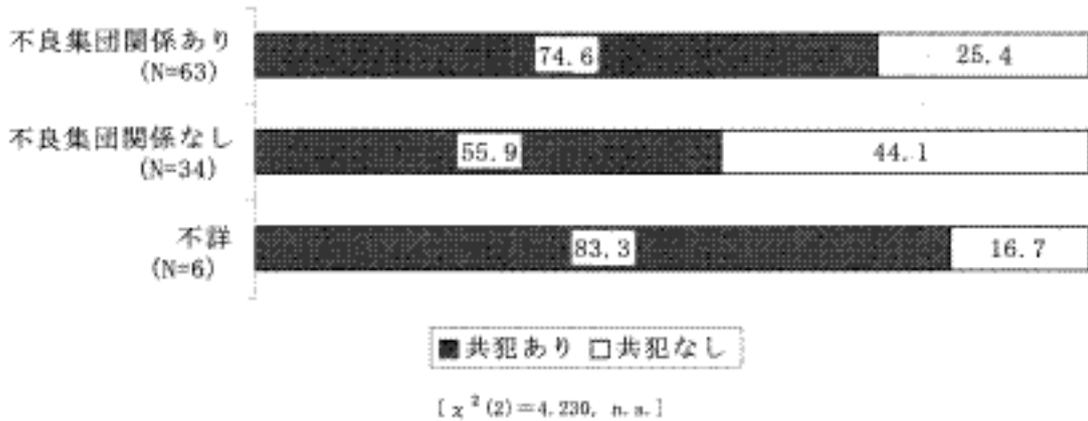
[$\chi^2(4)=3.485, n.s.$]

注 法務総合研究所の調査による。

9 不良集団関係と共犯

不良集団関係の有無と共犯の有無との関係を見たものが、4-10-9図である。統計的な有意差までは見られなかった。ただし、4-10-5図で示したように、調査対象者では、共犯は不良集団に属する者である場合が42.3%を占める。

4-10-9図 不良集団関係と共犯



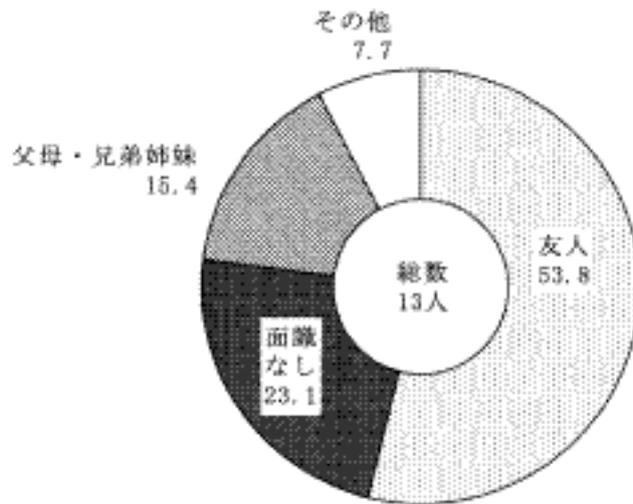
注 法務総合研究所の調査による。

第11節 事件の被害者

1 身体犯の被害者

調査対象者の非行のうち、身体犯の被害者は、傷害12人と殺人1人の計13人であるが、その被害者の続柄別内訳（複数回答）を見ると、4-11-1図のとおりである。被害者の53.8%が「友人」であり、「父母・兄弟姉妹」は2件（15.4%）にすぎない。

4-11-1図 身体犯の被害者

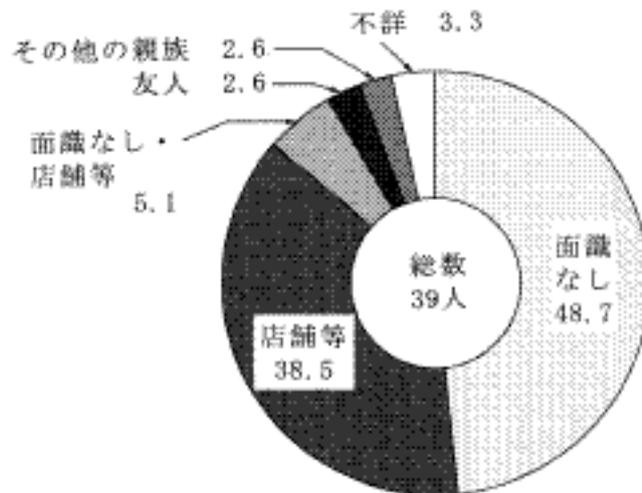


注 法務総合研究所の調査による。

2 窃盗の被害者

調査対象者の非行のうち、最も多い窃盗（39人）の被害者の続柄別内訳（複数回答）を見たものが、4-11-2図である。被害者の48.7%が「面識のない者」、43.6%が「店舗等（「面識なし・店舗等」を含む）」となっている。

4-11-2図 窃盗の被害者

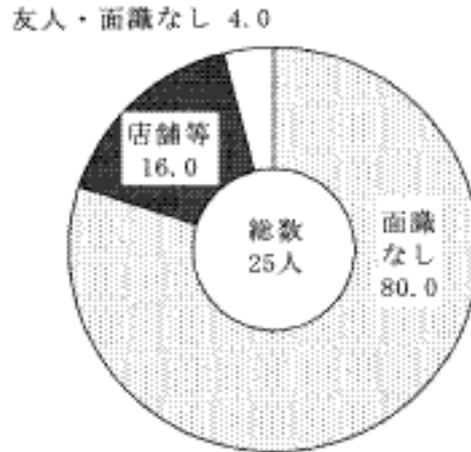


注 法務総合研究所の調査による。

3 強盗の被害者

調査対象者の非行に多い強盗（25人。強盗致傷を含み，強盗強姦（致傷）を含まない。）の被害者の続柄別内訳（複数回答）を見たものが，4-11-3図である。被害者の80.0%が「面識のない者」，16.0%が「店舗等」となっている。

4-11-3図 強盗の被害者



注 法務総合研究所の調査による。

第12節 非行の背景及び要因に関する定性分析

在院時調査票では、調査対象者が来日してから非行に至るまでの経緯と非行の背景や要因と思われるものについて、少年院の教官に自由記述してもらっている（質問項目(27)）。その中で、多くの調査対象者に見られるのが、保護者の監護能力、学校不適応及びその一要因としてのいじめや不良交友、それに日本社会への不適応といった問題である。保護者や不良集団への帰属等については、同調査票に基づき定量的な分析を既に加えたが、ここでは、少年院の教官による自由記述の中から看取り得る非行の背景や要因について、質的な考察を加えることとする。

それぞれの非行の背景や要因がどの程度の調査対象者に見られるかについての割合も示すが、その数値は教官の記述の中にそうした要因がどれほど取り上げられているかを示すものにすぎないので、記述がないからといって、当該調査対象者にそうした要因が見られないというものではないため、数値はあくまで参考値（小数点第1位を四捨五入）である。なお、紹介する事例の内容は、プライバシー保護のため、問題の本質を変えない程度に修正を加えてある。

1 保護者の監護能力

非行の背景や要因として、保護者の監護能力上の問題が大きいと考えられる場合が、調査対象者103人中40人（39%）に見られた。

(1) 保護者が出国や来日で少年を放置するケース

比較的多く見られるのが、保護者が日本に少年を置いたまま母国等に出国したり、日本への出稼ぎや再婚のため、少年を母国の親戚に長期間預けたりするケースである。監護能力に問題がある保護者は日本人の非行少年にも広く見られるが、外国人少年の保護者の場合、外国人であるがゆえに、少年を置いたまま日本又は母国等の海外に渡航することで少年との間に断絶が起きやすいという意味では、外国人少年に特有の問題ともいえる。

〈事例1 海外へ出奔〉

フィリピン人母子家庭の少年は、小学校4年生のとき来日したが、少年が小学校高学年のとき、母親が異国籍の外国人と海外へ出奔し、一人暮らしとなった。間もなく、母親の知人に引き取られたが、その頃から深夜徘徊や喫煙で補導されるようになり、その後、窃盗などの非行を繰り返すようになった。

〈事例2 単身来日〉

少年が乳児の頃、両親が離婚。フィリピン人の母親は、少年が2歳の頃、少年を祖父母に預けて単身来日し、日本人の継父と再婚した。少年は、母国にいるときから問題行動を起こすようになり、高校を中退後、15歳のときに来日したが、継父と折り合いが悪く、知人宅で居候生活をするようになったが、いずれの仕事も長続きせず、窃盗などの非行を行うようになった。

〈事例3 退去強制と出奔〉

少年は、日本人の父親とタイ人の母親の子として日本で生まれ、父母の不仲から幼少時に父方の親戚に預けられたが、小学生の頃、母親が受刑後に退去強制となり、父親も行方不明となった。不良交友の中、傷害や強盗事件を起こした。

(2) 語学能力の問題から保護者と少年の意思疎通が困難なケース

第6節6項で見たように、少年の保護者は日本語能力に欠ける者が多いが、日本で出生したり、乳幼児期に日本に来日した少年は、日本語ができる代わりに、保護者が話す母国語を余り理解できないため、親子間でコミュニケーションを取ることができず、その結果、少年に対し十分な監護がなされないケースが見られる。

〈事例4 意思疎通が困難〉

ペルー人の両親に続いて、少年は3歳のときに来日した。両親はスペイン語での会話を中心に日本語がほとんどできない一方、少年は日本語が中心であるため、親子で会話をするときには、兄の通訳が必要であった。両親が仕事に忙しいこともあって、少年の両親に対する不満が強く、寂しさを紛らわすため、不良集団と付き合い、遊興費欲しさに窃盗を犯した。

(3) 保護者による虐待があるケース

親の出奔までネグレクトに含めれば、調査対象者中20人（19%）に虐待被害の経験が見られる。虐待の内容は、暴力が最も多いが、性的虐待やネグレクト・遺棄のケースもある。保護者による虐待は、日本人の非行少年にも広く見られる問題であるが、外国人少年の場合、外国人である母親が再婚した相手の日本人継父による虐待など、より複雑な家庭環境の中で虐待被害を受けており、日本という外国での生活環境や日本語能力の問題とも絡み合っており、少年の性格形成や非行に大きな影響を与えている様子がうかがわれる。

〈事例5 性的虐待〉

フィリピン人の母親が日本人と再婚し、少年は8歳の頃に来日したが、離婚した元継父から性的虐待を受けて生活が一変し、そのこともあって進学にも失敗した。自暴自棄になり、共犯に従属的な立場をとる中で傷害事件を起こした。

〈事例6 虐待・性的虐待〉

少年は、日本人の父親とフィリピン人の母親の非嫡出子として生まれたが、元父親からは性的虐待を、母親の内縁の夫からは暴力を受け、情緒や行動が不安定となった。高校まで進学するものの、早々に不登校となる中、集団で傷害事件を起こした。

2 学校への不適応

学校への不適応が非行の背景となっていると思われる調査対象者は、30人（29%）であった。学校不適応の原因としては、日本語能力の不足、学業不振、いじめが中心であるが、学業不振は日本語能力の不足と決して無関係ではないと思われる。

（1）日本語能力に問題があり学校から脱落したケース

来日少年では、年長で来日するほど日本語能力に欠ける傾向があり、学校での学業不振、ひいては学校からの脱落につながっている。しかし、乳幼児期の来日少年の中にも日本語の習得に苦勞するケースが見られる。

〈事例7 中学生で来日〉

少年は、フィリピン人の母親とともに来日し、日本の中学校に転入したが、日本語が全く分からず、その後高校に入学したものの勉強ができず、留年をきっかけとして退学した。仕事もせず、遊び歩く中で非行を行い、前回処分を受けた後も日本語の読み書きができないため仕事が見つからず、無力感に陥り、再び非行に走った。

〈事例8 乳幼児期に来日〉

アメリカ人の父と離婚した日本人の母親に連れられて、少年は5歳のときに来日し、日本の公立の幼稚園、小学校に通うが、日本語が分からず、小学校半ばまで日本語学校に通っていた。中学校に入ると授業が理解できず、学校を欠席するようになり、非行を行うようになって家庭裁判所の処分を受けた。中学校だけは卒業したものの、どの仕事も長続きせず、窃盗などの非行を繰り返した。

(2) 学校でいじめ被害を受け学校から脱落したケース

外国人であることや日本語が分からないという理由で、学校でいじめられた経験を持つ調査対象者が22人(21%)おり、いじめ体験が学校からの脱落の原因の一つになっている。

〈事例9 いじめ体験〉

ブラジル人少年は、4歳のときに来日したが、母親からは体罰を受け、その後同居を始めた継父との間に生まれた異父妹ばかりをかわいがると感じていたところ、学校では外国人であるとのいじめを受け、教師に相談したものの何も変わらなかったことから、孤立感、被差別感を深め、重大傷害事件を起こすに至った。

〈事例10 いじめ体験〉

ブラジル人少年は、6歳のときに来日し、公立の小学校に通ったが、いじめを受け、仲間外れにされたが、高学年のときに同級生等に対して暴力を振るい児童相談所係属となることがあった。中学校では「ブラジルに帰れ」とやじられたことから不登校となり、ポルトガルのサポート校に転校するも、万引きなど窃盗事件を起こし、家庭裁判所送致処分後に傷害事件を起こした。

3 不良交友

不良交友が非行の背景となっていると考えられる調査対象者は、38人(37%)であった。もちろん、その多くは、元々親の監護能力不足や学校への不適応といった問題を抱え、そうした中で不良集団と付き合いようになったことが非行性を高める結果となっており、不良交友だけが非行の要因というわけではない。この点については、特に日本人の非行少年と異ならないが、外国人であることの被差別感や日本社会への不適応などから同国人を中心とする外国人の不良集団に接近し、非行性を高めていったケースも見られ、外国人少年特有の問題として捉える必要がある。

〈事例11 外国人グループの不良交友〉

ブラジル人少年は、2歳のときに来日したが、外国人であることの引け目や能力的な制約を意識したくないという気持ちから、自分と境遇を同じくする外国人達との遊興にふけり、その者達の歓心を買うため、窃盗を犯した。

4 アイデンティティの危機

外国人少年の中には、日本と母国を行き来する不安定な生活の中で、どちらの社会にも適応できず、場当たりの生き方の中で非行性を高めていった者や、日本では外国人といじめられ、同国人からは日本人と蔑まれて、よりどころがないことが逸脱のきっかけとなっ

た者が見られる。

〈事例12 母国と行き来する不安定な生活〉

少年は、日本と母国を行き来する不安定な生活環境の中で育ったため、社会性や自律性が育まれず、気ままに過ごすことに慣れ、同国籍の不良仲間と交流を深め、誘われるまま強盗事件を起こした。

〈事例13 アイデンティティ・クライシス〉

ブラジル人少年は、9歳のときに来日したが、日本では奇異な目で見られ、ブラジル人にも同国人として認められず、よりどころをなくし、日本社会への不応感から、夜遊びなどの逸脱行動を始め、犯罪グループに誘われて犯行を繰り返すようになった。

〈事例14 アイデンティティ・クライシス〉

ブラジル人少年は、1歳のときに来日したが、中学校時代にブラジル人であることをからかわれ、家庭の事情で一時帰国してブラジルの高校に通ったが、ポルトガル語の授業についていけず、日系人とからかわれた。そのころから大麻を使用したり、窃盗を犯したりするようになり、高校中退後、再来日したが、再び非行を行うようになった。

5 母国での規範意識の形成不全

外国人少年の中には、母国の治安が悪く、そうした環境の中で適切な規範意識が形成されずに育ったため、来日後非行に至る者が見られる。来日前から既に母国で非行歴がある者や、来日してから極めて短期間のうちに非行を行う者がおり、こうした者は、既に母国にいる間から非行性の進歩を深めていたなどの可能性も考えられる。

〈事例15 規範意識形成不全〉

フィリピン人少年は、12歳のときに来日してから3年4か月余りで家庭裁判所の審判を受ける非行を行い、その後5か月で本件非行に及んだ。母国では、夜間、一人で歩くと強盗や強姦等の被害に遭うことは珍しくなく、少年は、「友人達も皆やっていた。自分も帰国が決まっており、捕まらないであろうし、日本は治安が良いので犯罪をしても命が狙われることはない。」として非行に及んだと述べている。

〈事例16 規範意識形成不全〉

ブラジル人少年は、小学校低学年時に来日し、公立学校に編入するが、小学校卒業後は中学校に行かず、後に入学した外国人学校も、勉強についていけず中退した。仕事も長続きせず、間もなく車上ねらいや自動車盗を犯すようになった。犯行に専用の道具を使ったり、発覚しないような偽装したりするなど計画的な犯行である。少年は、ブラジルから来日したのが小学校低学年時であるにもかかわらず、「路上に車を放置していれば盗まれても仕方がない。」と述べるなど規範意識が低く、非行性の進度も深い。

〈事例17 来日前から非行〉

少年は、来日前から母国のペルーでひったくりを繰り返しており、12歳で来日した後も日本での勉強に自信が持てず、家出を繰り返す中、来日から2年ほどで家庭裁判所の審判を受ける非行を行っており、その後も非行を繰り返した。

〈事例18 来日後短期間で非行〉

ブラジル人少年は、14歳のときに来日し、外国人学校に入学するも就学意欲を失い、同国人の不良グループと夜遊びなどを繰り返すようになり、来日から僅か6か月で強盗事件を起こし、少年院送致となったが、仮退院から1年半余りで再犯に至った。

第5章 調査結果のまとめ

1 非行歴

調査対象者は、家庭裁判所の処分歴がある者が7割近くおり、保護処分歴がある者も半数以上に及ぶ。日本人入院者より前歴がある者が多いとはいえないが、日本での在留期間が長い者が多いとはいえず、日本人入院者よりも日本での在留期間が短いことを考えると、非行性が決して低いとはいえない。前回処分がある者の再非行期間は、半年以内である場合が半数近くを占め、更生の難しさをうかがわせる。

2 非行内容

調査対象者の非行内容は、窃盗等の財産犯が中心であるが、日本人入院者と比べた場合、強盗や強盗致死傷が突出して多いのが特徴的である。

財産犯の非行動機は、利欲目的（対象物の所有・消費目的、遊興費・酒代欲しさ、保険金・遺産目的、その他の利欲）が7割以上に及ぶが、経済的困窮（経済的困窮・生活苦、債務返済）を動機とする者も3割以上に見られ、特に、南米出身者では経済的困窮を動機とする者が4割を超えている。

3 在留状況

調査対象者のうち、日本で出生した者が4分の1、6歳未満の乳幼児期に来日した者も4分の1おり、約半数の者が極めて幼少の頃から日本に在留している。これらの者は、出生又は来日から平均でそれぞれ15年と12年程度で初めての非行を行っており、家庭裁判所処分歴も、2回以上ある者がそれぞれ28%、36%であるが、より年長で来日し、より在留期間が短い者（小学校期では44%、中学校期では50%）と比べると多いとはいえない。しかし、日本での在留期間が長く、日本への適応力が高いはずでありながら、後記5及び6のとおり、教育状況や就労状況などが決して良い状態にはないことが問題である。

これに対し、非行性が高いのが中学校期や高校期に来日した少年の特徴である。それぞれ平均13歳半ばと16歳半ばに来日し、それから2年から3年で初回の非行を行っており、中学校期に来日した少年では2回以上の処分歴がある者が半数に及ぶ。来日してから極めて短期間に非行性の進度を深めていった可能性も否定できないが、本調査の非行事例でも、母国の治安が余りに悪いため規範意識が定着していない者が見られることから、こうした年長時に来日し、間もなく非行を行った少年の中には、元々母国にいるときから非行性を有していたことも十分に考えられる。

4 保護者

調査対象者の母親は、実母である場合がほとんどであるが、父親は、義父と父親なしを合わせて半数近くを占め、日本人入院者と比べて義父実母の家庭が多い。母親のほとんどは外国人であり、父親のうち、実父は9割近くが外国人であるが、義父の3分の2強が日本人である。また、親がいても、国外にいる場合もある。調査対象者が非行に至る背景を見ても、実母が日本人と再婚して来日したり、逆に離婚して帰国したりするケースも見られ、家庭環境は複雑かつ不安定である。

実父、実母が共に外国人である場合、日本での在留期間が長くても日本語能力が低いいため、少年院の教官との意思疎通が十分でないことも多い。父親が日本人の場合（実父の1割強、義父の3分の2強）、こうした言語の問題は少ないはずであるが、少年院での聞き取りでは、日本人の父親が面会に来ることが少なかったりするなど、子の養育には余り熱心な様子はいかたがえない。調査対象者の日本語能力を、父親の国籍別（外国人・日本人別）に見た場合、日本人の父親である方がかえって日本語能力が低いのも、このような複雑な父子関係があることを示唆している。

父親の無職率は1割を超え、有職者では製造業や建設業に従事している者が4割を超えている。また、貧困家庭の者の割合が4割を超えている。しかも、日本での在留期間が長い者でも、生活程度は決して良くなってはいない。

保護者の養育態度は、放任が半数近くに及び、虐待や養育拒否の保護者も6分の1の家庭で見られる。少年院での聞き取りでは、南米出身者の保護者の場合、少年院に面会に来るといった親子の絆はあるものの、子供の非行に対する指導については熱心さを欠くことも指摘されており、少年の更生を図る上での監護能力の問題がうかがわれる。

5 教育状況と日本語能力

調査対象者の一般的な日本語能力（特に、会話）は、在留期間が長い者の場合、ほとんど問題ない。しかし、少年院では3割の者が何らかの日本語指導を受けており、また日本語以外の言語を最も流暢な日常の生活用語としている少年の割合が、来日時期が年長になるにつれて高くなることから、読み書きなど、依然として日本語能力に問題を抱えている者が一定程度見られる。まして、高校期に来日した少年については、6割が全く日本語での会話ができないか、片言しかできない。こうした日本語能力の問題は、教育状況とも無関係とは思われない。少年の教育状況は、日本人入院者にはほとんど見られない中学校中退者が1割を超えるほか、中学校卒業までの割合も6割を超える（日本人入院者は半数弱）など、悪い。ただし、日本で生まれた少年や乳幼児期に来日した少年でも、中学校卒業までの者が7割弱であり、日本で幼少期より在留しながら、早い段階で日本の教育制度から脱落している者が相当数いることがうかがわれる。本調査の非行事例においても、学校において、日本語能力に問題があることに加え、外国人であるという理由からいじめを受け、

通学しなくなったケースが見られる。

6 就労状況

調査対象者の就労状況は極めて悪く、無職率は6割近くと、日本人入院者よりはるかに高い。乳幼児期に来日した少年でさえ、無職率が6割を超えることから、日本の在留期間が長くとも、就労状況は決して良い状態であるとはいえない。

7 不良集団

調査対象者には、地域の不良集団を中心とする不良集団に帰属する者が6割以上見られる（ただし、参考外国人少年では、不良集団に帰属する者の割合は4割弱と、日本人入院者と比べてもかなり低いことに留意すべきである。）。調査対象者では、日本で出生した者や乳幼児期に来日した者の7割前後が不良集団に属する。本来であれば、こうした外国人少年等は学童期に来日した者よりは日本社会に適応しやすいはずであるにもかかわらず、そうっていないことは、日本で出生した者や乳幼児期に来日した者にも、健康な社会生活から逸脱し、不良集団に属するようになる要因があることを示唆している。

さらに、従来、学校からドロップアウトした外国人非行少年が、同国人の外国人不良集団に属し、非行を行うというイメージがあったように思われるが、調査対象者がそうした外国人中心の不良集団に属しているのは、小学校期以降に来日した者が8割近くを占め、むしろ日本で出生した者や乳幼児期に来日した者は、日本人中心の不良集団に属する割合が7割近くに及ぶ。仮に、こうした日本に幼少時から在留している者が、日本社会への社会不適応を起こして非行に走ったとした場合、それでも母国（外国）の文化を共有できる集団に帰属することはしなかったことになる。

また、調査対象者の共犯率は約7割であり、特にブラジル出身の少年の場合は9割に近い。さらに、共犯のいる調査対象者の4割以上が不良集団に属する仲間となっている。共犯等への服従迎合が非行動機となっている者も2割を超えている。以上のことから、不良集団への所属等の不良交友が非行の重要な背景となっていることがうかがわれる。

以上、本第1報告で分析対象としたのは、在院時調査のうち、来日外国人非行少年等の特性や非行の背景に関わるものである。在院時調査に引き続き、同調査で調査対象とした来日外国人少年等に対して出院時調査を行っており、今後、調査対象者の少年院における矯正教育の内容や成果、仮退院の状況、在留期間の更新や退去強制といった出入国管理の状況を中心に分析を行い、第2報告を行うことを予定している。